

道東六市防災協定

釧路市、帯広市、北見市、網走市、紋別市、及び根室市（以下「提携都市」という。）は防災に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における防災に関して、提携都市が相互に協力することにより、災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被災者の救護を図り、もって提携都市住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（災害時の相互応援）

第2条 提携都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、提携都市が加入する「北海道広域消防相互応援協定」及び「日本水道協会北海道地方支部震害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱」に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の提携都市に対して応援を要請することができるものとする。

2 応援を要請された都市（以下「応援都市」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、救援に務めるものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあつ旋
- （2）救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあつ旋
- （3）被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供又はあつ旋
- （4）救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）児童・生徒の受入れ
- （6）被災者に対する住宅の提供
- （7）前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第4条 被災都市が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3条までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- （4）前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、学年及び人数
- （5）前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- （6）応援場所及び応援場所への経路
- （7）応援の期間
- （8）その他必要な事項

（派遣職員の指揮）

第5条 応援のため派遣された職員は、被災都市の市長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- （1）第3条第1号から第3号、第5号から第7号に掲げる応援の経費については、原則として被災都市の負担とする。
- （2）第3条第4号に掲げる応援の経費については、応援都市の負担とする。

（応援の自主出動）

第7条 災害が発生し、被災都市との連絡が取れない等の混乱した状況において、応援都市は被災都市の情報収集に努め、関係職員による情報収集班の派遣等、可能な処置をとるものとし、被災都市の要請がなくとも明らかに、応援都市において被災都市に対し緊急の応援が必要と判断される場合には、応援活動に必要な要員、物資、機材を想定し自主的に出動するものとする。

- 2 前項の自主出動に直接要した経費については、原則として応援都市の負担とし、他の経費については前条の規定によるものとする。

（連絡担当部局）

第8条 提携都市は、この協定に基づく相互応援の窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成12年3月31日までとする、但し、期間満了の日の1ヶ月前までにいずれからも申し出のないときは、更に3年間協定を自動的に更新し、以後についても同様とする。

（その他）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定の定めのない事項については、提携都市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書6通を作成し、各都市の市長が署名の上、各1通を保有する。

平成8年5月21日

釧路市長 鱈 淵 俊 之

帯広市長 高 橋 幹 夫

北見市長 小 山 健 一

網走市長 安 藤 哲 郎

紋別市長 金 田 武

根室市長 大 矢 快 治

道東六市防災協定実施細目

（趣旨）

第1条 この実施細目は、道東六市防災協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（応援職員の公務災害）

第2条 協定第3条第4号の規定により派遣した職員（以下「応援職員」という。）が、その応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。但し、派遣場所において応急治療した場合の治療費は被災都市の負担とする。

（損害賠償）

第3条 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災都市が賠償経費を負担するものとする。但し、応援職員の重大な過失により生じたものについては、応援都市が賠償経費を負担するものとする。

（経費の負担方法）

第4条 協定第6条第1号の規定により、被災都市が負担すべき経費については、応援都市が、一時繰替支弁するものとする。但し、あつ旋した物資、資機材及び車両等の経費についてはこの限りではない。

2 応援都市は、前項により一時繰替支弁した経費について、次により算定した額を被災都市に請求する。

（1）物資及び貸与以外の資機材については、当該物資及び資機材の購入費（備蓄している物資等を提供した場合は、再調達価格）及び輸送費

（2）携行又は貸与した車両、機械器具及び資機材については、借上料、燃料費（備蓄しているものは除く）、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費（現地修理したものは除く）

3 前項に定める請求は、応援都市の市長名による請求書により、関係書類を添付して、被災都市の市長に請求する。

4 前2項の規定により難いときは、応援都市及び被災都市が協議して定める。

（応援職員の身分表示等）

第5条 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、応援都市の状況に応じ、必要な被服、装備及び当座の食糧等を携行するものとする。

（連絡担当部局の報告）

第6条 協定第8条第1項に規定する連絡担当部局を定めたときは、当該部局名、責任者及び補助者の職・氏名並びに電話・電話番号（勤務時間外の場合も含む）をあらかじめ相互に通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。

災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）災害応急対策に従事する職員の派遣
- （2）災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- （3）被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- （4）広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- （5）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- （1）第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- （2）第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- （3）第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

（応援等の要請の手続）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- （1）被害の種類及び状況
- （2）職員の職種別人員

- (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
- (7) 応援等の期間
- (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、

その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道  
 北海道知事  
 北海道市長会  
 北海道市長会長  
 北海道町村会  
 北海道町村会長

別 表

地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目

（趣旨）

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定（以下「協定」という。）第11条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

（応援等の要請の方法）

第3条 協定第7条第1項に規定する応援等の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

（応援等の要請等の連絡系統）

第4条 協定第7条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第2を基本とする。

（経費負担の内容等）

第5条 協定第8条第1項に規定する応援等を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- （1）職員の災害応急対策への従事 応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
- （2）備蓄物資及び資機材 当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費
- （3）調達物資及び資機材 当該物資及び資機材の購入費及び輸送費
- （4）車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- （5）施設の提供 借上料
- （6）その他協定に基づき実施した応援等に係る経費 その実施に要した額

2 協定第8条第2項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

3 応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

4 応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5 前各項の規定により難しい場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

（その他）

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された実施細則は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。-

平成27年3月31日

北海道知事  
北海道市長会長  
北海道町村会長

災害時における連携協力に関する協定

全国市長会（以下「甲」という。）と一般社団法人日本カーシェアリング協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）時において、被災地域の市及び特別区（以下「被災市等」という。）並びに乙が協調して実施する被災者等（被災者、被災地で活動するボランティア団体及び災害ボランティアセンターをいう。以下同じ。）の移動手段の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、日本国内において災害が発生した場合において、被災市等及び乙が協調して実施する被災者等の円滑な移動手段の確保に関し、被災者等に対する支援体制を構築するために甲及び乙が連携協力することを目的とする。

(自動車の無償貸与事業)

第2条 乙は、災害時において、被災者等の移動手段の確保の必要が生じたと認めた被災市等からの要請を受けたときは、被災市等と連携の上、自動車の無償貸与事業（一般社団法人日本カーシェアリング協会定款第3条第3号に定めるモビリティ・レジリエンス事業であって、市内の被災者等に対し自動車を無償で貸与する事業をいう。以下同じ。）を可能な範囲で実施するものとする。

(協力事項)

第3条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- (1) 前条の自動車の無償貸与事業
- (2) 前条の自動車の無償貸与事業についての被災市等への周知
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条の自動車の無償貸与事業の実施に必要な事項

(連絡責任者)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

(甲及び乙と被災市等との協議)

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携協力を実施するに当たり、前条に定める連絡責任者を通じて、必要に応じてそれぞれ被災市等と協議を行うものとする。

なお、被災市等及び乙の間に別に合意等が存する場合には、当該合意等が本協定に優先するものとし、甲及び乙は、当該合意等を尊重するものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

(有効期間)

第7条 本協定は、本協定締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が書面をもって本協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協定内容の変更)

第8条 甲及び乙のいずれかがこの協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(協議)

第9条 本協定に関し必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

2 本協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年1月27日

甲 東京都千代田区平河町2丁目4番2号  
全国都市会館4階  
全国市長会

会 長 松井一實

乙 宮城県石巻市駅前北通り一丁目5番23号  
一般社団法人日本カーシェアリング協会  
代表理事

吉澤武彦

## 災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

北海道（以下、「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速且つ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

### （協定の効力）

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第1項第1号、2号及び3号については、道を経由した協力を基本とする。

### （協力の内容）

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 飲料の供給
- (2) 現地対策本部応急対策拠点用地として敷地を提供
- (3) 一時避難場所として敷地及び倉庫を提供
- (4) 災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
- (5) その他可能な協力

2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

- (1) 自動販売機に避難所情報等を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ等を添付
- (2) 市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置
- (3) 配送ドライバー等による災害情報の提供
- (4) 北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
- (5) その他可能な協力

### （支援の内容）

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次に事項について支援するものとする。

- (1) 災害情報の提供
- (2) 飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3) 庁舎等に災害対応型自動販売機を展示設置
- (4) その他災害時に必要な支援

### （協定事項の発効）

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（連絡員の派遣）

第5条 乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務連絡担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（実施細目の作成）

第7条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

（効力）

第8条 この協定の有効期間は平成19年3月31日までとし、有効期間終了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号  
北海道コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役専務 角野 中原

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

（目的）

第1条 北海道（以下、「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下、「協定」という。）第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協力第2条第1項に定める協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

（飲料の品目等及び数量）

第4条 甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

2 乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

（要請の手続き）

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「飲料等の供給等要請書（別紙）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（情報の提供）

第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災情報等について、甲のその情報を提供するものとする。

（飲料の輸送）

第7条 飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

（飲料の受領）

第8条 甲または甲に要請した市町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

（飲料の供給報告）

第9条 乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

（災害対応型自動販売機の取扱）

第10条 災害対応型自動販売機の電光掲示板発信情報の一切の管理及び無償提供等の判断は当該設置機関（道又は市町村）が行う。

（費用弁償）

第11条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲又は甲が要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送したものが負担するものとする。

2 供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売価格とするものとする。

3 災害対応型自動販売機の機内在庫及び電光掲示情報の送信等に係る経費は乙が負担するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第12条 乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

2 甲または甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第13条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあつては広報部長とする。

（協議）

第14条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番地1号  
北海道コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役専務 角野 中原

(別紙)

平成 年 月 日

## 災害時における飲料等の供給等要請書

北海道コカ・コーラボトリング(株)  
代表取締役社長

様

北海道知事

「災害時における飲料の調達等に関する協定」についての実施細目第5条の規定に基づき、次のとおり飲料等の供給等を要請します。

要請理由	
要請品目 及び数量等	
納入場所	住所 名称 担当者 _____ 電話 _____
連絡先	北海道総務部 _____ 氏名 危機対策局防災消防課 電話 204-5008 _____ FAX 231-4314 _____
口頭、電話等 による要請 の日時	平成 年 月 日 時 分
備 考	

&lt;別 表&gt;

## 災害時における主な供給飲料一覧

区 分	品 名 [主な品目]	容 量 [1箱入数]	数量 (要請書に添付する 場合にのみ記載)
・容器入り水	・ミネラルウォーター [オロフレ山溪水 など]	・ 2ℓ ペットボトル[6本] ・ 500ml ペットボトル[24本]	
・容器入り飲料	・茶系飲料 [爽健美茶 など]	・ 2ℓ ペットボトル[6本] ・ 500ml ペットボトル[24本]	
	・スポーツ飲料 [アクエリアス]	・ 2ℓ ペットボトル[6本] ・ 500ml ペットボトル[24本]	
	・炭酸飲料 [コカ・コーラ、ファンタ など]	・ 1.5ℓ ペットボトル[8本] ・ 500ml ペットボトル[24本]	
	・コーヒー飲料 [ジョージア]	・ 250g 缶 [30本] ・ 190g 缶 [24本]	
	・果汁入り飲料 [Qoo (クー) ]	・ 1.5ℓ ペットボトル[8本] ・ 500ml ペットボトル[24本]	

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定  
運用方針

北海道（以下、「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速且つ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

（協定の効力）

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第1項第1号、2号及び3号については、道を経由した協力を基本とする。

運用方針～市町村は本協定により、乙と同様の協定を締結したものとみなす。  
なお、すでに市町村が締結している協定及び今後市町村が締結する協定には影響を与えない。  
また、飲料の供給等については、協定の適切な運用を確保するため、道で数量等のとりまとめを行う。

（協力の内容）

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 飲料の供給
- (2) 現地対策本部応急対策拠点用地として敷地を提供
- (3) 一時避難場所として敷地及び倉庫を提供
- (4) 災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
- (5) その他可能な協力

2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

- (1) 自動販売機に避難所情報等を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ等を添付
- (2) 市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置
- (3) 配送ドライバー等による災害情報の提供
- (4) 北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
- (5) その他可能な協力

運用方針～第1項は災害時の協力事項、第2項は平常時からの協力事項とし、乙は可能な範囲で協力するため、協力を得られない場合もあり得る。

（支援の内容）

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次に事項について支援するものとする。

- (1) 災害情報の提供
- (2) 飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3) 庁舎等に災害対応型自動販売機を展示設置
- (4) その他災害時に必要な支援

運用方針～（1）から（3）は道が行う支援項目とし、市町村は乙の協力がスムーズに行われるようその他災害時に必要な支援を行う。

（協定事項の発効）

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

運用方針～第2条第1項第1号から第3号については道の要請により発効し、第4号については、本部等設置した災害対応型自動販売機設置市町村の判断により無償提供を開始でき、無償提供開始等の連絡を要請とし、発効する。

（連絡員の派遣）

第5条 乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

運用方針～連絡員を派遣する場合は、北海道本部等への派遣するものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務連絡担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

運用方針～連絡員を派遣する場合は、北海道本部等への派遣するものとする。

（実施細目の作成）

第7条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

運用方針～協定の運用に係る詳細については、別に定める実施細目による。

（効力）

第8条 この協定の有効期間は平成19年3月31日までとし、有効期間終了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

運用方針～解約等の意思表示がない場合、この協定は自動的に更新する。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

運用方針～協議は、道が代表して行い、変更が生ずる場合等については必要に応じ市町村と意見調整する。

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目  
運用方針

（目的）

第1条 北海道（以下、「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下、「協定」という。）第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協力第2条第1項に定める協力を要請することができる。

運用方針～要請できる場合は、道が本部等を設置又は本部等を設置した市町村から要請があった場合のほか、乙の協力が特に必要と認められる場合とする。  
ただし、協定第2条第1項第4号については、本部等設置市町村の判断により災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供が開始され、その旨連絡することで要請に替える。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

運用方針～乙は甲の要請があった場合には、可能な範囲で積極的に協力する。

（飲料の品目等及び数量）

第4条 甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

2 乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

運用方針～要請品目、数量は災害の様態によりその都度決定する。  
また、乙の供給可能数量等については、適宜道に報告する。

（要請の手続き）

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「飲料等の供給等要請書（別紙）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

運用方針～別紙又は電話等により市町村→道→乙の経路で要請する。  
ただし、協定第2条第1項第4号については、口頭による連絡で要請に替える。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

運用方針～道が代表して担当者名簿の交換を行い、異動等の都度市町村へ提供する。

（情報の提供）

第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

運用方針～甲の乙に対する条提供は、原則、道が行うこととするが、緊急かつ詳細な情報は市町村から直接乙に情報提供を行う。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災情報等について、甲のその情報を提供するものとする。

運用方針～乙の甲に対する情報提供は、原則、道に対して行い、道から市町村に対して情報提供するが、緊急かつ詳細な情報は乙から直接市町村に情報提供を行う。

（飲料の輸送）

第7条 飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

運用方針～道及び市町村は乙の輸送がスムーズに行われるよう必要な情報提供に努める。なお、状況により、道または道の指定する者（トラック協会、自衛対等）が輸送もしくは途中引継する場合もあり得る。

（飲料の受領）

第8条 甲または甲に要請した市町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

運用方針～供給飲料は、現地で道または当該市町村が確認のうえ受け取る。

（飲料の供給報告）

第9条 乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

運用方針～飲料供給業務が終了した際は、乙は道及び当該市町村に供給飲料の品目及び数量について報告する。

（災害対応型自動販売機の取扱）

第10条 災害対応型自動販売機の電光掲示板発信情報の一切の管理及び無償提供等の判断は当該設置機関（道又は市町村）が行う。

運用方針～災害対応型自動販売機を設置した道及び市町村は、電光掲示板機能により災害時はもとより平常時においても防災情報を発信するなど、地域住民の防災意識・知識の普及啓発を図る。

また、無償提供等の判断には、無償提供の開始及び終了並びに在庫の補充等が含まれる。なお、当該設置機関が無償提供等の判断をした場合には、乙に連絡する。

（費用弁償）

第11条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲又は甲が要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送したものが負担するものとする。

運用方針～飲料の経費は、道又は当該市町村が負担し、輸送にかかる経費は輸送した者が負担する。

- 2 供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売価格とするものとする。

運用方針～供給飲料の価格は、直近の卸売り価格とする。

- 3 災害対応型自動販売機の機内在庫及び電光掲示情報の送信等に係る経費は乙が負担するものとする。

運用方針～災害対応自動販売機の機内在庫、電光掲示情報の送信及び情報受信に係る工事費用については、乙の負担とする。

（費用の請求及び支払い）

- 第12条 乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

運用方針～費用の額は道及び当該市町村に通知し、確認の後、道又は当該市町村に請求する。

- 2 甲または甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

運用方針～本協定による飲料の供給に基づく請求があった場合、請求を受けた日から30日以内に支払うことを原則とする。

（連絡責任者）

- 第13条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあつては広報部長とする。

運用方針～甲の連絡責任者は、道で代表する。

（協議）

- 第14条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

運用方針～協議は、道が代表して行い、変更が生ずる場合等については必要に応じ市町村を意見調整する。

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

北海道（以下、「甲」という。）と株式会社セイコーマート（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供及び施設の活用等による迅速且つ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

（協定の効力）

第1条 道内にある市町村は、乙及び当該市町村に所在する乙とフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗（以下、「店舗」という。）と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第1項第1号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

（協力の内容）

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について可能な範囲で協力するものとする。

（1）物資の供給

（2）災害時支援ステーション～徒歩帰宅者の一時立寄支援所（トイレ、水道水の提供、道路案内等）、店舗付近の見聞きした災害情報等知り得た災害情報を来店者及び甲に対して提供、近隣避難所情報等の提供・道路案内

（3）甲から提供された災害情報を店舗に提供

（4）営業の早期再開

（5）その他可能な協力

2 乙は地域住民及び関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため 平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

（1）店舗付近の見聞きした異常情報を来店者及び甲に対して提供

（2）関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メールの配信登録

（3）防災パンフレット等の店舗配置

（4）その他可能な協力

（支援の内容）

第3条 甲は乙の協力が適切に行われているよう次の事項について支援するものとする。

（1）災害情報の提供

（2）物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認

（3）その他災害時に必要な支援

（協定事項の発効）

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対策事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発行するものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行う。

（実施細目の作成）

第6条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

（効力）

第7条 この協定の有効期間は平成19年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、本協定につき紛争が生じた場合には、甲及び乙は、札幌地方裁判所を第1審とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

乙 札幌市中央区南9条西5丁目パーク9.5ビル  
株式会社セイコーマート  
代表取締役社長 田中 誠

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目

（目的）

第1条 北海道（以下、「甲」という。）と株式会社セイコーマート（以下、「乙」という。）は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」（以下「協定」という。）第2条第1項の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部または国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合及び道市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し、協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

2 甲は協力要請が見込まれる場合にはあらかじめ乙に要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合に、甲に「物資供給可能数量報告書（別紙1）」を提出するものとする。

（物資の品目及び数量）

第3条 甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、乙の供給可能数量及び被害状況に応じて決定するものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書（別紙2）」を持って行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（情報の提供）

第5条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況を及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

（物資の輸送）

第6条 物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲または甲の指定するものが輸送するものとする。

（物資の受領）

第7条 甲または甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

（業務報告）

第8条 乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第9条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した物資の対価については、甲または甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送したものが負担するものとする。

2 供給した物資の価格については、乙の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。

（費用請求及び支払い）

第10条 乙は、物資供給業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は、甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第11条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては北海道総務部危機対策局防災消防課長、乙にあつては法務部法務課課長とする。

（協議）

第12条 この実施細目の解釈について疑義が生じたとか、又はこの実施細目に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

乙 札幌中央区南9条西5丁目パーク9.5ビル  
株式会社セイコーマート  
代表取締役社長 田中 誠

別紙1

## 物資供給可能数量報告書

平成 年 月 日

北海道知事 様

(株)セイコーマート 代表取締役社長

「災害時における物資の供給等防災強力に関する協定実施細目」第2条に基づき、当社の物資供給可能数量を次のとおり報告します。

## 記

## 供給可能数

発災直後		発災後3日以降	
品名	供給可能数	品名	供給可能数
(調理不要の食品)		(主食+副食品)	
おにぎり 弁当 パン 飲料水(お茶等) その他		おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 飲料水(お茶等) その他	
下着類( ) タオル( ) 懐中電灯( ) 乾電池( ) 軍手( ) ちり紙( ) ろうそく( ) ウェットティッシュ( ) カセットボンベ( ) ※ その他 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			

注：1日あたりの最大供給可能数量の概数を記入する。

別紙2

平成 年 月 日

## 災害時における物資の供給要請書

(株)セイコーマート 代表取締役社長 様

北 海 道 知 事

「災害時における物資の供給等防災協力に関する協定実施細目」第4条の規定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

要請理由	
要請品目 及び数量等	別紙のとおり
納入場所	住所 名称 担当者 _____ 電話 _____
連絡先	北海道総務部 危機対策局防災消防課 電話 <u>204-5008</u> FAX <u>231-4314</u>
口頭、電話等 による要請の 日時	平成 年 月 日 時 分
物資の輸送方法 (いずれかに○を つける)	・物資については、貴社において納入場所まで輸送願います。 ・物資については、〇〇〇〇(場所)において、北海道に引き渡し願います。
備 考	

災害時における物資供給等防災に関する協力協定  
運用方針

北海道（以下、「甲」という。）と株式会社セイコーマート（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供及び施設の活用等による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び甲の関係職員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

（協定の効力）

第1条 道内にある市町村は、乙及び当該市町村に所在する乙とフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗（以下、「店舗」という。）と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第1項第1号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

運用方針～市町村は本協定により、乙と同様の協定を締結したものとみなす。

なお、既に市町村が締結している協定及び今後市町村が締結する協定には、影響を与えない。

また、物資の供給等については、協定の適切な運用を確保するため、道で数量等のとりまとめを行う。

（協力の内容）

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について可能な範囲で協力するものとする。

（1）物資の供給

（2）災害時支援ステーション～徒歩帰宅者の一時立寄支援所（トイレ、水道水の提供、道路案内等）、店舗付近の見聞きした災害情報等知り得た災害情報を来店者及び甲に対して提供、近隣避難所情報等の提供・道路案内

（3）甲から提供された災害情報を店舗に提供

（4）営業の早期再開

（5）その他可能な協力

2 乙は地域住民及び関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため 平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

（1）店舗付近の見聞きした異常情報を来店者及び甲に対して提供

（2）関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メールの配信登録

（3）防災パンフレット等の店舗配置

（4）その他可能な協力

運用方針～第1項は災害時の協力事項、第2項は平常時からの協力事項をとし、乙は可能な範囲で協力するため、協力を得られない場合もあり得る。

（支援の内容）

第3条 甲は乙の協力が適切に行われているよう次の事項について支援するものとする。

- （1）災害情報の提供
- （2）物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- （3）その他災害時に必要な支援

運用方針～（1）及び（2）は道が行う支援項目とし、市町村は乙の協力がスムーズに行われるようその他災害時に必要な支援を行う。

（協定事項の発効）

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対策事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発行するものとする。

運用方針～災害時の協力内容は道の要請により発効するが、状況により要請を待たずに乙の自主的な判断においても協力できるものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行う。

運用方針～甲の名簿交換は道が代表して行い、甲の名簿を市町村へ提供する。

（実施細目の作成）

第6条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

運用方針～協定の運用に係る詳細については、別に定める実施細目による。

（効力）

第7条 この協定の有効期間は平成19年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

運用方針～解約等の意思表示がない場合は、この協定は自動的に更新する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

運用方針～協議は、道が代表して行い、変更が生ずる場合等については必要に応じ市町村と意見調整する。

2 前項の協議にかかわらず、本協定につき紛争が生じた場合には、甲及び乙は、札幌地方裁判所を第1審とする。

運用方針～紛争が生じた場合は、札幌地方裁判所を第一審とする。

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目  
運 用 方 針

（目的）

第1条 北海道（以下、「甲」という。）と株式会社セイコーマート（以下、「乙」という。）は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」（以下「協定」という。）第2条第1項の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部または国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合及び道市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し、協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

運用方針～要請できる場合は、道が本部等の設置又は本部等を設置した市町村から要請があった場合のほか、乙の協力が特に必要と認められ部場合とする。

2 甲は協力要請が見込まれる場合にはあらかじめ乙に要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合に、甲に「物資供給可能数量報告書（別紙1）」を提出するものとする。

運用方針～要請の前段で道は乙と要請受諾の可否及び対応可能数量等について事前協議を行い、その範囲内で要請を行う。

（物資の品目及び数量）

第3条 甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、乙の供給可能数量及び被害状況に応じて決定するものとする。

運用方針～要請品目、数量は災害の様態によりその都度決定する。

（要請の手続き）

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書（別紙2）」を持って行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

運用方針～別紙2又は電話等により市町村→道→乙の経路で要請する。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

運用方針～道が代表して担当者名簿の交換を行い、異動等の都度市町村へ提供する。

（情報の提供）

第5条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況を及び交通規制等の情報を提供するものとする。

運用方針～甲の乙に対する情報提供は、原則、道が行うこととするが、緊急かつ詳細な情報は市町村から直接乙に情報提供を行う。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

運用方針～乙の甲に対する情報提供は、原則、道に対して行い、道から市町村に対して情報提供するが、緊急かつ詳細な情報は乙から直接市町村に情報提供を行う

（物資の輸送）

第6条 物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲または甲の指定するものが輸送するものとする。

運用方針～道及び市町村は乙の輸送がスムーズに行われるよう必要な情報提供に努める。なお、状況により、道又は道の指定するもの（トラック協会、自衛隊等）が輸送若しくは途中引継する場合もありうる。

（物資の受領）

第7条 甲または甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

運用方針～供給飲料は、現地で道又は当該市町村が確認のうえ受け取る。

（業務報告）

第8条 乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

運用方針～物資供給業務が終了した際は、乙は道及び当該市町村に供給物資の品目及び数量について報告する

（費用負担）

第9条 協定第2条第1項打医1号の規定により乙が供給した物資の対価については、甲または甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送したものが負担するものとする。

運用方針～物資の経費は、道又は当該市町村が負担し、輸送にかかる経費は輸送した者が負担する。

2 供給した物資の価格については、乙の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。

運用方針～供給物資の価格は、乙の直近の通常価格とする。

（費用請求及び支払い）

第10条 乙は、物資供給業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は、甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

運用方針～費用の額は道及び当該市町村に通知し、確認の後、道又は当該市町村に請求する。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

運用方針～費用の額は道及び当該市町村に通知し、確認の後、道又は当該市町村に請求する。

（連絡責任者）

第11条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては北海道総務部機器対策局防災消防課長、乙にあっては法務部法務課課長とする。

運用方針～甲の連絡責任者は、道で代表する。

（協議）

第12条 この実施細目の解釈について疑義が生じたとか、又はこの実施細目に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

運用方針～協議は、道が代表して行い、変更が生ずる場合等については必要に応じ市町村と意見調整する。

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

北海道（以下、「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれた場合（以下、「災害時」という。）において、甲徹が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速かつ確かな応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

（協定の効力）

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第1項第1号、2号及び3号については、道を経由した協力を基本とする。

（協力の内容）

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

（1）飲料の供給

（2）現地災害対策本部等応急対策拠点として乙の子会社である北海道ペプシコーラ販売株式会社の所有する敷地を提供させること

（3）一次避難場所として北海道ペプシコーラ販売株式会社の保有する敷地及び倉庫を提供させること。

（4）災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供

（5）その他可能な協力

2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため、平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

（1）自動販売機に避難場所情報を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ等を貼付

（2）市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置

（3）配送ドライバー等による災害情報の提供

（4）北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録

（5）その他可能な協力

（支援の内容）

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

（1）災害情報の提供

（2）飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認

（3）その他災害時に必要な支援

（協力事項の発効）

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、項が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置等し、乙に対して要請を行ったときを持って発効するものとする。

(連絡員の派遣)

第5条 乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)

第7条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は平成21年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以上同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年12月18日

甲	北海道 北海道知事	高橋 はるみ
乙	東京都港区台場2-3-3 サントリーフーズ株式会社 代表取締役社長	白井 省三

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

（目的）

第1条 北海道（以下、「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下、「乙」という。）は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下、「協定」という。）第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急処理事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、かつ、災害救助法の適用等により避難の長期化が予想される場合及び道内市町村から物資の供給要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

（飲料の品目及び数量）

第4条 甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

2 乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

（要請の手続き）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、「飲料等の供給等要請書（別紙）」をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（情報の提供）

第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

（飲料の輸送）

第7条 飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定するものが輸送するものとする。

（飲料の受領）

第8条 甲又は甲に要請した相町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

（飲料の供給報告）

第9条 乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

（災害対応型自動販売機の取扱い）

第10条 災害対応型自動販売機は一切の管理及び無償提供等の判断は当該設置機関（道又は市町村）が行う。

（敷地等の提供）

第11条 甲が乙から提供を受けた敷地等については、甲が現状に回復し返還するものとする。

（費用負担）

第12条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲も又は甲が要請した市町村が負担するものとし、その輸送に要する費用については、甲が負担するものとする。

ただし、被災地の状況により、乙による輸送が困難な場合は、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとする。

- 2 供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売価格とするものとする。
- 3 無償提供を開始したときの災害対応型自動販売機の機内在庫飲料の費用は乙が負担するものとする。
- 4 その他協定第2条第1項に規定する災害時の協力に要する費用については、乙が負担するものとする。

（費用の請求及び支払）

第13条 乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

- 2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第14条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあっては北海道支社企画課長とする。

（協議）

第15条 この実施細目の解釈について疑義が生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年12月18日

甲 北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

乙 東京都港区台場2-3-8  
サントリーフーズ株式会社  
代表取締役社長 白井 省三

(別紙)

平成 年 月 日

## 災害時における飲料等の供給等要請書

サントリーフーズ(株)  
代表取締役社長 様

北 海 道 知 事

「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目」第5条に基づき、次のとおり飲料等の供給等を要請します。

要請理由	
要請品目 及び数量等	別紙のとおり
納入場所	住所  名称  担当者 _____ 電話 _____
連絡先	北海道総務部 氏名 危機対策局防災消防課  電話 204-5008 FAX 231-4314
口頭、電話等による要請の日時	平成 年 月 日 時 分
備考	

&lt;別表&gt;

## 災害時における主な供給飲料一覧

区分	品名 [主な品目]	容量 [1箱入数]	数量 (要請書に貼付する 場合に飲み記載)
容器入り水	・ミネラルウォーター	・2ℓ ペットボトル [6本] ・500ml ペットボトル [24本]	
容器入り飲料	・茶系飲料 [伊右衛門・ウーロン]	・2ℓ ペットボトル [6本] ・500ml ペットボトル [24本]	
	・スポーツ飲料 [ダカラ、ゲーターレード]	・2ℓ ペットボトル [6本] ・500ml ペットボトル [24本]	
	・炭酸飲料 [ペプシコーラ・CCレモン]	・1.5ℓ ペットボトル [8本] ・500ml ペットボトル [24本]	
	・コーヒー飲料 [ボス]	・250g 缶 [30本] ・190g 缶 [24本]	
	・果汁入り飲料 [なっちゃん・野菜カロリー計画]	・1.5ℓ ペットボトル [8本] ・500ml ペットボトル [24本]	

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、帯広市（以下「甲」という。）と社団法人帯広市医師会（以下「乙」という。）とは、次ぎのとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、帯広市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、帯広市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により乙から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、それを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する応急措置及び医療
- （2）傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）被災者の死亡の確認及び死体の検案

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動にかかわる連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- （1）救護班の編成及び派遣に要する費用
- （2）救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費
- （3）救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- （4）前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

（細目）

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定実施のために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者の記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成元年8月1日

甲 帯広市西5条南8丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 田本憲吾

乙 帯広市東3条南11丁目2番地  
社団法人帯広市医師会  
会長 坂野槃瑳男

## 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則

平成元年8月1日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条に基づく細則は、次のとおりとする。

## （医療救護活動の報告）

第1条 社団法人帯広市医師会（以下「乙」という。）が、協定書第2条の規定により救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに各救護班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）をとりまとめ、帯広市（以下と「甲」という。）に報告するものとする。

## （事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

## （費用弁償等の請求）

第3条 協定書第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各救護班分をとりまとめ、「費用弁償請求書」（第5号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとするものが「扶助金支給申請書」（第6号様式）により甲に請求するものとする。

## （費用弁償の額）

第4条 協定書第9条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第9条第2号に規定する実費弁償の額は使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年北海道条例第56号）に準ずるものとする。

## （支払い）

第5条 甲は前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上速やかに乙に対し支払うものとする。

## 別表

区分	日当	旅費	時間外勤務手当
医師	災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）別表第2に定める額		
看護婦			
補助職員	看護婦の日当の1/2 （100円未満切捨）	一般行政職道職員の行政職 給料表による2級の職務に ある者の旅費相当額	一般職の道職員の時間外勤務 手当支給の例による額

第1号様式 (第1条関係)

## 医療救護活動報告書

班 名	災 害 発 生 場 所	医療救護活動場所	活 動 状 況			備 考
			月 日 ( )	取り扱い件数	件	
			時 分 から	移送件数	件	
			時 分 まで	死体件数	件	
			月 日 ( )	取り扱い件数	件	
			時 分 から	移送件数	件	
			時 分 まで	死体件数	件	
			月 日 ( )	取り扱い件数	件	
			時 分 から	移送件数	件	
			時 分 まで	死体件数	件	
			月 日 ( )	取り扱い件数	件	
			時 分 から	移送件数	件	
			時 分 まで	死体件数	件	
			月 日 ( )	取り扱い件数	件	
			時 分 から	移送件数	件	
			時 分 まで	死体件数	件	
			月 日 ( )	取り扱い件数	件	
			時 分 から	移送件数	件	
			時 分 まで	死体件数	件	
			月 日 ( )	取り扱い件数	件	
			時 分 から	移送件数	件	
			時 分 まで	死体件数	件	

第2号様式 (第1条関係)

## 医療救護班名簿

班名	職種	氏名	所属	住所	従事期間



第4号様式 (第2号関係)

## 事故報告書

年 月 日から、同 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動  
において、別紙のとおり事故 傷病 者が発生したので報告します。  
死亡

年 月 日

帯広市長

殿

住 所  
氏 名

印

別紙

## 事 故 傷 病 者 概 要 死 亡

氏名		性別	男 ・ 女	年 齡	歳
住所					
職種		勤務先		所属医療救護班名	
傷病名		程度	重症 ・ 中等症 ・ 軽症		
外来 ・ 入院 ( 月 日 )	診療 (入院) 医療機関名				
受傷 (発病) 日時	年 月 日 午前 ・ 午後 時 分				
受傷 (発病) 場所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時	年 月 日 午前 ・ 午後 時 分				
死 亡 場 所					
受傷 (発病) 、死亡時の状況					

第5号様式 (第3条関係)

## 費用弁償請求書

年 月 日

帯広市長

殿

住 所  
氏 名

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療  
救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

第6号様式 (第3条関係)

## 扶 助 金 支 給 申 請 書

年 月 日

帯広市長

殿

住 所

氏 名

印

災害時の医療救護活動に関する協定書第9条第3号の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷、疾病又は死亡したものの状況	氏 名		性別	男 ・ 女	年 月 日生
	住 所				
	職 種		勤務先		所属医療救護班名
	傷病名		受傷(発病) 年 月 日		
	死亡原因		死亡年月日		
障害級別		療養開始年月日		治ゆ年月日	
休業日数	年 月 日から 年 月 日まで 日間			休業期間中における 業務上の収入の有無	
扶助金支給基礎額			北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例第3条第2項( )号該当		
扶助金支給申請額					
備 考					

- 注 1. 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの）を添付すること。（療養扶助金申請の場合は不要）
2. 療養費扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収証又は請求書を添付すること
3. 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの）及び事業主の証明書を添付すること。
4. 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を附した障害診断書を添付すること。
5. 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
6. 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
7. 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

## 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

### （対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

### （地区区分）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地区に区分する。

### （代表消防機関の設置及び任務）

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地区ごとに地区代表消防機関を置き、地区代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

- 2 地区代表消防機関及び総括代表消防機関（以下「代表消防機関」という。）の選定は、別に定める。
- 3 地区代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - （1）総括代表消防機関及び当該地区内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
  - （2）当該地区内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
  - （3）応援する指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）の円滑な活動及び管理に関すること。
- 4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - （1）北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
  - （2）地区代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
  - （3）北海道内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
  - （4）応援隊の円滑な活動及び管理に関すること。

(代表消防機関の任務の代行)

第4条の2 代表消防機関を置く市町等が被災し、被害の状況により代表消防機関が任務を遂行できない場合は、当該代表消防機関を置く市町等の長は、代表消防機関の代行を置くことができるものとする。

2 代表消防機関の代行の選定は、別に定める。

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊による活動
- (2) 航空応援回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による活動

(応援隊及び資機材の登録)

第6条 市町等は、応援隊及び資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地区内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地区外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地区代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地区代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地区代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地区代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認める場合は、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(迅速な出動体制の構築)

第8条 代表消防機関を置く市町等の長は、別に定める災害が北海道内で発生した場合は、速やかに当該地区内の応援可能な消防隊等を把握し迅速な出動体制を構築するものとする。

(応援隊の派遣)

第9条 第7条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第11条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第12条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附則（平成6年7月25日締結）

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

附則

この協定は、平成29年4月27日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書58通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成29年4月27日

別 表

地 区	構 成 市 町 等
道 西 地 区	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道 南 地 区	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道 央 地 区	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道 北 地 区	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道 東 地 区	釧路市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合、とがち広域消防事務組合

## 北海道広域消防相互応援協定覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、北海道広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）第14条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(代表消防機関の選定)

第2条 協定第4条に規定する地区代表消防機関及び総括代表消防機関（以下「代表消防機関」という。）は、別表1のとおりとする。

(代表消防機関の代行の選定)

第2条の2 協定第4条の2及び第7条の2に規定する代表消防機関の代行の選定は、総括代表消防機関にあつては各地区代表消防機関から、各地区代表消防機関にあつては当該地区内の消防本部からそれぞれ行うものとする。ただし、災害の規模が広範囲に及ぶなど当該地区内での選定が困難な場合は、他の地区代表消防機関が兼ねることができるものとする。

(応援隊及び資機材の登録)

第3条 協定第6条の規定により登録する応援隊及び資機材は、別表2に掲げるとおりとする。

(応援要請及び解除の方法)

第4条 協定第7条及び第7条の2に規定する応援の要請は、次に掲げる事項を明確にし、電話、ファクシミリ又は電子メールにより行うとともに、速やかに広域応援要請書（様式1）を送付するものとする。

- (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- (2) 応援隊の種別及び隊数並びに資機材
- (3) 応援隊の集結場所
- (4) 航空隊の着陸可能な場所及び給油体制
- (5) 航空隊の誘導方法
- (6) 災害現場付近の気象状況

2 前項の応援要請を解除する場合は、電話、ファクシミリ又は電子メールにより行うとともに、速やかに広域応援要請解除通知書（様式2）を送付するものとする。

(迅速な出動体制の構築)

第5条 協定第8条に規定する災害は以下のとおりとし、地区代表消防機関を置く市町等

の長は、速やかに当該地区内の消防本部における応援可能隊の調査を行い、総括代表消防機関に連絡するものとする。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合（ただし、札幌市は震度5強以上の地震の場合とする。）
- (2) 大津波警報又は噴火警報が発表された場合
- (3) 災害規模等に照らし応援が予想される場合

(応援隊派遣の通知の方法)

第6条 応援隊を派遣する場合の通知は、次に掲げる事項を明確にし、電話、ファクシミリ又は電子メールにより行うとともに、速やかに広域応援派遣決定通知書（様式3）を送付するものとする。

- (1) 応援隊の最高指揮者の階級・氏名
- (2) 応援隊の出発時刻及び到着予定時間
- (3) 応援隊の派遣経路

(応援部隊の編成)

第6条の2 複数の応援隊が派遣される場合は、部隊編成を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第6条の3 要請側の長は、災害の規模に応じて指揮支援隊を効果的に活用し、災害に関する情報収集を行うとともに、応援隊を指揮するものとする。

- 2 応援隊（前条の規定により部隊を編成した場合は、応援部隊をいう。以下同じ。）の最高指揮者は、要請側の長の下、応援隊を指揮するものとする。3

(総括代表消防機関及び北海道知事への連絡)

第7条 地区代表消防機関は、次の各号に掲げる場合は、総括代表消防機関に直ちにその旨を連絡するものとする。

- (1) 第2要請の要請があった場合
  - (2) 第2要請に係る応援隊の派遣の通知があった場合
  - (3) 協定第7条の2に規定する応援の要請を行った場合
  - (4) 前号の要請に係る応援隊の派遣の通知があった場合
  - (5) 第2要請の解除通知があった場合及び第3号の要請を解除した場合
- 2 総括代表消防機関は、次の各号に掲げる場合は、北海道知事に直ちにその旨を連絡するものとする。
    - (1) 前項第1号又は第3号に規定する要請の連絡及び第3要請の要請があった場合
    - (2) 前項第2号又は第4号に規定する派遣の通知の連絡及び第3要請に係る応援隊の派

遣の通知があった場合

(3) 前項第5号に規定する要請の解除の連絡及び第3要請の解除通知があった場合

3 航空応援の要請を受けた市町等は、次の各号に掲げる場合は、北海道知事に直ちにその旨を連絡するものとする。

(1) 航空応援要請の要請を受けた場合

(2) 航空隊を派遣する場合

(応援隊到着時の報告等)

第8条 応援隊の最高指揮者は、当該応援隊が災害現場に到着した場合は、要請側の現場最高指揮者に対し、直ちに次に掲げる事項を報告するものとする。

(1) 応援消防本部名及び最高指揮者の階級・氏名

(2) 応援隊の種別及び隊数並びに資機材

2 応援隊の最高指揮者は、前項の規定による報告後、要請側の現場最高指揮者から直ちに次に掲げる事項を確認するとともに、必要な指示を受けるものとする。

(1) 災害の状況

(2) 活動方針

(3) 活動中の応援隊の隊数及び活動概要

(4) 応援隊の活動範囲及び任務

(5) 使用無線周波数

(6) 安全管理上の注意事項

(応援隊引揚げ時の報告)

第9条 応援隊の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者から引揚げの指示があった場合は、次に掲げる事項を報告したのち引き揚げるものとする。

(1) 応援隊の活動概要

(2) 隊員の負傷の有無

(3) 車両、機械器具の損傷及び活動中の異常の有無

(応援活動の報告)

第10条 応援側の消防長は、応援隊が帰署した場合は、速やかに応援活動の概要を応援活動報告書(様式4)により要請側の消防長に報告しなければならない。

(経費の請求)

第11条 応援側の長が協定第11条第3項の規定により応援に要した経費を請求する場合は、応援経費請求書(様式5)により行うものとする。

(協議)

第 12 条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の消防長が協議して決定するものとする。

附則

この覚書は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 6 年 7 月 25 日締結）

この覚書は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。5

附則（平成 14 年 6 月 25 日締結）

この覚書は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この覚書は、平成 29 年 4 月 27 日から施行する。

この覚書の成立を証するため本書 58 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各 1 通を保有する。

平成 29 年 4 月 27 日

別表1 (第2条関係)

## 地域代表消防機関及び総括代表消防機関消防本部

## 1 地域代表消防機関

地 域	地 域 代 表 消 防 機 関
道 西 地 域	全国消防長会北海道支部道西地区協議会 区長所在消防本部
道 南 地 域	全国消防長会北海道支部道南地区協議会 区長所在消防本部
道 央 地 域	全国消防長会北海道支部道央地区協議会 区長所在消防本部
道 北 地 域	全国消防長会北海道支部道北地区協議会 区長所在消防本部
道 東 地 域	全国消防長会北海道支部道東地区協議会 区長所在消防本部

## 2 総括代表消防機関

総括代表消防機関	全国消防長会北海道支部 支部長所在消防本部
----------	--------------------------

別表2 (第3条関係)

北海道広域消防相互応援協定登録応援隊

(単位：隊)

地区	種別	消防隊		救助隊		支隊
		消防隊	救助隊	救助隊	航空隊	
道庁	消防本部	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	(注)
支庁	道庁	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	八雲町	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	東乃部町	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	釧路西部広域消防組合	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	南渡島消防事務組合	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	渡島東部消防事務組合	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	物山広域消防組合	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	室蘭市	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	苫小牧市	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	室蘭市	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	伊達市	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	由緒町	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	西胆振消防組合	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	胆振東部消防組合	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	日高西部消防組合	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	日高中部消防組合	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	日高西部消防組合	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	

(注) 水難救助隊及び支隊の数は、人員数を記載すること。

地区	種別	消防隊		救助隊		支隊
		消防隊	救助隊	救助隊	航空隊	
道庁	消防本部	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	(注)
支庁	札幌市	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	札幌市	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	江別町	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	石狩北部広域消防事務組合	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	旭川市	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	千歳市	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	北海道消防組合	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	小樽市	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	札幌山ろく消防組合	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	岩手若狭地方消防組合	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	岩手若狭地方消防事務組合	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	阿寒町消防組合	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	釧路市	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	三笠市	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	夕張市	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	滝川地区広域消防事務組合	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	砂川地区広域消防組合	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	
支庁	上野幌町	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車	救助隊	航空隊	

(注) 水難救助隊及び支隊の数は、人員数を記載すること。





地域	種別	消防本部																																	
		救命索発射銃	油圧救助器具	空気式救助器具	救助用担架	可搬式ウインチ	エアール	エンジンカッター	ガス溶断器	チェーンソー	割岩機	赤外線カメラ	可搬式放水砲	酸素呼吸器用ポンベ	空気呼吸器用ポンベ	ファイバースコープ	放射線測定器	放射線防護服	耐熱服	救命ボート	船外機	潜水器具一式	化学消火薬剤	再圧缶(潜水常用)	油処理剤	油吸着剤(マット)	簡易水槽	空中消火薬剤振拌機	高発泡装置	オイルフェンス	多目的エアートtent				
京 地 域	狛江市																																		
	堺市																																		
	根室市																																		
	富田町																																		
	根室地区消防組合																																		
	北見地区消防組合																																		
	紋別地区消防組合																																		
	遠軽地区広域組合																																		
	美幌・津別広域広域組合																																		
	斜里地区消防組合																																		
	西十勝消防組合																																		
	北十勝消防事務組合																																		
	京十勝消防事務組合																																		
	池北三町行政事務組合																																		
	南十勝消防事務組合																																		
	釧路北部消防事務組合																																		
	釧路東部消防組合																																		
	釧路西部消防組合																																		
	根室北部消防事務組合																																		

様式1 (第4条関係)

第 年 月 日  
号

様

印

広 域 応 援 要 請 書

北海道広域消防相互応援協定に基づき、下記により応援（陸上第1・2・3、  
航空）を要請します。

記

- 1 要請日時
- 2 災害の発生場所及び災害の状況
- 3 要請応援隊、資機材等
- 4 その他必要事項

様式2 (第4条関係)

第 年 月 日  
号 日

様

印

広域応援要請解除通知書

北海道広域消防相互応援協定に基づく応援要請(陸上第1・2・3、  
航空)を解除します。

記

1 解除日時

年 月 日 時 分

2 要請日時

年 月 日 時 分

3 その他必要事項

様式3 (第5条関係)

第 年 月 日  
号 日

様

印

広域応援派遣決定通知書

北海道広域消防相互応援協定に基づく応援隊の派遣を決定したので通知します。

記

1 応援隊(資機材)の概要

2 その他必要事項

様式4 (第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

印

## 応援活動報告書

北海道広域消防相互応援協定により応援出動しましたので、同覚書第9条の規定に基づき、下記のとおり応援活動の概要を報告します。

記

応援要請の区分	陸上応援 (第 要請)	航空応援	要請側連絡者 市町等名 職氏名
応 援 要 請 受 報 時 分	年 月 日	時 分	
災害発生場所			
応援隊の種別			
車種・資器材			
人 員			
出 動 時 分			
現場到着時分			
活動開始時分			
活動終了時分			
帰 署 時 分			
応 援 時 間			
活 動 概 要			
使用資器材			
人員・機械器具 の異常の有無			
そ の 他			

様式5 (第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

印

応 援 経 費 請 求 書

年 月 日北海道広域消防相互応援協定により応援出動したので、

同協定第10条第3項及び同覚書第10条の規定に基づき、下記のとおり応援に要した

経費を請求します。

記

1 請求金額

2 経費の内訳

2 その他必要事項

災害時における応急照明器具等の優先供給に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と千代田デンソー株式会社（以下「乙」という。）は、帯広市内に応急照明器具等の調達を必要とする災害が発生した場合における市民の生活を確保するため、次のとおり応急照明器具等の優先供給に関する協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、帯広市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策活動（照明器具等の確保）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第2条 乙は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命と財産を守り生活を保障することを基本的施策として、甲から協力の要請があったときは積極的に次の事項について協力するものとする。

（1）避難所等で使用する応急照明器具及びバッテリー等必要な器材の供給

（要請手続）

第3条 甲は災害が発生し、又は発声するおそれがある場合において応急照明器具等を調達する必要が生じたときには、乙に対し第2条に掲げる協力について、品目、数量等必要な事項を明らかにして、要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請手続きについては、帯広市地域防災計画に定める関係部の部長が担当するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、乙の供給した照明器具等の代金を負担するものとする。この場合の応急照明器具等の価格は、災害発生直前の小売価格とする。

（請求及び支払）

第5条 前条に基づく乙の甲に対する代金の請求は、照明器具等の供給がなされた後、行うものとする。

2 甲は、乙より前項の請求があったときは、その名用を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

（細目）

第6条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

（協議）

第7条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項又はこの協定に基づく疑義の生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（効力の発生）

第8条 この協定は、平成7年11月1日から効力を発生するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する

平成7年10月27日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地

帯広市長 高橋 幹夫

乙 帯広市西18条南1丁目40番地20

千代田デンソー株式会社

代表取締役 横川 正雄

災害時における大型暖房器等の優先供給

帯広市（以下「甲」という。）と宮本機械株式会社（以下「乙」という。）は、帯広市内に大型暖房機器等の調達を必要とする災害が発生した場合における市民の生活を確保するため、次のとおり大型暖房機器の優先供給に関する協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、帯広市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策活動（暖房機器の確保）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第2条 乙は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命と財産を守り生活を保障することを基本的施策として、甲から協力の要請があったときは積極的に次の事項について協力するものとする。

（1）屋内用大型暖房機、屋外用大型暖房機及びこれに必要な器材等の供給

（要請手続）

第3条 甲は災害が発生し、又は発声するおそれがある場合において大型暖房機器等を調達する必要が生じたときには、乙に対し第2条に掲げる協力について、品名、数量等必要な事項を明らかにして要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請手続については、帯広市地域防災計画に定める関係部の部長が担当するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、乙の供給した大型暖房機器等の代金を負担するものとする。この場合の暖房機器等の価格は、災害発生直前の小売価格とする。

（請求及び支払）

第5条 前条に基づく乙の甲に対する代金の請求は、大型暖房機器等の供給がなされた後、行うものとする。

（細目）

第6条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

（協議）

第7条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項又はこの協定に基づく細目に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（効力の発生）

第8条 甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成7年10月30日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市長 高橋 幹夫

乙 帯広市西2条南5丁目3番地  
宮本機械株式会社  
代表取締役社長 松村 裕弘

## 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

### (目的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

### (応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高職者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

### (防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

### (防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

### (消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広

域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤にかかわる旅費及び諸手当並びに防災消防ヘリコプター燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定は締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事

堀達也

札幌市長

桂信雄

江別市長

小川公人

千歳市長

東川孝

恵庭市長

合原由作

広島町長

本禄哲英

石狩北部地区消防事務組合管理者

伊達寿之

函 館 市 長	木 戸 浦 隆 一
森 町 長	湊 美 喜 夫
八 雲 町 長	長 谷 川 洋 二
長 万 部 町 長	中 村 勉
渡島西部広域事務組合管理者	藪 内 裕
南渡島消防事務組合管理者	海 老 澤 順 三
渡島東部消防事務組合管理者	飯 田 満
檜山広域行政組合理事長	若 山 昭 夫
小 樽 市 長	新 谷 昌 明
羊蹄山ろく消防組合管理者	伊 藤 弘
岩内寿都地方消防組合管理者	岩 城 成 治
北後志消防組合管理者	阿 部 省 吾
夕 張 市 長	中 田 哲 治
美 唄 市 長	滝 正
芦 別 市 長	林 政 志

赤平市長	親松貞義
三笠市長	青木銀一
歌志内市長	河原敬
上砂川町長	三上賢一
滝川地区広域消防事務組合組合長	林芳男
岩見沢地区消防事務組合管理者	能勢邦之
深川地区消防組合管理者	河野順吉
砂川地区広域消防組合組合長	中川徳男
南空知消防組合管理者	佐藤逾
旭川市長	菅原功一
上川北部消防事務組合管理者	桜庭康喜
士別地方消防事務組合管理者	樫木実
上川南部消防事務組合管理者	菅野學
大雪消防組合管理者	水上博
上川中部消防組合管理者	鈴木文雄

富良野地区消防組合組合長	高 田 忠 尚
増 毛 町 長	本 間 泰 次
北留萌消防組合管理者	押 之 見 松 彦
留萌消防組合管理者	長 沼 憲 彦
稚内地区消防事務組合管理者	敦 賀 一 夫
利尻礼文消防事務組合管理者	糸 谷 克 明
南宗谷消防組合管理者	佐 藤 健 二
留 辺 菘 町 長	小 田 俊 次
網走地区消防組合管理者	安 藤 哲 郎
北見地区消防組合管理者	小 山 健 一
紋別地区消防組合管理者	金 田 武
遠軽地区広域組合管理者	北 川 健 司
美幌・津別消防事務組合管理者	大 上 重 文
斜里地区消防組合管理者	午 来 昌
室 蘭 市 長	新 宮 正 志

苫小牧市長	鳥越忠行
登別市長	上野晃
伊達市長	阿部政康
白老町長	見野全
西胆振消防組合管理者	岡村正吉
胆振東部消防組合管理者	藤原正幸
日高東部消防組合管理者	谷川弘一郎
日高中部消防組合管理者	増本一男
日高西部消防組合管理者	郡司啓
帯広市長	高橋幹夫
西十勝消防組合管理者	岩原匡二
北十勝消防事務組合管理者	金子尚一
東十勝消防事務組合組合長	林照男
池北三町行政事務組合管理者	香川博彦
南十勝消防事務組合組合長	泉耕治

釧路市長

鰐淵俊之

釧路北部消防事務組合組合長

岡田勉

釧路東部消防組合管理者

澤田昭夫

釧路西部消防組合組合長

棚野孝夫

根室市長

大矢快治

根室北部消防事務組合組合長

新出實

災害時における応急措置の協力に関する協定書

帯広市水道事業管理者(以下「甲」という。)と帯広市管工事業協同組合理事(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、その他による災害(以下「災害」という。)により甲の施設が被災した場合の応急措置工事(以下「応急措置」という。)の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、応急措置を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、応急措置を実施する必要があると認めたときは乙に協力の要請をすることができる。

2 前項の要請を受けた場合、乙は、甲に協力するものとする。

(要請手続等)

第3条 甲は、乙に応急措置の協力を要請するときは、次に掲げる事項を文書または電話等を持って行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 工事内容
- (3) 施工場所
- (4) 必要とする機材
- (5) その他必要事項

2 乙は、応急措置に従事する施工業者を、甲に速やかに通知するものとする。

(協力の実施)

第4条 応急措置を実施する施工業者は、災害現場に派遣された甲の職員の指示に従い工事を実施するものとする。

(報告)

第5条 乙は、施工業者が応急措置を完了した場合は、次に掲げる事項について甲に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した施工業者名
- (2) 応急措置場所
- (3) 応急措置に従事した人員及び期間
- (4) 応急措置に使用した機材名
- (5) その他必要事項

(経費負担)

第6条 乙が、この協定に基づく協力のために要した経費については、甲が負担するものとする。

(連絡窓口等)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、次のとおりとする。

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市水道部工務課

電話 0155-24-4111 (内線 4630) FAX 0155-23-0165

乙 帯広市西6条南6丁目4番地  
帯広管工事業協同組合

電話 0155-26-3022

(協議事項等)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲、乙別途協議のうえ定めるものとする。

（協定適用時期）

第9条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成14年4月18日

甲 帯広市水道事業管理者 大江 健 弐

乙 帯広管工事業協同組合  
理事長 仲 村 晋

災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と赤帽帯広軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、帯広市域内に地震、豪雨、豪雪、暴風などの自然災害又は大規模な火事、爆発、その他の大規模な事故により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、食料、生活雑貨品、医薬品及び防災資機材の物資（以下「物資等」という。）の輸送について、甲が乙に軽自動車運送（以下「運送」という。）の協力を要請する手続きを定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲が、「災害対策本部」を設置し、災害時の物資等輸送車両が不足するとき又は、必要とするときには、乙に対して輸送の協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 甲の要請手続は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。ただし災害の状況により災害対策本部の各部長（以下「市部長」という。）から、乙又は組合員に協力の要請をすることができる。

2 要請にあたっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等の手段をもって連絡するものとし、事後、第1号様式の文書を提出するものとする。

- ① 要請理由
- ② 要請車両台数
- ③ 要請期間及び要請物品
- ④ 派遣場所の担当部局の名称と担当者名
- ⑤ その他必要事項

（組合員の自主的参集）

第4条 前条の規定に係わらず、乙が事前に指名する乙の組合員は、帯広市内に震度6以上の地震が発生した時は、本部長又は市部長からの要請を待つことなく、自主的に市役所等に参集するものとする。

2 市部長は、乙の組合員に要請の有無を明確に伝達するものとする。

3 自主的に参集した乙の組合員は、市部長の指揮に従い、輸送業務を実施するものとする。

（輸送業務）

第5条 甲の要請により、輸送に従事する乙の組合員は、本部長又は市部長の指揮に従い、市役所、物資供給拠点、災害時医療拠点病院、災害時に協定している食料等物資の供給協力企業から各一般避難場所等への物資等の輸送業務に従事するものとする。

（報 告）

第6条 乙は、前条に基づき従事したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、第2号様式の文書を提出するものとする。

- ① 従事した車両及び従事者名簿
- ② 従事日数及び走行距離
- ③ その他必要事項

（経費の負担）

第7条 輸送の協力を要した経費は、甲の負担とする。

（経費の請求）

第8条 乙は、乙の組合員の輸送活動実績を集計し、甲に対して一括請求するものとする。

（経費の支払い）

第9条 甲は、前条に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、帯広市の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第10条 甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正価格を基準として決定するものとする。

（情報の提供）

第11条 乙及び乙の組合員は、輸送諸活動中に覚知した災害被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（職員の同乗等）

第12条 本部長は、必要に応じて、乙又は乙の組合員の輸送車両に職員を同乗させることができるものとする。

2 乙又は乙の組合員、輸送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、市部長に職員の同乗を要請することができる。

（通知及び協議）

第13条 甲は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、避難場所など防災関係資料の修正の都度、乙に通知するものとする。

2 乙は、この協定により協力できる組合員名簿を、甲に提出するものとする。

3 定期的な協議の場は、相互がそれぞれに通知したときに協議して定め、実施するものとする。

（協定の円滑化）

第14条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、次により相互の連携を図るものとする。

① 甲は、協力が円滑に行われるよう、主催する防災訓練に乙又は乙の組合員への参加の要請をするものとする。

② 乙及び乙の組合員は、甲から防災訓練参加の要請があった場合は、協力が円滑に行なわれるよう、積極的に参加するものとする。

（雑 則）

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

第16条 この協定は、平成17年7月6日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年7月6日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 砂川 敏文

乙 帯広市白樺16条東12丁目4番地  
赤帽帯広軽自動車運送協同組合  
理事長 福島 信幸

第1号様式

## 軽自動車輸送の協力要請書

平成 年 月 日

赤帽帯広軽自動車運送協同組合  
理事長 様

帯広市災害対策本部  
本部長

平成 年 月 日付で締結した協定書に基づき、下記のとおり軽自動車輸送の協力を要請します。

記

1 要請理由

--

2 要請車両台数

台

3 要請期間及び要請物品

要 請 期 間	要 請 物 品
年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)	

4 派遣場所の担当部局の名称と担当者名

5 その他必要事項

第2号様式

## 軽自動車輸送業務従事報告書

年 月 日

帯広市長 様

住所  
氏名

印

下記のとおり軽自動車輸送業務に従事しましたので報告いたします。

記

従事車両		従事者名	
従事日	走行距離	従 事 業 務 内 容	備 考
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		

従事車両		従事者名	
従事日	走行距離	従 事 業 務 内 容	備 考
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		

従事車両		従事者名	
従事日	走行距離	従 事 業 務 内 容	備 考
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		

災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と社団法人十勝地区トラック協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し救助が必要な場合に、甲が行う救助物資等の輸送に対して乙が積極的に協力することにより、甲は円滑に貨物自動車の調達を図り、もって災害時応急対策の迅速な実施に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、救助物資等の輸送のため必要と認める場合は、乙に対して災害時応急対策用貨物自動車供給要請書（別記様式1）により車両の提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、電話又は口頭で要請することができる。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、別表に掲げる十勝管内に事業所を有する加盟運送事業者間の調整を行い、受託する運送事業者（以下「受託者」という。）を決定して甲へ通知する。

（運賃等）

第4条 甲が使用した車両に係る運賃又は料金（以下「運賃等」という。）は、受託者が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号、以下「法」という。）第11条の規定に基づき、運輸大臣に届け出ている額による。

（運賃等の支払い）

第5条 受託者は、受託した輸送が終了したときは、運賃等の明細を添付した請求書により甲へ請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した日から30日以内に受託者へ支払うものとする。

（受託者の責任等）

第6条 物資の輸送に関し受託者が負うべき責任等は、法第10条第1項の規定に基づき受託者が定めている運送約款による。

（要請の特例）

第7条 甲は、緊急を要する輸送を行う必要が生じた場合において、休日、夜間その他やむを得ない事情により乙と連絡が取れない場合は、第2条の規定にかかわらず、別表に掲げる事業者へ直接要請できるものとする。

（疑義の決定）

第8条 この協定に定めない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は平成18年4月1日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

上記のとおり協定したことを証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成18年3月24日

甲 帯 広 市  
帯広市長 砂 川 敏 文

乙 帯広市西19条北2丁目4番地  
社団法人十勝地区トラック協会  
会 長 沢 本 輝 之

(別記様式1)

平成 年 月 日

## 災害時応急対策用貨物自動車供給要請書

社団法人 十勝地区トラック協会 様

災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

帯 広 市 長

担 当 課		担 当 者		電 話 番 号	
		職・氏名		FAX番号	

集 荷 依 頼 先	名 称	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話 ( ) FAX ( )
集 荷 依 頼 日 時	平成 年 月 日 ( ) :	
配 送 依 頼 先	名 称	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話 ( ) FAX ( )
配 送 依 頼 日 時	平成 年 月 日 ( ) :	
輸 送 物 資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毛 布 箱</li> <li>・ 日用品セット 箱</li> <li>・ ( ) 箱</li> </ul>	
要 請 台 数	t車 台	
	t車 台	
備 考		

災害時における応急対策等の協力に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と帯広空調衛生工事業協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における防災活動及び応急対策（以下「応急活動等」という。）の協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、帯広市区域内で地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う応急活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急活動等のため、乙に対し、災害時応急活動等要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前項の規定による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事情のない限り、他の業務に優先して次に掲げる事項を協力するものとする。

- （1）避難施設又は、公共施設の被害状況把握及び各機能の点検
- （2）施設屋内の給排水機能の確保及び復旧作業
- （3）施設屋内の空調、換気機能の確保及び復旧作業
- （4）重油、灯油、プロパンガス等の危険物の点検及び復旧作業
- （5）その他、応急活動等に関し必要な作業

（活動報告）

第4条 乙は、甲により要請された応急活動等を完了したときは、速やかに応急活動報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づく応急活動等に要した経費は、甲の負担とする。

（情報の提供）

第6条 甲と乙は、応急活動等を円滑に行うため、連絡責任者を定め、緊密な情報交換を行うものとする。

（労災補償及び損害補償）

第7条 応急活動等において、乙の会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が加入の労災保険を適用するものとする。

2 応急活動等により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする

（有効期間）

第9条 この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、調印の日から施行し、その日から起算して一年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年9月22日

甲 帯広市  
帯広市長 砂川 敏文

乙 帯広市西6条南6丁目4 井上ビル1F  
帯広空調衛生工事業協会  
会 長 千葉 清孝

様式1(第2条関係)

年 月 日

帯広空調衛生工事業協会 様

帯広市長

## 災害時応急活動等要請書

災害時における応急対策等の協力に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。

担当課		担当者 職・氏名		電話番号	
				FAX番号	
災害名					

災害発生状況	
協力要請場所	
協力要請事由	
必要な資機材	
人 員	
備 考	

様式2(第4条関係)

## 応急活動報告書

出勤協会員名	出勤期間	延日数	延人数	活動内容	備考
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				

年 月 日

上記のとおり完了したので報告いたします。

帯広市長 様

帯広空調衛生工事業協会  
会長

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科救護活動の万全を期するため、帯広市（以下「甲」という。）と社団法人 十勝歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、帯広市地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、帯広市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、災害時歯科医療救護活動等要請書（様式1）により乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定、提出及び報告）

第3条 乙は、前条の規定により、歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。また、要請された医療救護活動を完了したときは、速やかに歯科医療救護活動報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- （2）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）避難所内において転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科医療・衛生指導
- （4）検死・検案に際しての法歯学上の協力

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令系及び歯科医療救護活動に関わる連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- （1）救護班の編成及び派遣に要する費用
- （2）救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費
- （3）救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- （4）前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの  
（市町村及び郡市区歯科医師会との調整）

第10条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村の行う歯科医療救護活動が、本協定に準じ、郡市区歯科医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、郡市区歯科医師会にたいし、必要な調整を行うものとする。

（細目）

第11条 この協定に定めるものの他、この協定の実施のために必要な事項は別に定める。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第13条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期限の満了の日の1月前までに、甲乙のいずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年3月19日

甲 帯広市  
帯広市長 砂川 敏文

乙 社団法人 十勝歯科医師会  
会長 有田 修造

様式1 (第2条関係)

年 月 日

十勝歯科医師会 様

帯広市長

## 災害時歯科医療救護活動等要請書

災害時における応急対策等に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。

担当課		担当者		電話番号	
		職・氏名		FAX番号	
災害名					

災害発生状況	
協力要請場所	
協力要請事由	
必要な資機材	
人 員	
備考	

様式2 (第3条関係)

## 歯科医療救護活動報告書

班 名	災害発生場所	歯科医療救護活動場所	活 動 状 況	備 考
			月 日 時 分～ 時 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件	

災害時における応急生活物資の確保等に関する協力協定

帯広市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープさっぽろ（以下「乙」という。）とは、災害時において必要な応急生活物資の確保等の協力について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲と乙とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図ることを目的とし、応急生活物資の確保等に関する事項について定めるものとする。

（要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必用とするときは、甲は乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が保有している商品の供給、運搬及び必要な情報の提供
- (2) 甲が必要とする応急生活物資の仕入れ、運搬及び情報の提供

2 前項の要請は甲の総務部長が行うものとする。ただし、災害の状況により緊急を要する場合は、帯広市災害対策本部長（市長）が指定する部長においても、乙に要請することができる。

（応急生活物資）

第3条 甲が乙に要請する災害時の応急物資は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定した物資

（要請の方法）

第4条 甲からの要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭又は電話等をもって要請し、事後において、速やかに文書を交付するものとする。

2 甲から乙への要請等に関する経路は、別に定める。

3 甲と乙とは、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさぬよう、日頃から点検、改善に努めるものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条の規定により乙が供給した商品及び乙が行った運搬等の経費については甲が負担する。

（経費の支払）

第6条 甲は、前条に基づき乙から経費の支払いの要求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第7条 甲が負担する価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲・乙協議の上で決定するものとする。

（情報の提供）

第8条 甲は乙に対し別表1に掲げる災害時応急生活物資の確保に必要な情報等について、甲の求めに応じ提供するものとする。

（法令の遵守）

第9条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第二百号）その他の法令の規定を遵守するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定める。

附 則

この協定は、平成19年4月23日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲・乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年4月23日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 砂川 敏文

乙 札幌市西区発寒11条5丁目10番1号  
生活協同組合 コープさっぽろ  
理事長 松村 喬

別表1

## 災害時応急生活物資

	品 目 名	
食料品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菓子パン、調理パン、食パン</li> <li>・弁当、おにぎり</li> <li>・缶詰 (イージーオープン缶)</li> <li>・レトルト食品 (ご飯)</li> <li>・レトルト食品 (惣菜)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インスタントラーメン</li> <li>・果物</li> <li>・バター、ジャム</li> <li>・育児用粉ミルク</li> <li>・米、麺類、野菜、肉、魚類</li> </ul>
飲料品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛乳</li> <li>・ミネラルウォーター (ペットボトル)</li> <li>・ウーロン茶、緑茶 (ペットボトル)</li> <li>・緑茶、コーヒー、紅茶等</li> </ul>	
生活物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ乳瓶</li> <li>・紙おむつ (幼児用、大人用)</li> <li>・生理用品</li> <li>・トイレットペーパー</li> <li>・ティッシュペーパー</li> <li>・ウェットティッシュ</li> <li>・下着、靴下</li> <li>・使い捨てコップ、食器</li> <li>・懐中電灯、乾電池</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粘着テープ</li> <li>・洗面用具 (タオル、歯ブラシ等)</li> <li>・洗濯用具 (洗剤、洗濯バサミ等)</li> <li>・水の要らないシャンプー</li> <li>・裁縫セット</li> <li>・文房具</li> <li>・使い捨てカイロ</li> </ul>

- (1) 災害時の応急生活物資は、上記の品目を基準として、災害の規模などの状況に応じて調達する。
- (2) 品目は、上記の他に甲乙協議の上で必要なものを、その都度指定することができる。

日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会  
災害時相互応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、異常湧水等による水道災害において、日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会（以下「地区」という。）が、被災会員の速やかな給水能力の回復のため地区管内の各会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

（会員の責務）

第2条 地区管内において水道施設に被害が発生した場合は、会員は、この協定の定めるところにより、被災会員に対し、当該被害の復旧にあたり、全面的に協力する責務を負う。なお、日本水道協会北海道地方支部から応援の要請があった場合においても地区の長の都市（以下「区長」という。）の要請に基づき応援協力をすることとする。

（代表都市の設置）

第3条 地区管内の各会員を釧路・根室支庁管内、十勝支庁管内、網走支庁管内の3ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。

2 前項の代表都市を釧路・根室支庁管内は釧路市、十勝支庁管内は帯広市、網走支庁管内が北見市とする。

（相互応援のための平常準備）

第4条 会員は、毎年5月末日までに応急給水容器及び応急復旧用資材を調査し、その調査結果を集計し区長に通知しなければならない。

2 区長は、必要に応じて前項の集計結果を会員に通知するものとする。

（応援要請の手順）

第5条 応援要請の手順は、次の各号による。

（1）各会員は、その属するブロックの代表都市へ応援を要請する。

（2）代表都市は、ブロック内のほかの会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、区長都市へ応援を要請する。

（3）区長都市は、地区管内の他のブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会北海道地方支部へ応援を要請する。

（応援要請内容）

第6条 応援の要請は次の事項を明らかにし、口頭、電話又は無線等の伝達手段を用いて行い、後日、様式により速やかに要請先まで提出する。

（1）災害の状況

（2）必要とする資機材、物資等の品目及び数量

（3）必要とする職員の職種別人員

（4）応援の場所及び応援場所への経路

（5）応援の期間

（6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援活動の種類）

第7条 会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- （1）応急給水作業
- （2）応急復旧作業
- （3）応急復旧用資材の供出
- （4）工事業者のあっせん
- （5）前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要員の派遣）

第8条 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じて給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、シュラフ、携行電灯、カメラなどを携行させるものとする。

- 2 派遣応援要員は、被災会員の指示に従って作業に従事する。
- 3 派遣応援要員は、会員名を表示した腕章等を着用する。

（応援要員の受入）

第9条 応援活動が迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

（費用の負担）

第10条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

（会員以外への協力）

第11条 会員は、地区管内の会員以外の水道事業者が災害により被災したときは、前各号に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

（委任）

第12条 この協定の実施に関して必要な事項については、日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する指針を準用するものとし、その他の事項は区長が別に定める。

附 則

- 1 この協定は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 日本水道協会北海道地方支部震害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱（昭和55年5月1回支部総会決定）は、廃止する。

附 則

この協定は、平成19年8月1日から施行する。

この協定の成立を証するために本書34通を作成し、区長及び会員記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年7月31日

日本水道協会北海道地方支部  
道東地区協議会区長  
釧路市長 伊 東 良 孝

根室市長 長谷川 俊 輔

釧路町長 佐 藤 廣 高

白糠町長 棚 野 孝 夫

厚岸町長 岩 狹 靖

弟子屈町長 徳 永 哲 雄

浜中町長 長谷川 徳 幸

標茶町長 池 田 裕 二

中標津町長 西 澤 雄 一

羅臼町長 脇 紀 美 夫

別海町長 水 沼 猛

標津町長 金 澤 瑛

資料5 (防災協定書)

十勝支庁管内代表都市  
帯広市長 砂川敏文

十勝中部広域水道企業団  
企業長 砂川敏文

音更町長 山口武敏

清水町長 高薄渡

士幌町長 小林康雄

新得町長 浜田正利

芽室町長 宮西義憲

広尾町長 大野進

幕別町長 岡田和夫

池田町長 勝井勝丸

本別町長 高橋正夫

足寄町長 安久津勝彦

大樹町長 伏見悦夫

上士幌町長 竹中貢

資料5 (防災協定書)

網走支庁管内代表都市

北見市長 神 田 孝 次

網走市長 大 場 脩

紋別市長 宮 川 良 一

美幌町長 土 谷 耕 治

津別町長 佐 藤 多 一

斜里町長 村 田 均

遠軽町長 北 川 健 司

訓子府町長 菊 池 一 春

## 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

## （目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

- （1）災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。
- （2）甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）

## （情報提供に関する事項）

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

- 2 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

## （商品提供に関する事項）

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

## （災害対応型自動販売機の設置施設）

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

## （連絡先）

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

## （甲の連絡先の表示）

名称	電話番号
帯広市総務部総務課（防災担当）	0155-65-4103
帯広市役所 当直（夜間・休日）	0155-24-4111

(乙の連絡先の表示)

名称	電話番号
帯広営業所（代表）	0155-32-2000
帯広営業所（衛星携帯）	090-6690-0861
本社総務部（夜間・休日／衛星携帯）	080-1017-0138

(守秘義務)

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
  - (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
  - (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの
- 2 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成19年8月3日

甲 帯広市  
帯広市長 砂川 敏文

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号  
北海道コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役常務 松本 肇

(別紙)

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定  
第 4 条に基づく災害対応型自動販売機の設置施設

災害対応型自動販売機の設置施設の表示 (帯広市)

設 置 施 設 名	所 在 地
帯広市役所 (1階ロビー)	帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地
帯広市総合体育館	帯広市大通り北 1 丁目 1 番地 1
帯広の森体育館	河西郡芽室町北伏古東 7 線 6

(様式1)

## 災害対応型自動販売機 商品提供報告書

平成 年 月 日

北海道コカ・コーラボトリング株式会社

帯広営業所長 殿

帯広市 部 (担当 ) 印

平成19年8月3日締結した災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定第3条第1項の規定に基づき、貴社災害対応型自動販売機内在庫商品の無償提供を行いましたので、ご報告いたします。

## ● 災害内容

## ● 商品提供期間

平成 年 月 日 時 ~ 平成 年 月 日 時

## ● 商品提供を行った災害対応型自動販売機

設置施設名	所在地	マシンNO.

災害時における非常放送に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と株式会社エフエムおびひろ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における非常放送に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、帯広市区域内で地震、風水害、大火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う市民への迅速かつ正確な情報提供に対する乙の協力に関し、必要な事項を定め、もって市民の生命、身体及び財産の保護に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における市民への迅速かつ正確な情報提供のため、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした協力要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

- （1） 発信日時
- （2） 災害の種類
- （3） 要請内容
- （4） 放送文案
- （5） 放送期間・回数等
- （6） その他必要事項
- （7） 連絡責任者及び連絡先

（協力の実施）

第3条 乙は、前項の規定による甲の要請を受けたときは、他の業務に優先して非常放送を行うものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく非常放送に要した経費は、乙の負担とする。ただし、その放送が長期間にわたる場合は、甲乙協議するものとする。

（連絡責任者）

第5条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、災害時において良好な情報伝達を確保する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、調印の日から施行し、その日から起算して一年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年10月30日

甲 帯広市  
帯広市長 砂川 敏文

乙 帯広市東1条南8丁目2  
株式会社エフエムおびひろ  
代表取締役社長 金澤 耿

(様式1)

株式会社エフエムおびひろ  
 代表取締役社長 金 澤 耿 様  
 TEL23-0778 fax23-7780

発信日時			
平成	年	月	日
	時	分	

帯広市長 砂川 敏文

## 災害時における非常放送の協力要請書

次のとおり非常放送の協力を要請します。

項 目	内 容
災害の種類	
要請内容	
放送文案	
放送期間・回数等	
その他必要な事項	
連絡責任者及び連絡先	

災害時における非常放送に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と株式会社おびひろ市民ラジオ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における非常放送に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、帯広市区域内で地震、風水害、大火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う市民への迅速かつ正確な情報提供に対する乙の協力に関し、必要な事項を定め、もって市民の生命、身体及び財産の保護に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における市民への迅速かつ正確な情報提供のため、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした協力要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

- （1）発信日時
- （2）災害の種類
- （3）要請内容
- （4）放送文案
- （5）放送期間・回数等
- （6）その他必要事項
- （7）連絡責任者及び連絡先

（協力の実施）

第3条 乙は、前項の規定による甲の要請を受けたときは、他の業務に優先して非常放送を行うものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく非常放送に要した経費は、乙の負担とする。ただし、その放送が長期間にわたる場合は、甲乙協議するものとする。

（連絡責任者）

第5条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、災害時において良好な情報伝達を確保する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、調印の日から施行し、その日から起算して一年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年10月30日

甲 帯広市  
帯広市長 砂川 敏文

乙 帯広市東2条南11丁目1  
株式会社おびひろ市民ラジオ  
代表取締役 板倉 利男

(様式1)

株式会社おびひろ市民ラジオ  
 代表取締役 板倉 利男 様  
 TEL 25-5770 fax 25-5771  
 帯広市長 砂川 敏文

	発信日時		
平成	年	月	日
	時	分	

災害時における非常放送の協力要請書

次のとおり非常放送の協力を要請します。

項 目	内 容
災害の種類	
要請内容	
放送文案	
放送期間・回数等	
その他必要な事項	
連絡責任者及び連絡先	

災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定書

帯広市（以下「甲」という。）とイオン北海道株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資の供給等に関する協力について、次に通り協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲と乙とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図ることを目的とし、応急生活物資の確保に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が帯広市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、一般消費者に対する商品供給や被災店舗の復旧などの業務に支障のきたさない範囲で、保有商品の供給に対する協力について積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、原則として別表第1で定める品目から、災害の状況等に応じて指定する。

（要請手続等）

第6条 甲の乙に対する要請手続は、様式第1の文書をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請系統などは、別表第2のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないよう、日頃から点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

（費用の負担）

第8条 第4条及び第7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の経費については甲が負担する。

（経費の請求）

第9条 前条に規定する経費は、乙が商品の供給及び運搬を終了した後、乙の作成した出荷確認書等により、帯広市長あてに一括請求するものとする。

（経費の支払）

第10条 甲は、前条に基づき乙から経費の支払請求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第11条 甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正価格等を基準として甲乙協議のうえで決定するものとする。

（その他必要な支援）

第12条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議しての上決定するものとする。

（法令の遵守）

第13条 この協定の施行にあたっては、大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第九一号）その他の法令の規定を遵守するものとする。

（協議）

第14条 この協議に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は定期的に協議するものとする。

（雑則）

第15条 この協定は、平成20年2月14日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続する。

平成20年2月14日

甲 帯広市  
帯広市長 砂川 敏文

乙 札幌市白石区本通21丁目南1番10号  
イオン北海道株式会社  
代表取締役社長 植村 忠規

## 災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定書を変更する協定

帯広市（以下「甲」という。）とイオン北海道株式会社（以下「乙」という。）が平成20年2月14日に締結した「災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定書」について、以下のとおり変更する。

第12条に次の1項を加える。

2 乙は災害時において、甲より要請を受けたときは、乙が所有または管理する駐車場を、甲の災害救護業務に必要な場所として無償にて提供するものとする。

なお、使用期間及び使用範囲については、乙が決定するものとする。

この変更協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲・乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年7月5日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米沢 則寿

乙 札幌市白石区本通21丁目南1番10号  
イオン北海道株式会社  
代表取締役社長 星野 三郎

(別表第1)

## 災害時応急生活物資

	品 目 名		
食 料 品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児用ミルク</li> <li>・ 菓子パン、調理パン</li> <li>・ 弁当、おにぎり</li> <li>・ 缶詰 (イージーオープン)</li> <li>・ 果物 (リンゴ、バナナ等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米</li> <li>・ めん類</li> <li>・ 食パン</li> <li>・ バター、ジャム</li> <li>・ 肉、魚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野菜</li> <li>・ レトルト食品 (惣菜)</li> <li>・ インスタントラーメン</li> </ul>
飲 料 品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ミネラルウォーター (ペットボトル)</li> <li>・ ウーロン茶・緑茶 (ペットボトル)</li> <li>・ 牛乳 (LLタイプ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーヒー、紅茶類</li> </ul>	
生 活 物 資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電池、懐中電灯</li> <li>・ 粘着テープ</li> <li>・ ビニールシート、ブルーシート</li> <li>・ 紙おむつ (幼児用、大人用)</li> <li>・ ウエットティッシュ</li> <li>・ 生理用品</li> <li>・ ポリバケツ</li> <li>・ 卓上ガスコンロ</li> <li>・ 哺乳瓶</li> <li>・ 使い捨てコップ、食器</li> <li>・ トイレットペーパー</li> <li>・ ティッシュペーパー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毛布</li> <li>・ 雨具</li> <li>・ 洗面用具 (タオル、歯ブラシ等)</li> <li>・ 水のいないシャンプー</li> <li>・ 下着、靴下</li> <li>・ 洗濯用具 (洗剤、洗濯ばさみ等)</li> <li>・ 裁縫セット</li> <li>・ 文房具</li> <li>・ マスク</li> <li>・ 靴</li> </ul>	
	(冬季対策) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝具、寝袋</li> <li>・ 使い捨てカイロ</li> <li>・ 除雪用具</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 灯油</li> </ul>	

- (1) 災害時の応急生活物資は、上記の品目を基準として、災害の規模などの状況に応じて調達する。
- (2) 品目は、上記の他に甲乙協議の上で必要なものを、その都度指定することができる。

(様式第1)

平成 年 月 日

## 災害時における応急生活物資の供給についての協力要請書

イオン北海道株式会社  
代表取締役社長 様

帯広市長  
(帯広市災害対策本部長)

災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定書第6条第1項の規定に基づき、次のとおり応急生活物資の供給の協力を要請します。

連絡先	電話_____
口頭、電話等による連絡日時	平成 年 月 日 時 分
要請理由	
要請期間	
供給物資	
備考	

避難場所広告付看板に関する協定

帯広市を「甲」とし、北電興業株式会社を「乙」として、甲と乙の間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、帯広市における避難場所広告付看板（以下「看板」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（主旨）

第2条 看板の掲出により、市民に対し災害発生時の地域の避難場所を周知すること、及び平時からの防災意識を啓発することを主旨とする。

（定義）

第3条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）避難場所広告付看板

乙の実施している広告事業のうち、北海道電力電柱への巻付看板に民間企業等の広告と併せて災害発生時の避難場所を記載するものをいう。

（2）広告主

本協定の主旨に賛同する民間企業等をいう。

（3）北海道電力電柱

北海道電力株式会社が所有する電柱をいう。

（甲の義務）

第4条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供すること。

（乙の義務）

第5条 乙は、この協定の主旨にかなう広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。

2 乙は、掲出された看板の維持管理及び住民からの申出等に対する対応を行うこと。

3 乙は、看板の掲出状況について、甲の求める場合に報告を行うこと。

4 乙は、看板の掲出にあたっては、法令等を遵守し、公序良俗に反しないこと。

（経費等）

第6条 看板の掲出に必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲は負担しないものとする。

（細目）

第7条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定す

るものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限りその効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成20年3月27日

甲 帯広市  
帯広市長 砂 川 敏 文

乙 札幌市中央区北1条東3丁目1番地  
北電興業株式会社  
取締役社長 熊 谷 直 孝

避難場所広告付看板に関する協定実施細目

（主旨等）

第1条 この実施細目は、避難場所広告付看板に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の定義は、協定の例による。

（看板の仕様）

第2条 協定第3条第1号に規定する避難場所広告付看板（以下「看板」という。）の仕様については、別紙1のとおりとする。

（避難場所の記載）

第3条 看板への避難場所の記載については、次のとおり行うものとする。

（1）看板に記載する避難場所名は、帯広市が指定している設置場所を含む区域の避難場所を掲出することとする。

（2）避難場所の変更等により看板の表示に訂正の必要を生じた場合は、乙は、直ちに必要な修正を行うものとする。

（広告の選定等）

第4条 協定第3条第2号に規定する広告主については、法令及び帯広市広告掲載基準（別紙2）に基づき基準にかなうものを乙が責任を持って選定するものとする。ただし、帯広市広告掲載基準で、乙が確認できない事項については、甲に確認し、基準にかなわない場合は、甲から乙にその旨を書面で回答するものとする。

（情報の提供）

第5条 協定第4条に規定する看板の掲出のために必要な情報は、帯広市により指定されている避難場所とする。

2 甲は、乙に対し、避難場所の変更等に伴う情報提供を随時行うものとする。

（設置の届出）

第6条 掲出状況については、設置の都度、別紙3のとおり届出するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定細目は、協定細目締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定細目終了の通知をしない限りその効力は持続するものとする。

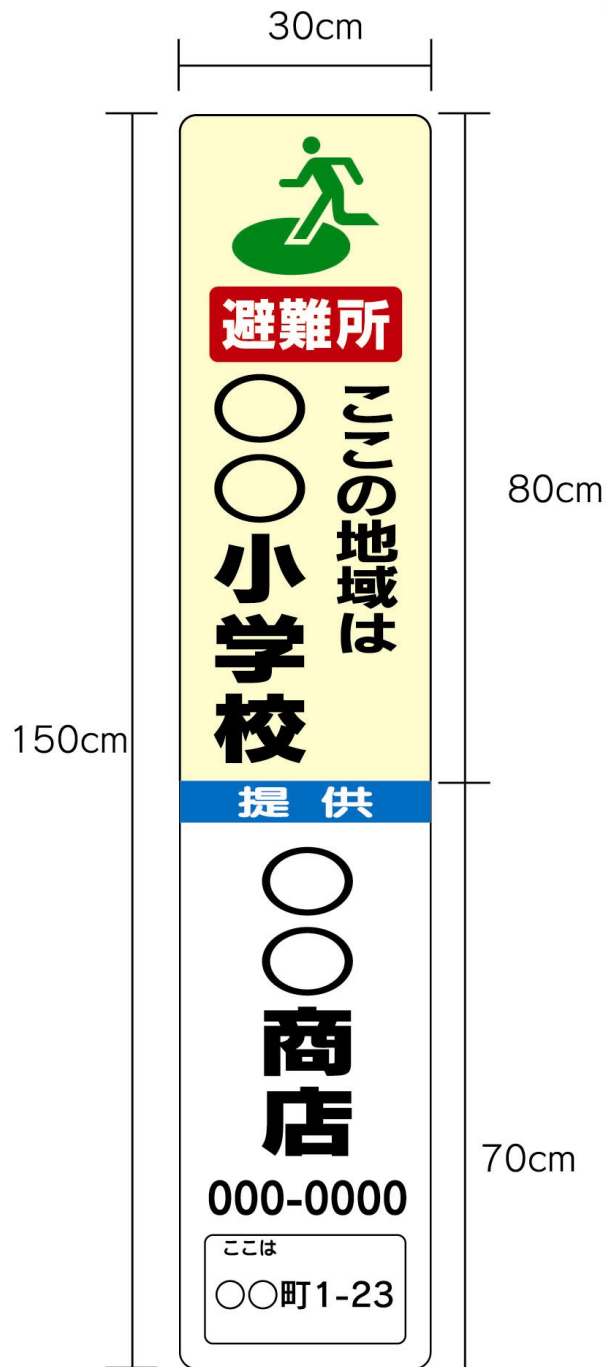
甲と乙は、本協定細目書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成20年3月27日

甲 帯広市  
帯広市長 砂川敏文

乙 札幌市中央区北1条東3丁目1番地  
北電興業株式会社  
取締役社長 熊谷直孝

別紙-1



〇〇小学校、〇〇商店、〇〇町は例記です

## 帯広市広告掲載基準

帯広市広告掲載要綱により定めている広告掲載基準は次のとおりです。

## 1) 規制業種又は事業者

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する(昭和23年7月10日法律第122号)第2条に該当するもの
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (5) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- (6) 指名停止措置を受けている業者
- (7) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者
- (8) 市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの。

例えば、次のようなものをいう。

- ア 調査会社、探偵事務所等に関するもの
- イ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
- ウ 人事募集又は解雇広告に関するもの
- エ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの
- オ 前払式割賦販売等(許可業者を除く)に関するもの
- カ 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
- キ 消費者金融に係るもの
- ケ 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続中のもの
- コ 市税を滞納しているもの

## 2) 掲載基準

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 法令等により製造、販売、提供等することが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
  - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
  - ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又は害するおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化した

- イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
  - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
  - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
  - オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 他の者をひぼう、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
  - イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
  - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの及びプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの(選挙広告を含む)
  - イ 政治団体による政治活動を目標とするもの又はそのおそれのあるもの(政党広告を含む)
- (5) 宗教性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの(宗教団体の広告を含む)
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 個人又は団体の意見広告
  - イ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張若しくはこれらを含むもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
  - イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件等が不明確なもの
  - ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
  - エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
- (9) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれのあるもの。
- 例えば、次のようなものをいう。
- ア 統計、文献、専門用語を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実

際よりも、又は他の事業者のものより著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤解させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を求めたときに提出されない場合は、不当な表示とみなす）

イ 射幸心をあおる表示または表現

ウ 誇大な表現を含むもの

エ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの

オ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの

カ 他人名義の広告

キ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）

(10) 比較広告。例えば、次のようなものをいう。

ア 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの

イ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示のあるもの及び第三者が推奨又は保証する記述のあるもの

(11) 懸賞広告及びクーポン付広告

(12) その他市の資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 市が広告主を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの（市が別に認証等を行なっている商品又はサービス等に係るものを除く）

イ 品位を損なう表現のもの

ウ 詐欺的なもの、又はいわゆる不良商法とみなされるもの

エ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの

オ 投機を著しくあおる表現のもの

カ 債権取り立て、示談引受けなどに関するもの

キ 占い、運勢判断などに関するもの

ク 通貨及び郵便切手等の複写の使用

ケ 謝罪、釈明などのもの

コ 尋ね人、養子縁組などのもの

サ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

別紙3

## 避難場所広告付看板設置届

第 号  
平成 年 月 日

帯広市長 砂川敏文様

出願者住所 帯広市西5条南7丁目2  
氏名 北電興業株式会社帯広営業所  
所長 鈴木政光

次により、北海道電力電柱に避難場所広告付看板を設置しますので届出いたします。

## 1 広告主

(1) 住所 帯広市

(2) 氏名

電話 -

## 2 使用電柱所在地

No.	所在地	電柱番号	避難場所	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

## 3 工事予定年月日

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

## 災害時における応急対策等の協力に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と帯広電業協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における防災活動及び応急対策（以下「応急活動等」という。）の協力に関する協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、帯広市内で地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う応急活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

### （協力の要請）

第2条 甲は災害時における応急活動等のため、乙に対し災害時応急活動等要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、前項の規定による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事情のない限り、他の業務に優先して次に掲げる事項を協力するものとする。

- （1）避難施設又は、公共施設の被害状況把握及び各機能の点検
- （2）施設屋内、屋外の電気設備機能の確保及び復旧作業
- （3）その他、応急活動等に関し必要な作業

### （活動報告）

第4条 乙は、甲により要請された応急活動等を完了したときは、速やかに応急活動報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

### （費用の実施）

第5条 この協定に基づく応急活動等に要した経費は、甲の負担とする。

### （情報の提供）

第6条 甲と乙は、応急活動等を円滑に行うため、連絡責任者を定め、緊密な情報交換を行うものとする。

### （労災補償及び損害賠償）

第7条 応急活動等において、乙の会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙が加入の労災保険を適用するものとする。

2 応急活動等により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は（以下「協定期間」という。）は、調印の日から施行し、その日から起算して1年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年6月11日

甲 帯広市  
帯広市長 砂川 敏文

乙 帯広市西24条北2丁目5番52  
帯広電業協会  
会長 板倉 利男

## 様式1 (第2条関係)

年 月 日

帯広電業協会  
会長 様

帯広市長

## 災害時応急活動等要請書

災害時における応急対策等の協力に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。

担当課		担当者職・氏名		電話番号	
				FAX 番号	
災害名					

災害発生状況	
協力要請場所	
協力要請事由	
必要な資機材	
人 員	
備 考	

## 様式2 (第4条関係)

## 応急活動報告書

No.	出動協会員名	出動期間	延日数	延人数	活動内容	備考
1		自 年 月 日 至 年 月 日				
2		自 年 月 日 至 年 月 日				
3		自 年 月 日 至 年 月 日				
4		自 年 月 日 至 年 月 日				
5		自 年 月 日 至 年 月 日				
6		自 年 月 日 至 年 月 日				
7		自 年 月 日 至 年 月 日				
8		自 年 月 日 至 年 月 日				
9		自 年 月 日 至 年 月 日				
10		自 年 月 日 至 年 月 日				
11		自 年 月 日 至 年 月 日				
12		自 年 月 日 至 年 月 日				
13		自 年 月 日 至 年 月 日				
14		自 年 月 日 至 年 月 日				
15		自 年 月 日 至 年 月 日				

年 月 日

上記のとおり完了したので報告いたします。

帯広市長

様

帯広電業協会  
会長

帯広市所管都市施設における災害時の協力体制に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と帯広建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、市民の生命、身体及び財産を守るための連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、帯広市地域防災計画に基づき、帯広市が所管する道路、公園及び河川等の都市施設の被害調査、並びに災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）情報連絡網の構築・共有
- （2）協力実施体制の構築・共有
- （3）資機材保有状況の報告
- （4）施設の被害状況の把握に係る業務対応
- （5）災害応急対策に係る業務対応
- （6）その他必要と認める業務対応

（報告等）

第3条 甲及び乙は、前条第1号及び第2号に基づき、それぞれ災害時における情報連絡網及び協力体制を整備し、相互に共有するものとする。その際、乙は、乙の会員についても整備するものとする。

なお、協力体制の整備にあたっては、乙の会員以外の協力も含むことができる。

- 2 乙は、前条第3号に規定する会員の資機材の保有状況について把握し、甲に報告するものとする。
- 3 前記各項の報告等は、この協定締結以後直ちに、また、第9条に基づき更新となった場合は、その年の4月末までに行なうものとする。

ただし、情報連絡網及び協力体制に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時に第2条第1項第1号ないし第3号について、最新の情報を共有するため協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、口頭又は書面にて要請をするものとする。

- 2 甲は、災害時に第2条第1項第4号ないし第6号に係る業務対応について、協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、災害時応急対策要請書（別記様式1）をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、電話又は口頭で要請することができる。

（乙の会員に対する通知）

第5条 乙は、甲から第4条に係る協力要請があった場合には、直ちに、乙の会員に対し、その

旨を通知するものとする。

（他の協定等との関係）

第6条 甲と乙又は乙の会員が既に締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。

2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

（応急対策経費）

第7条 乙の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策経費」という。）は、甲の負担とする。

2 応急対策経費は、当該応急対策活動の内容に応じ、甲の積算基準に従い算出した額を基準に、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（労災補償及び損害賠償）

第8条 応急活動において、乙の会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙又は乙の会員が加入する労災保険を適用するものとする。

2 応急活動等により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（細目協定）

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年12月1日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 砂川敏文

乙 帯広市西7条南6丁目2番地7  
帯広建設業協会  
会長 萩原一利

【別記様式1】(第4条関係)

平成 年 月 日

## 災害時応急対策要請書

帯広建設業協会 会長 様

帯広市所管都市施設における災害時の協力体制に関する協定に基づき、  
下記のとおり要請します。

帯 広 市 長

担 当 課		担 当 者		電話番号	( )
		職・氏名		FAX番号	( )

出 動 要 請 場 所	名 称				
	所 在 地				
	連 絡 先	電話 ( )	FAX ( )		
被 災 の 状 況					
要 請 内 容					
要 請 先 企 業 名	名 称				
	所 在 地				
	連 絡 先	電話 ( )	FAX ( )		
要 請 建 設 資 機 材					

## 帯広市所管公園施設等における災害時の協力体制に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と社団法人北海道造園緑化建設業協会十勝支部（以下「乙」という。）とは、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、市民の生命、身体及び財産を守るための連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において、帯広市地域防災計画に基づき、帯広市が所管する公園施設及び街路樹等道路施設の被害調査、並びに災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

### （応急対策活動等）

第2条 この協定に基づく応急対策活動は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 災害時の市内パトロール等による情報収集
- （2） 公園施設及び街路樹等道路施設の応急復旧及び撤去、搬送

### （連絡体制の確立）

第3条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、乙の会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

### （情報交換等）

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の会員が保有する建設機械、車両等の数量及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

### （連絡責任者）

第5条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、甲においては都市建設部みどりの課長、乙においては支部長をもって充てるものとする。

### （要請）

第6条 甲は、乙による応急対策活動が必要と認めるときは、災害時応急対策要請書（別記様式1）をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、電話又は口頭で要請することができる。

2 乙及び乙の会員は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

### （応急対策経費）

第7条 乙の会員の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策経費」という。）は、甲の負担とする。

2 応急対策経費は、当該応急対策活動の内容に応じ、甲の積算基準に従い算出した額を基準に、

甲及び乙が協議して定めるものとする。

（労災補償及び損害補償）

第8条 応急活動において、乙の会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙の会員が加入する労災保険を適用するものとする。

2 応急対策等により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（細目協定）

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年12月1日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 砂川敏文

乙 帯広市川西町基線42番地1  
社団法人  
北海道造園緑化建設業協会十勝支部  
支部長 杉田吉弘

【別記様式1】(第6条関係)

平成 年 月 日

## 災害時応急対策要請書

北海道造園緑化建設業協会十勝支部

支部長 様

帯広市所管公園施設等における災害時の協力体制に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

帯 広 市 長

担 当 課		担 当 者		電話番号	( )
		職・氏名		FAX番号	( )

出 動 要 請 場 所	名 称				
	所 在 地				
	連 絡 先	電話 ( )	FAX ( )		
被 災 の 状 況					
要 請 内 容					
要 請 先 企 業 名	名 称				
	所 在 地				
	連 絡 先	電話 ( )	FAX ( )		
要 請 建 設 資 機 材					

## 防災情報の共有に係る協定書

北海道開発局長（以下「甲」という。）と帯広市長（以下「乙」という。）は、防災情報の共有に関して次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が所有する防災に係る情報（画面情報を含む。以下同じ。）を相互に共有すること（以下「共有」という。）について必要な事項を定め、もって迅速かつ的確な防災対策、状況に応じた施設の維持管理等に資することを目的とする。

### （防災情報の共有）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる場合を除き、それぞれが保有する防災情報を共有するものとする。

- （1）天災その他の事由により、次条第1項に規定する情報共有器機（この号及び次号において同じ。）に故障、異常等が発生し、又は次条第3項の規定により情報共有機器を使用できないとき。
- （2）カメラの倍率変更等、保守、点検その他の管理のために情報共有機器を使用できないとき。
- （3）前2号に定めるもののほか、防災情報を共有できないことについてやむを得ない事情があるとき。

### （情報の共有）

第3条 防災情報の共有は、甲の所有する河川、道路等の公共施設管理用光ファイバ網（以下「光ファイバ網」という。）、防災情報共有サーバ等（以下「情報共有機器」という。）を使用して行うものとする。

- 2 情報共有機器を使用するに当たっては、甲の定める防災情報セキュリティポリシー実施手順によるものとする。
- 3 甲及び乙は、情報共有機器に故障、異常等が発生し、又は情報の漏えい、滅失もしくは既存のおそれがある場合は、そのおそれがなくなるまでの間、情報共有機器の使用を停止することができる。
- 4 甲及び乙は、前項の規定により情報共有機器の使用を停止する場合は、あらかじめ相手方に通知するものとする。

### （光ファイバ網への接続及び管理の特則）

第4条 光ファイバ網への接続に当たり、甲又は乙が整備する機器は別紙（省略）のとおりとする。

- 2 光ファイバ網への接続機器は、別紙（省略）の分類に基づき、それぞれが管理するものとする。
- 3 この協定に定めるもののほか、光ファイバ網への接続危機の管理に必要な事項は、別に定めるものとする。

### （情報共有機器の故障等における報告義務）

第5条 甲及び乙は、情報共有機器に故障、異常音等が発生した場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（情報共有機器の更新等）

第6条 甲及び乙は、情報共有機器に故障、異常音等が発生した場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（防災情報共有推進協議会等への参加）

第7条 乙は、甲が設置し、甲及び甲の防災情報の共有に係る協定書を締結した防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）で構成する防災情報共有推進協議会（以下「協議会」という。）に参加するものとする。

2 前項の規定に関わらず、この協定の締結時に協議会が設置されていない場合は、乙は、帯広開発建設部長が設置する「十勝地方道路連絡協議会」・「十勝川水防連絡協議会」に参加するものとする。

（権利等の帰属）

第8条 防災情報及びカメラを操作する権限は、当該情報及びカメラの所有者に帰属するものとする。

（防災情報の取扱い）

第9条 甲及び乙は、情報共有危機を使用して知ることのできた防災情報を、自らのために使用することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、情報共有危機を使用して知ることのできた防災情報を公表し、又は変更、切除その他の改変をしようとする場合は、あらかじめ所有機関の承諾を得るものとする。

3 前項の規定により承諾を得た場合は、協議会（第7条第2項の規定により「十勝地方道路防災連絡協議会」・「十勝川水防連絡協議会」に参加している場合は、当該協議会）に報告するものとする。

（守秘義務）

第10条 甲及び乙は、情報共有機器を使用して知ることのできた情報、情報共有機器の構成及び情報管理に関する情報を漏らしてはならない。

（譲渡の禁止）

第11条 甲及び乙は、この協定により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲又は乙のいずれから、この協定の改廃等について申し出がないときは、同一の内容でさらに1年間更新するものとし、その後の期間満了時においても同様とする。

（協定の解除）

第13条 甲及び乙は、相手方から次に掲げる各号に該当するときは、文書により相手方に是正を勧告し、当該勧告から2週間を経過するまでに是正されない場合は、この協定を解除することができる。

（協定に定めのない事項等）

第14条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各々1通保有する。

平成20年12月10日

甲 北海道開発局長 鈴木 英 一

乙 帯広市長 砂川 敏 文

## 防災情報共有に係る維持管理に関する覚書

北海道開発局帯広開発建設部長（以下「甲」という。）と帯広市長（以下「乙」という。）は、防災情報の共有に係る協定書（平成20年12月10日締結）第4条第3項の規定に基づく防災情報の共有に係る構成機器（光ケーブル、L3-SW）の維持管理等に関する事項について、次のとおり覚書を交す。

### （目的）

第1条 この覚書は、防災情報共有に係る構成機器の維持管理に関する事項を定め、平常時及び災害時の適切な管理を行うことを目的とする。

### （構成機器の設置と占有）

第2条 乙は、甲に対して構成機器の設置場所を無償で提供するものとする。また、構成機器の設置に伴い事務手続きが必要な場合は、乙が行うものとする。

- 2 構成機器の設置に当たり、甲、乙協議のうえ、施工方法等を決定し施工するものとする。
- 3 機器の所在地、設置場所、使用及び設置台数は、別表-1のとおりとする。

### （財産の帰属）

第3条 財産の帰属については、原則、防災情報共有に係る構成機器の整備に要する費用を負担したものに帰属するものとする。

### （構成機器の設置期間）

第4条 構成機器の設置期間は、機器を設置した日から平成21年3月31日までとする。但し、期間満了の日の1ヶ月前までに甲及び乙からのいずれからも申し出のないときは、この期間を1年継続するものとし、当該期間を満了したときも同様とする。

### （構成機器の維持管理）

第5条 甲は、構成危機が正常に機能するよう、機器の保守点検等必要な維持管理を行うものとする。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意を持って、日常管理を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、機器に異常が発生したときには、その旨を速やかにお互いに連絡するものとする。甲、乙の連絡窓口は別表-2のとおりとする。
- 4 乙は甲の地域防災情報共有システム及び、そのネットワークに支障を及ぼさないものとする。

### （経費の負担）

第6条 甲は、次項に定める経費を除き、構成機器の設置、保守点検に必要な経費を負担するものとする。ただし、乙の責任により生じた機器障害は、この限りではないものとする。

- 2 乙は、機器に係る電気料、占有に係る費用を負担するものとする。
- 3 乙は、甲乙の協議により、相応の費用を負担するものとする。

（覚書の解除）

第7条 甲及び乙は、必要に応じ、協議の上、この覚書を解除することができる。

2 甲及び乙は、前項に規定により覚書を解除したときには、第3条の規定に伴い、甲及び乙の経費で構成機器を撤去するものとする。

（覚書外の次項）

第8条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し、疑義の生じた事項については、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、各々1通を保有するものとする。

平成20年12月10日

甲 帯広開発建設部長                      安 田 修

乙 帯広市長                                      砂 川 敏 文

別表-1

設置機器名	設置場所	仕様	設置数量
光ケーブル	帯広市役所構内	SM-12C	116m
L3-SW	帯広市役所 機器収容筐体内	(W×H×D mm) 445×45×330	1台

別表-2

甲乙	問合せ窓口	電話番号
甲	帯広開発建設部 防災対策官付 防災対策専門官	0155-24-4121 (内 448)
乙	帯広市役所総務課 防災担当	0155-65-4103

## 災害時における応急対策等の協力に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と帯広建築工業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における防災活動及び応急対策（以下「応急活動等」という。）の協力に関する協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、帯広市区域内で地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が行う応急活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急活動等のため、乙に対し、災害時応急活動等要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事情のない限り他の業務に優先して次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 避難所、代替避難所、その他コミュニティー施設等（以下「避難施設等」という。）の被害状況の点検及び応急措置
- (2) 前号の応急措置については、次に掲げるものとする。ただし、木造建築以外の施設についての構造部分に関する応急措置を除くものとする。
  - ア 避難施設等の開口部等の調整及び応急措置
  - イ 避難施設等の床・壁・天井等の応急措置
  - ウ 避難施設等の外壁の応急措置
  - エ その他避難施設等の破損箇所を修理可能と判断したもの

### （活動報告）

第4条 乙は、甲により要請された応急活動等を完了したときは、速やかに応急活動報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

### （費用の負担）

第5条 この協定に基づく応急活動等に要した経費は、甲の負担とする。

### （経費の支払い）

第6条 甲は、前条に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

### （価格の決定）

第7条 甲が負担する価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲・乙協議の上で決定するものとする。

(情報の提供)

第8条 甲と乙は、応急活動等を円滑に行うため、連絡責任者を定め、緊密な情報交換を行うものとする。

(労災補償及び損害補償)

第9条 応急活動等において、乙の会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙及び乙の会員が加入の労災保険を適用するものとする。

2 応急活動等により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、調印の日から施行し、その日から起算して1年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとする。その後においても同様とする。

(細目協定)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年8月4日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 砂川敏文

乙 帯広市公園東町3丁目11番地6  
帯広建築工業協同組合  
理事長 堀川隆之

## 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、帯広市長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

### （目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

### （定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

### （応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

### （応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
- (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合
- (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

### （応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

(費用負担)

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

(相互の情報交換)

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(適用)

第10条 この申合せは、平成22年5月31日から適用するものとする。

平成22年5月31日

甲 北海道開発局長

乙 帯広市長

災害等の発生時における帯広市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、帯広市の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急処理事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) 被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- (2) 被災場所における応急措置及び復旧工事
- (3) 避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- (4) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- (5) その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第5条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。
- 3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任

において行うものとする。

（損害の負担）

第8条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

（防災意識の向上等）

第9条 乙は、その協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名のうえ各自1通を保有する。

平成22年10月29日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米沢 則寿

乙 帯広市西5条南2丁目11番地  
北海道エルピーガス災害対策協議会  
十勝支部長 高橋 勝坦

(第4条関係)

## 災 害 時 業 務 協 力 要 請 書

平成 年 月 日

(社) 北海道エルピーガス協会十勝支部長 様

帯広市長

㊟

「災害等の発生時における帯広市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」第4条の規定に基づき次のとおり協力を要請します。

要請担当者	部 課 係 電話番号： ～ ～ 担当者名：		
口頭による要請日時	月 日 ( ) 時 分 頃		
要 請 内 容			
備 考			
出荷要請内容			
要 請 物 資	数 量	搬 入 先	搬入先担当者
			氏名
			電話
			氏名
			電話
			氏名
			電話

## 災害時協力協定書

帯広市（以下「甲」という。）と財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、帯広市内において自然災害や重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、帯広市における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

### （対象とする災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害、大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

### （応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- （1）公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- （2）公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- （3）その他、甲が必要と認める応急対策活動

### （協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げ事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応急対策活動の実施期間及び場所
- （2）応急対策活動の内容
- （3）その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

### （実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応急対策活動の実施期間及び場所
- （2）応急対策活動の内容
- （3）その他必要な事項

### （費用負担）

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

### （公務災害補償）

第7条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

### （協定の有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成22年12月2日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米沢 則寿

乙 札幌市西区発寒6条12丁目6番11号  
財団法人 北海道電気保安協会  
理事長 菅 伸之

(第4条関係)

## 災害時応急対策活動要請書

平成 年 月 日

(財)北海道電気保安協会 様

帯広市長

⑩

「災害時協力協定書」第4条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	部 課 係 電話番号： ～ ～ 担当者名：
口頭による要請日時	月 日 ( ) 時 分 頃
災害発生状況	
協力要請期間	
協力要請場所	
協力要請内容	
必要資材等	
備考	

(第5条関係)

## 災害時応急対策活動報告書

平成 年 月 日

帯広市長

様

(財)北海道電気保安協会  
理事長

㊞

「災害時協力協定書」第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

報告責任者	担当部署名 電話番号： ～ ～ 責任者名：
口頭による報告日時	月 日 ( ) 時 分 頃
応急対策活動内容	
応急対策実施期間	
応急対策実施場所	
使用資材等	
備考	

## 災害時における協力に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と社団法人帯広地方隊友会帯広連合支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害時における、住民の生命、身体及び財産を守るために行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、帯広市内において地震、風水害その他大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 災害時において、甲が乙に対して協力要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助
- (2) 給水、炊き出しその他の救援活動の補助
- (3) 避難所の開設及び運営の補助
- (4) 瓦礫の撤去、清掃及び防疫の補助
- (5) 物資、資材の運送及び配分の補助
- (6) その他甲が必要と認める業務内容

### （協力の要請）

第3条 甲が乙に対して前条各号に定める協力を要請するときは文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

3 乙は、甲の要請に対し可能な範囲で協力するものとする。

### （安全の確保）

第4条 甲は、要請を受けて協力する乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

2 甲が協力要請を行う場合、乙に対して協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

### （協力のための準備）

第5条 乙は、甲からの協力の要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年、協力可能人員等の把握に努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

（損害補償等）

第7条 甲は、要請により協力をした乙の会員が、協力したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法、国民保護法その他関係する法律又は甲の定める条例で定める損害補償等の要件に該当するときは、その規定に基づき、損害を補償するものとする。

（平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、協力が円滑に行われるように、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する訓練等への参加に努めるなど防災意識を高めて、災害時に備えるものとし、また、甲は、乙の協力に必要な支援を行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年4月8日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西5条南14丁目13番地  
社団法人帯広地方隊友会帯広連合支部  
連合支部長 宮 内 隆 一

## 災害時における飲料の供給に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と北海道ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は、甲の地域において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲に対する乙の飲料供給に関する協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

## （発動）

第2条 この協定に定める協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行うときをもって発動する。

## （協力の内容）

第3条 乙が甲の要請により行う協力は、次の事項とする。

- (1) 災害時において、甲が飲料を必要とするときは、乙は乙の保有する飲料について、優先的に供給を行うものとする。この場合、甲の指定する場所への運搬は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができるものとする。
- (2) 第5条の規定により設置した災害対応型自動販売機の飲料を災害時において、甲に無償提供するものとする。この場合において、甲は可能な限り事前にその旨を乙に報告するとともに、後日速やかに報告書（別記様式1）を乙に提出するものとする。

## （経費の支払）

第4条 前条第1号の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の経費については、甲が負担する。ただし、この場合の価格は災害発生直前の適正な価格等を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

## （災害対応型自動販売機の設置、撤去及び増設）

第5条 乙（乙が指定する者を含む）は災害対応型自動販売機を甲の指定する場所に設置するものとする。

2 災害対応型自動販売機の撤去及び増設については、甲乙協議の上定めるものとする。

## （連絡先）

第6条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

## （甲の連絡先の表示）

名 称	電話番号
帯広市総務部総務課（防災係）	0155-65-4103
帯広市役所 当直（夜間・休日）	0155-24-4111

## （乙の連絡先の表示）

名 称	電話番号
帯広支店（代表）	0155-56-3713
本社総務部（代表）	011-871-5505

(守秘義務)

第7条 甲、乙は、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年 9月 1日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 札幌市白石区米里2条3丁目2番30号  
北海道ペプシコーラ販売株式会社  
代表取締役社長 樋 口 吉 信

(別記様式1)

## 商品提供報告書

平成 年 月 日

様

帯広市総務部総務課長 印

(担当 防災係)

平成 年 月 日締結した災害時における飲料の供給に関する協定第3条(2)の規定に基づき、災害対応型自動販売機内在庫商品の無償提供を行いましたので、ご報告いたします。

## ● 災害内容

## ● 商品提供期間

平成 年 月 日 時 ~ 平成 年 月 日 時

## ● 災害対応型自動販売機内の在庫商品内容

提供品目	数量	施設名	所在地
		帯広市役所	帯広市西5条南7丁目1番地

以上

## 災害時における応急活動等の協力に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と帯広塗装工業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり帯広市区域内で地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における防災活動及び応急対策（以下「応急活動等」という。）の協力に関する協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が行う応急活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急活動等のため、乙に対し、災害時応急活動等要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

### （応急活動等）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事情のない限り他の業務より優先して次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 避難所等での断熱シート及びブルーシートの張付け作業
- (2) 浸水等による泥土の洗浄作業
- (3) その他、甲乙が別に協議し必要と認める業務

### （活動報告）

第4条 乙は、甲により要請された応急活動等を完了したときは、速やかに応急活動報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

### （費用の負担）

第5条 この協定に基づく応急活動等に要した経費は、甲の負担とする。

### （経費の支払い）

第6条 甲は、前条に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

### （経費の決定）

第7条 甲が負担する経費は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲・乙協議の上で決定するものとする。

### （情報の提供）

第8条 甲と乙は、応急活動等を円滑に行うため、連絡責任者を定め、緊密な情報交換を行うものとする。

（労災補償及び損害補償）

第9条 応急活動等において、乙の会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙及び乙の会員が加入の労災保険を適用するものとする。

2 応急活動等により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、調印の日から施行し、その日から起算して1年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手側に対し解約等の意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとする。その後においても同様とする。

（細目協定）

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年 9月15日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市公園東町3丁目11番地6  
帯広塗装工業協同組合  
理 事 長 成 田 武 美

様式1(第2条関係)

平成 年 月 日

帯広塗装工業協同組合  
理事長 様

帯広市長

## 災害時応急活動等要請書

災害時における応急活動等の協力に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。

担当課		担当者 職・氏名		電話番号	
				FAX番号	
災害名					

災害発生状況	
協力要請場所	
協力要請事由	
必要な資機材	
備 考	

様式2(第4条関係)

## 応急活動報告書

No.	出勤企業名	出勤期間	延日数	延人数	活動内容	備考
1		自 年 月 日 至 年 月 日				
2		自 年 月 日 至 年 月 日				
3		自 年 月 日 至 年 月 日				
4		自 年 月 日 至 年 月 日				
5		自 年 月 日 至 年 月 日				
6		自 年 月 日 至 年 月 日				
7		自 年 月 日 至 年 月 日				
8		自 年 月 日 至 年 月 日				
9		自 年 月 日 至 年 月 日				
10		自 年 月 日 至 年 月 日				
11		自 年 月 日 至 年 月 日				
12		自 年 月 日 至 年 月 日				
13		自 年 月 日 至 年 月 日				
14		自 年 月 日 至 年 月 日				
15		自 年 月 日 至 年 月 日				

年 月 日

上記のとおり、完了したので報告いたします。

帯広市長

様

帯広塗装工業協同組合  
理事長

## 災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と北海道公衆浴場業帯広浴場組合（以下「乙」という。）は、災害時における甲に対する協力について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲の行う災害対策に対して、乙の組合員が協力することにより、市民の公衆衛生向上に資することを目的に、必要な事項について定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、災害時とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生したときをいう。

### （協力の内容）

第3条 乙は、乙の組合員をして、災害時に甲に対し次に掲げる事項について、可能な範囲で協力するものとする。

- （1）避難所生活者や自宅の風呂が使用できない市民等への風呂の提供
- （2）市民が緊急に避難する場所として公衆浴場及び敷地の提供
- （3）生活用水の市民等への提供
- （4）その他甲が乙と協議して乙に依頼する事項

### （協力の依頼）

第4条 甲は、前条による協力を乙に求めるときは、乙に対して協力の内容、対象者、期間等について、明記した書面により依頼するものとする。

- 2 前項の依頼は、緊急の場合は乙の組合員に対し直接行うことができる。また書面によることができない場合は、電話等で行うことができる。

### （費用弁償）

第5条 甲は、乙が第3条の各号に規定する協力により費用が発生した場合は、その費用を弁償するものとする。

- 2 前項の費用弁償の額については、災害発生時直前の価格を基準として甲乙協議の上定めるものとする。
- 3 乙は前項の協議が終了後、速やかに書面により甲に対し当該費用の請求をするものとする。

### （協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、更に1年間延長するものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義等)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 1月 26日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市東2条南19丁目15番地  
北海道公衆浴場業帯広浴場組合  
組合長 亀 井 宏 之

災害時における遺体搬送等の協力に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における甲に対する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他大規模な災害等により、多数の死者が発生した場合に、甲の行う災害対策に対して、遺体搬送や搬送機材等の提供を乙の会員が協力することにより、迅速、かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に、乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務より優先して協力するものとする。

- （1）霊柩自動車等による遺体搬送
- （2）遺体搬送等に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （3）その他、遺体搬送等に必要な事項

（協力の要請）

第3条 前条の規定による協力は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

- （1）要請を行った者の職名及び氏名
- （2）要請の日時
- （3）要請の理由
- （4）要請の内容
- （5）要請の場所（駐車スペース、宿泊スペース等）
- （6）協力を要請する期間
- （7）その他、要請に必要な事項

（報告）

第4条 乙は、第2条各号の規定による協力を実施した時は、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- （1）遺体搬送等に要した資機材及び消耗品の数量並びに当該作業の従事者数
- （2）遺体搬送の回数及び搬送した遺体数
- （3）その他、甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第5条 甲は、前条の規定により乙から報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の規定による経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙は、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分の経費については、甲に対して請求できない。

（経費の支払）

第7条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（経費の決定）

第8条 第2条各号の協力を要した経費は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額を参考にして、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡責任者を定めるものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙相互に報告するものとする。

（1）甲 帯広市 総務部 総務課長

（2）乙 （社）全国霊柩自動車協会北海道支部連合会 帯広支部長

（災害時の情報提供）

第11条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第12条 乙は、この協定による協力業務を行う場合において、知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

（通知）

第13条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の適用）

第15条 この協定の適用期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、更に1年間延長するものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年 2月 15日

甲 北海道帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 東京都新宿区四谷4丁目14  
社団法人 全国霊柩自動車協会  
会 長 坂 下 成 行

第1号様式 (第3条関係)

平成 年 月 日

## 災 害 時 協 力 要 請 書

社団法人全国霊柩自動車協会

会長 様

帯広市長

㊟

災害時における遺体搬送等の協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 所属・職・氏名 ・電話番号	部 課 職名 氏名 電話番号
口頭による 要請日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分頃
要請理由	
要請内容	
要請場所	
要請期間	期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
口頭による 連絡日時	
備 考	

第2号様式 (第4条関係)

平成 年 月 日

## 災害時要請業務実施報告書

帯広市長 様

社団法人全国霊柩自動車協会  
会長 ㊦

災害時における遺体搬送等の協力に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

要請担当者 所属・職・氏名 ・電話番号	部 課 職名 氏名 電話番号
口頭による 要請日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分頃
実施業務内容	
使用物資・数量	○遺体搬送した車両台数 ・霊柩車 台 ・その他の車両 台 ○遺体搬送等に要した資機材、消耗品等 ○その他の役務等
実施業務の 従事者数	
要請場所	
要請期間	期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
搬送回数・ 遺体数・ 走行距離	搬送回数 回
	遺体数 体
	走行距離 km
備考	

添付書類：実績報告書（1遺体搬送毎の運賃計算書等）

## 災害時における福祉避難所の使用に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と帯広市社会福祉施設連絡協議会（以下「乙」という。）は、災害時に社会福祉施設等を福祉避難所として使用することの協力について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」（以下「計画」という。）に

基づき、大規模な地震などの災害により災害時要援護者等に避難の必要が生じた場合において甲が乙の会員の社会福祉施設等を計画に定める「福祉避難所」として使用することの協力を要請するにあたり、必要な事項を定める。

2 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

（1）災害時要援護者等 災害時要援護者及び災害発生により自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの行動をとることのできない人のうち、福祉避難所への収容が必要と認められる人

（2）社会福祉施設等 計画第4章第1項で定める社会福祉施設

（3）福祉避難所 甲が指定する災害時要援護者等のために特別な配慮がなされた避難所

（福祉避難所の指定）

第2条 甲は、あらかじめ乙と協議、調整を行っている共通の指定条件等の基本事項に基づき、被災した在宅の災害時要援護者等及び災害時に甲が指定する避難所に避難した災害時要援護者等のために、別紙に掲げる乙の会員の社会福祉施設等を福祉避難所に指定するものとし、この社会福祉施設等については、随時変更できるものとする。

2 乙は、それぞれの福祉避難所の指定に係る調整を行うことや、甲から必要な支援を受けることができる。

（連絡体制等）

第3条 甲及び乙は、災害時において甲の要請に即応するため、福祉避難所に指定した社会福祉施設等との連絡体制の確立を図るものとする。

2 乙は、福祉避難所に指定された各施設長を災害防災リーダーとして指名し、施設における災害時の指揮統括並びに甲を始めとした関係機関との窓口役を務める。

なお、災害防災リーダーに事故があった場合の職務代行者として、災害防災サブリーダー2名を指名する。

（福祉避難所の受け入れ）

第4条 甲は、乙に対して、第2条により指定を行った福祉避難所への災害時要援護者等の受け入れについて協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に

掲げる情報及び事項を明示した書面若しくは計画に規定している「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳」の写しの交付により行う。

ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 当該災害時要援護者等の氏名、住所、生年月日、(年齢)、心身の状況(特記事項)
  - (2) 緊急時の家族等の連絡先(介助を行う家族と共に避難・入所しない場合)
  - (3) 避難支援者の氏名、連絡先
  - (4) 受け入れする理由と期間
- 2 前項により通知する事項のうち、受け入れする期間については、災害時要援護者の被災の程度により甲乙協議して決定するものとする。
- 3 情報の提供にあたっての詳細は、甲が、別途、ガイドライン等により定める。

なお、情報の提供にあたっては、甲は、対象となる災害時要援護者の意思に最善の配慮を行うとともに、乙は、提供を受けた情報の管理にあたり、帯広市個人情報保護条例(平成7年10月17日条例第41号)等の関係法令の規定を遵守する。

(災害時要援護者等の移送)

第5条 災害時要援護者等の移送については、計画の定めに応じて、原則として甲が行う。甲は、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

(受入状況の報告)

第6条 第3条第2項に定める災害防災リーダーは、災害時要援護者等の受入状況について、第4条に基づき受領した書面(個別計画を含む)の謄写本に、受入日、施設名、防災リーダー名を追記のうえ、甲に報告する。ただし、災害発生直後などは、この限りでない。

2 乙は、指定を受けた社会福祉施設等が被災等により使用できなくなった場合、若しくは施設の安全確保上など受け入れ可能人数の上限に達した場合に、甲に対して、速やかに報告を行う。

3 甲は、指定している福祉避難所等の受入状況を随時把握するとともに、乙の会員の施設で対応が難しい場合は、甲は必要に応じて別紙に掲げる社会福祉施設等以外の施設等との受入調整等を要請することができる。

(物資の調達)

第7条 甲は、災害時要援護者が福祉避難所等において必要となる物資の調達及び確保に努める。

2 乙は、甲の機能回復までの所要の時間(概ね72時間)に必要な最低限の物資を確保するよう努める。

(支援者の確保)

第8条 甲は、乙が本来業務を遂行しつつ、受け入れを行った災害時要援護者等を適切に介護及び支援等ができるよう看護師や介護福祉士等の専門職(以下「支援者」という。)の確保に努める。

2 前項により確保された支援者を、甲は帯広市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）と連携して災害ボランティア活動支援センター等から、乙に派遣することを基本とする。また、支援者を活用するにあたっての必要な事項については、別途、社会福祉協議会等関係機関と協議し適切な対応に努めるものとする。

（費用の負担）

第9条 甲は、要援護者の受け入れに要した経費について、別途乙と協議をして負担額を決定するものとする。

（収容可能人数等の協議）

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとに、福祉避難所の別、受け入れ可能人数、受け入れ人数に応じた保有資格別の支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。ただし、施設の状況に応じて、随時、変更の協議を行うことができるものとする。

（関係機関との連携）

第11条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために、甲乙間及び社会福祉協議会等関係機関との連携に努める。

（疑義の解決）

第12条 この協定（協定に定める指針等を含む。本条においては、以下に同じ。）に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を終了または改定する意志表示がないときは、有効期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 3月26日

甲 帯広市

帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市空港南町303番地1

帯広市社会福祉施設連絡協議会  
会 長 樋 渡 喜久雄

別紙

(平成29年8月10日)

No.	施設名	種別	所在地	電話番号	FAX番号
1	帯広慈恩の里	特別養護老人ホーム	帯広市空港南町303番地1	49-2800	49-2815
2	帯広信楽苑	養護老人ホーム	帯広市空港南町345番地2	49-6300	49-6301
3	帯広至心寮	特別養護老人ホーム	帯広市西5条南30丁目14	24-9572	24-5561
4	養護老人ホーム普仁園	養護老人ホーム	帯広市西17条南28丁目1-1	48-3311	47-1406
5	特別養護老人ホーム愛仁園	特別養護老人ホーム	帯広市西17条南28丁目1-1	48-3311	47-1406
6	デイサービスセンター愛仁園	デイサービスセンター	帯広市西16条南28丁目2-1	49-3021	66-9031
7	帯広けいせい苑	特別養護老人ホーム	帯広市川西町西1線47番地	59-2952	59-2955
8	帯広ケア・センター	障害者支援施設	帯広市川西町西1線47番地	59-2739	59-2990
9	帯広生活支援センター	障害者支援施設	帯広市西6条南6丁目3	23-6703	20-7367
10	特別養護老人ホーム太陽園	特別養護老人ホーム	帯広市大正町西1線96番地	64-5570	64-5161
11	グループホーム太陽の家	グループホーム	〃	63-2270	63-2270
12	グループホーム広野の家	グループホーム	帯広市広野町西3線152番地	53-6532	53-6532
13	杜のそら	小規模多機能施設	帯広市大空町3丁目15番地	47-4859	47-4807
14	光り園	障害者支援施設	帯広市上帯広町西1線76-2	64-5061	64-5077
15	十勝学園	児童養護施設	帯広市東9条南21丁目1-9	27-1001	27-6006
16	つつじヶ丘学園	障害者支援施設	帯広市西25条南4丁目10	37-3029	37-6310
17	帯広慈光学園	障害者支援施設	帯広市大正町東1線102番地	64-5106	64-5136
18	帯広はちす園	障害者支援施設	帯広市大正町東1線102	64-5044	64-5261
19	帯広やわらぎ園	障害者支援施設	帯広市大正本町267-1	63-2055	63-2056
20	帯広マイトリー	障害者支援施設	帯広市大正町443番地26	64-4020	64-4900
21	救護施設東明寮	救護施設	帯広市大正町基線100番地34	64-2333	64-2332
22	つばさ保育所	保育所	帯広市西22条南3丁目13-1	33-6111	33-6113
23	コムニの里おびひろ	特別養護老人ホーム・ 小規模多機能施設	帯広市東9条南13丁目2番地4	20-4567	25-3200
24	コムニの里みどりヶ丘	地域密着型介護老人 福祉施設	帯広市緑ヶ丘8丁目1番地32	58-6789	58-6300

## 災害時における要援護者の避難搬送等の協力に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と帯広市ハイヤー協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者の避難搬送に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、帯広市内に大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、高齢者、障害者、傷病者等の災害時要援護者（以下「要援護者」という。）を避難所から社会福祉施設、医療機関等の要援護者施設（以下「福祉避難所」という。）へ迅速かつ安全に搬送するために必要な事項を定める。

2 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）災害時要援護者 災害発生等により自らの身を守るために安全な場所に避難するなど  
の行動をとることのできない人のうち、福祉避難所への収容が必要と認められる人
- （2）福祉避難所 甲が指定する要援護者のために特別な配慮がなされた避難所

### （協力の要請）

第2条 甲は、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- （1）乙が保有する介護車両による要援護者等の搬送
- （2）その他、要援護者の搬送に必要な業務
- （3）災害時に、乙の会員の無線により収集して得た災害情報等についての提供

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲において協力を努めるものとする。

### （要請の手続等）

第4条 甲は、乙に対して、第2条による要請の手続は、災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時に支障をきたさないよう、日頃から点検、及び改善に努めるものとする。

（協力の報告）

第5条 乙は、第2条各号の規定による協力を実施した時は、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- （1）避難搬送等に要した当該業務の従事者数
- （2）搬送の回数及び搬送した人数
- （3）その他、甲が乙に指示した事項

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、避難搬送を円滑に実施するため、この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡責任者を定めるものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙相互に報告するものとする。

- （1）甲 帯広市 総務部 総務課長
- （2）乙 帯広市ハイヤー協同組合 常務理事

（経費の負担）

第7条 甲は、前条の規定により乙から報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、災害時直前における通常価格を基礎として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（経費の支払い）

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（事故）

第9条 乙は、介護車両の搬送業務の際に、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（搬送者及び第三者に対する責任）

第10条 乙は、介護車両の搬送業務の際に、乙の責に帰する理由により、搬送者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第11条 乙は、乙が雇用している運転者が搬送協力中に、死亡又は負傷等をしたときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し、補償を行うものとする。

（疑義の協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を終了または改定する意志表示がないときは、有効期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年5月16日

甲 帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西7条南7丁目2番地9  
帯広市ハイヤー協同組合  
理事長 小 林 雅 範

第1号様式 (第4条関係)

平成 年 月 日

## 災 害 時 協 力 要 請 書

帯広市ハイヤー協同組合

理事長

様

帯広市長

㊟

災害時における要援護者の避難搬送協力に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 所属・職・氏名 ・電話番号	総務部 総務課 職名 氏名 電話番号
口頭による 要請日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分頃
要請理由	
要請内容	
要請場所	
要請期間	期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
口頭による 連絡日時	
備 考	

第2号様式 (第5条関係)

平成 年 月 日

## 災害時要請業務実施報告書

帯広市長 様

帯広市ハイヤー協同組合

理事長

㊟

災害時における要援護者の避難搬送協力に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

要請担当者 所属・職・氏名 ・電話番号	部 課 職名 氏名 電話番号
口頭による 要請日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分頃
実施業務内容	
使用物資・数量	○避難搬送した車両台数 ・介護車両 台 ・その他の車両 台 ○避難搬送等に要した消耗品等 ○その他の役務等
実施業務の 従事者数	
要請場所	
要請期間	期間：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
搬送回数・ 搬送者数・ 走行距離	搬送回数 回
	搬送者数 体
	走行距離 km
備考	

添付書類：実績報告書（1搬送毎の運賃計算書等）

## 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と帯広地方石油業協同組合（以下「乙」という。）は、帯広市内において、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙が優先かつ安定的な供給を行うために、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請）

第1条 災害時等において、甲は乙及び乙の組合員（以下「乙等」という。）に対して次の各号について協力を要請することができるものとする。

- （1） 甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油
- （2） 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、福祉避難所等の施設への石油類の優先提供
- （3） 乙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類を除く。）の供給及び要員の動員等
- （4） 乙等の給油所における、帰宅困難者、被災者等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する支援のための施設の提供、水道水及びトイレの提供
- （5） 乙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- （6） 乙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する緊急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

### （支援の実施）

第2条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断した時は、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

### （報告手続）

第3条 乙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「石油類燃料の供給等実施報告書」（別紙第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙等が供給した石油類燃料等の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、甲が当該石油類燃料の負担をするものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲と乙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 甲は、乙等からの請求があったときはその費用を速やかに支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙等は、その石油類燃料の供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙等が協議して定めるものとする。

（協定の推進）

第8条 甲は、災害時に乙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、北海道知事からの「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」（平成23年4月1日付け商金第1861号北海道知事通知）に沿って、ガソリンスタンド等を営む中小企業者等への受注機会の確保・拡大に配慮するものとする。

（協力体制の構築）

第9条 甲及び乙等は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 乙及び乙の組合員に対する、災害に関する研修等、この協定の円滑な実施を図るため必要な事項について、甲は協力するものとする。

（市民への周知）

第10条 甲と乙等は協力して、この協定の内容及び乙等の所在地等について市民へ周知を図るものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を終了または改定する意思表示がないときは、有効期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議等）

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙等が協議の上、決定するものとする。

なお、平成7年10月31日付締結した「災害時における石油類等の優先供給に関する協定書」は、本締結をもって終了するものとする。

この協定の締結を証するための本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年6月4日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿 ⑩

乙 帯広市西3条北1丁目20番地2  
帯広地方石油業協同組合  
理事長 高 橋 勝 担 ⑩

(別記第1号様式)

帯 総 務 号  
平成 年 月 日

## 石油類燃料の供給等要請書

帯広地方石油業協同組合  
理事長 様

帯広市長 ㊟

災害における石油類燃料の供給等に関する協定第1条第2項の規定に基づき、次のとおり要請します。

要 請 日 時	平成 年 月 日( ) 時 分頃
災害の状況及び供給を 要請する事由	
要 請 内 容	
協定第1条第1項第4号 から第6項までの救援	
その他参考となる事項	
連 絡 先	組織名 _____ 担当者役職氏名 _____ 電話番号 _____ FAX _____ メールアドレス _____

施設名・車両No.	給油場所 (住所)	油 種	数 量

(別記第2号様式)

平成 年 月 日

## 石油類燃料の供給等実施報告書

帯広市長

様

帯広地方石油業協同組合  
理事長

災害における石油類燃料の供給等に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。

要 請 日 時	平成 年 月 日( ) 時 分頃
供 給 日 時	平成 年 月 日( ) 時 分頃
供給を行った事業者	
石油類燃料の供給等 要請書の文書番号	
供給に係る費用の見込み	
協定第1条第1項第4号 から第6号までの救護	
連 絡 先	<u>組織名</u> <u>担当者役職氏名</u> <u>電話番号</u> <u>FAX</u> <u>メールアドレス</u>

施設名・車両No.	給油場所(住所)	油 種	数 量

災害時等における道路施設等の協力体制に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と帯広舗装防災協議会（以下「乙」という。）は、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、市民の生命、安全を確保するための連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、帯広市地域防災計画に基づき、帯広市が所管する道路に係る災害発生時の被害状況の把握と通達報告、市民及び第三者への危険排除の初期対応業務を実施し、被害の拡大防止と応急対応等を円滑に進めるための情報収集を図ることを目的とする。

（応急対策活動等）

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）災害時等において、道路の被災状況を把握するパトロール業務
- （2）災害時等において、前号の状況を甲に通達報告する業務
- （3）災害時等において、市民が避難を行う際の安全を確保するための初期対応業務
- （4）その他、甲と乙が協議し承諾した業務

（連絡体制の確立）

第3条 乙は、災害時等において甲の要請に即応するため、乙の会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

（情報交換等）

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡又は調整を行うものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。  
2 連絡責任者は、甲においては都市建設部道路維持課長、乙においては会長をもって充てるものとする。

（協力要請）

第6条 甲は、災害時に第2条第1項第1号から第4号について、協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、災害時等応急対策要請書（別記様式1）をもって要請する。  
ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、電話又は口頭で要請することができる。

（乙の会員に対する通知）

第7条 乙は、甲から第6条に係る協力要請があった場合は、直ちに、乙の会員に対し、その旨を通知するものとする。

（他の協定等との関係）

第8条 甲と乙又は乙の会員が既に締結している災害時に関する協定書は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。

2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく行為を妨げるものではない。

（応急対策経費）

第9条 第6条に規定する要請に基づき実施した応急対策活動に要する経費（以下「応急対策経費」という。）については、原則、乙の負担で実施するものとするが、当該応急対策経費が相当額になるときは、その費用について甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（労災補償及び損害賠償）

第10条 応急対策活動において、乙の会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙又は乙の会員が加入する労災保険を適用するものとする。

2 応急対策活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

（有効期限）

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（細目協定）

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

（その他）

第13条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年8月31日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西23条北1丁目1番16号  
帯広舗装防災協議会  
会 長 河 西 智 子

【別記様式1】(第6条関係)

平成 年 月 日

## 災害時等応急対策要請書

帯広舗装防災協議会

様

災害時等における道路施設等の協力体制に関する協定に基づき、下記の通り要請します。

帯 広 市 長

担当課		担 当 者 職・氏名	電話番号	( )
			Fax 番号	( )

出 動 要 請 場 所	名 称	
	所在地	
	連絡先	
被 災 の 状 況		
要 請 の 内 容		
要 請 先 企 業 名	名 称	
	所在地	
	連絡先	
要 請 建 設 資 機 材		

## 災害時における遺体の収容、安置等の協力に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と北海道葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における甲に対する協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他大規模な災害等により、多数の死者が発生した場合に、甲の行う災害対策に対して、遺体の収容、安置等に要する施設の貸与及び物資の提供若しくは資機材等の提供を乙の会員が協力することにより、迅速、かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

### （協力）

第2条 甲は、災害時に、乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務より優先して協力するものとする。

- （1）棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体安置施設等の提供
- （3）その他、遺体安置等に必要な事項

### （協力の要請）

第3条 甲は、前条の規定による協力要請を、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時は、口頭、電話、ファクシミリ、電子メール等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に提出するものとする。

- （1）要請を行った者の職名及び氏名
- （2）要請の日時
- （3）要請の理由
- （4）要請の内容
- （5）履行の場所
- （6）履行の期日又は期間
- （7）その他必要な事項

### （報告）

第4条 乙は、第2条各号の規定による協力を実施した時は、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- （1）棺及び葬祭用品の数
- （2）履行の場所及び従事者名簿
- （3）履行の期日又は期間

（4）その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 甲は、前条の規定により乙から報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の規定による経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙は、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分の経費については、甲に対して請求できない。

（経費の支払）

第7条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（経費の決定）

第8条 第2条各号の協力に要した経費は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額を参考にして、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡責任者を定めるものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙相互に報告するものとする。

（災害時の情報提供）

第11条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第12条 乙は、この協定による協力業務を行う場合において、知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

（通知）

第13条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の適用）

第15条 この協定の適用期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、更に1年間延長するものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年10月30日

甲 北海道帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
市長 米沢則寿

乙 札幌市中央区南16条西9丁目2-5-304  
北海道葬祭業協同組合  
理事長 北島 廣

第1号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

## 災 害 時 協 力 要 請 書

北海道葬祭業協同組合  
理事長

様

帯広市長

㊤

災害時における遺体の収容、安置等の協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 所属・職・氏名 ・電話番号	部 課 職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による 要請日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分頃
要請理由	
要請内容	
履行場所	
履行の期日又は期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
備考	

注：要請内容の欄には、棺及び葬祭用品の必要数を記載すること。

第2号様式 (第4条関係)

平成 年 月 日

## 災害時要請業務実施報告書

帯広市長

様

北海道葬祭業協同組合

理事長

㊟

災害時における遺体の収容、安置等の協力に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

要請担当者 所属・職・氏名 ・電話番号	部 課 職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による 要請日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分頃
実施業務内容	
使用物資・数量	○遺体を収容、安置した人数  ○遺体収容、安置等に要した資機材、消耗品等  ○その他の役務等
実施業務の 従事者数	
実施場所	
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
備考	

## 災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と北海道建設機械レンタル協会帯広支部（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、帯広市内に大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害時応急対策業務において、機材の調達及び供給について、乙が積極的な協力により、市民の安心安全を確保することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において「機材」とは、仮設トイレ、移動式暖房機器、発電機等その他乙が所有するレンタル機材一式をいう。

### （供給の要請）

第3条 甲は、機材の調達及び供給を受けようとするときは、乙に対して、機材及び供給場所毎に災害時レンタル機材供給要請書（様式第1号）を作成し、要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等で要請し、その後速やかに災害時レンタル機材供給要請書を乙に提出するものとする。

### （要請に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲において、速やかに当該要請に応じるものとする。

2 甲は、乙に対し、供給できる機材の数量を照会することができる。

### （機材の納入方法）

第5条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する避難場所等に機材を納入するものとする。

2 甲は、乙が機材の運搬を行なうときは、安全及び迅速に機材の運搬が行えるように必要に応じて協力する。

3 甲は、機材の納入場所に職員又は指定したものを派遣し、要請に係る機材の数量等を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、第3条の規定による協力を実施した時は、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、機材の調達並びに供給を円滑に行なうため、甲、乙の連絡責任者を定めるものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙に報告するものとする。

- （1）甲 帯広市 総務部総務課長
- （2）乙 株式会社カナモト 帯広営業所長  
株式会社共成レンテム 帯広営業所長  
株式会社テクノレンタル 帯広営業所長

（経費の負担）

第8条 甲は、第6条の規定により乙から報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（経費の支払い）

第9条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（事故）

第10条 乙は、機材の搬送業務の際に、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（搬送者及び第三者に対する責任）

第11条 乙は、車両の搬送業務の際に、乙の責に帰する理由により、搬送者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第12条 乙は、乙が雇用している運転者が供給搬送中に、死亡又は負傷等をしたときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し、補償を行うものとする。

（疑義の協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を終了または改定する意志表示がないときは、有効期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年11月9日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 芽室町東芽室基線8番地1  
北海道建設機械レンタル協会帯広支部  
支部長 梅 津 雄 二

様式第1号 (第3条関係)

平成 年 月 日

## 災害時レンタル機材供給要請書

北海道建設機械レンタル協会帯広支部  
様

帯広市長

㊟

災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

要請担当者 所属・職・氏名 ・電話番号	総務部 総務課 職名 氏名 電話番号			
口頭による 要請日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分頃			
要請理由				
機材供給場所	施設名	所在地	電話番号	機材受領者
要請する レンタル機材	種類	規格	数量	備考
要請期間	期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
備考				

様式第2号 (第6条関係)

平成 年 月 日

## 災害時要請業務実施報告書

帯広市長

様

北海道建設機械レンタル協会帯広支部

㊦

災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

機材供給場所	施設名	所在地	電話番号	機材受渡者
機材供給日時	年 月 日 午前・午後 時 分			
供給した レンタル機材	種類	規格	数量	備考
供給期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
備考				

## 災害時における飲料の供給に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時に甲に対する乙の飲料供給に関する協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

## （発動）

第2条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行うときをもって発動する。

## （協力の内容）

第3条 災害時において甲が飲料を必要とするときは、乙は甲の要請に基づき、できる限りの範囲において乙の保有する飲料を供給するよう努めるものとする。この場合、甲の指定する場所への運搬は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができるものとする。

## （協力要請）

第4条 前条の要請手続は、「飲料供給要請書」（様式第1号）をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

## （経費の支払）

第5条 この協定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の経費については、甲が負担する。ただし、この場合の価格は災害発生直前の適正な価格等を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

## （連絡先）

第6条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

## （甲の連絡先の表示）

名 称	電話番号
帯広市総務部総務課防災係	0155-65-4103
帯広市役所 当直（夜間・休日）	0155-24-4111

## （乙の連絡先の表示）

名 称	電話番号
株式会社伊藤園 帯広支店	0155-41-9911
株式会社伊藤園 本社総務部（直通）	03-5371-7201

（効 力）

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 25年 6月 7日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 東京都渋谷区本町3-47-10  
株式会社伊藤園  
総務部長

(第4条関係・様式第1号)

平成 年 月 日

## 飲料供給要請書

株式会社伊藤園

総務部長

様

帯広市長

(帯広市災害対策本部長)

災害時における飲料の供給に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり飲料の供給の協力を要請します。

連絡先	電話_____
口頭による 連絡日時	平成 年 月 日 時 分
要請理由	
要請期間	
供給飲料	
備考	

## 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書

帯広市（以下、「甲」という。）と社会福祉法人光寿会（以下、「乙」という。）は、災害時に乙の社会福祉施設等を福祉避難所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」（以下、「全体計画」という。）に基づき、大規模な地震などの災害により災害時要援護者等が避難の必要が生じた場合において、甲が乙の社会福祉施設等を全体計画に定める「福祉避難所」として使用するにあたり、必要な事項を定める。

2 本協定における用語の定義は次のとおりとする。

- （1）災害時要援護者等 災害時要援護者及び災害発生により自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの行動をとることのできない人のうち、福祉避難所への収容が必要と認められる人
- （2）社会福祉施設等 全体計画第4章第1項で定める社会福祉施設など
- （3）福祉避難所 甲が指定する災害時要援護者等のために特別な配慮がなされた避難所（福祉避難所の指定）

第2条 甲は、被災により避難が必要な災害時要援護者等のために、別紙に掲げる乙の社会福祉施設等を福祉避難所に指定する。

2 乙は、乙の福祉避難所の指定に係る調整を行うことや、甲から必要な支援を受けることができる。

（連絡体制等）

第3条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、福祉避難所に指定した社会福祉施設等との連絡体制の確立を図るものとする。

2 乙は、福祉避難所に指定された施設の施設長を施設における災害時の指揮統括並びに甲を始めとした関係機関との連絡調整を行うための災害防災リーダーとして指名する。

また、災害防災リーダーに事故があった場合の職務代行者として、災害防災サブリーダー2名を指名する。

（福祉避難所の受け入れ）

第4条 甲は、乙に対して、第2条により指定を行った福祉避難所への災害時要援護者等の受け入れについて協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる情報及び事項を明示した書面若しくは全体計画に規定している「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(個別計画)」(以下、「個別計画」という。)の写しの交付により行う。

ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- （1）当該災害時要援護者等の住所、氏名、生年月日、心身の状況（特記事項）
- （2）緊急時の家族等の連絡先（介助を行う家族と共に避難・入所しない場合）

(3) 避難支援者の氏名、連絡先

(4) 受け入れする理由と期間

2 前項により通知する事項のうち、受け入れする期間については、災害時要援護者の被災の程度により甲乙協議して決定するものとする。

3 情報の提供にあたっての詳細は、甲が、別途、ガイドライン等により定める。

なお、情報の提供にあたっては、甲は、対象となる災害時要援護者の意思に基づき最大限配慮をする。

4 乙は、提供を受けた情報の管理にあたり、帯広市個人情報保護条例（平成7年10月17日条例第41号）等の関係法令の規定を遵守する。

(災害時要援護者等の移送)

第5条 災害時要援護者等の移送については、全体計画の定めに応じて、原則として甲が行う。甲は、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

(受入状況の報告)

第6条 第3条第2項に定める災害防災リーダーは、災害時要援護者等の受入状況について、第4条に基づき受領した書面（個別計画を含む）の謄写本に、受入日、施設名、災害防災リーダー名を追記のうえ、甲に報告する。ただし、災害発生直後などは、この限りでない。

2 乙は、指定を受けた社会福祉施設等が被災等により使用できなくなった場合、若しくは、施設の安全確保上など受け入れ可能人数の上限に達した場合に、甲に対して、速やかに報告を行う。

(物資の調達)

第7条 甲は、災害時要援護者等が福祉避難所において必要となる物資の調達及び確保に努める。

2 乙は、災害発生時の混乱が収まるまでの所要の期間（概ね72時間）に必要な最低限の物資を確保するよう努める。

(支援者の確保)

第8条 甲は、乙が本来業務を遂行しつつ、受け入れを行った災害時要援護者等を適切に介護及び支援等ができるよう看護師や介護福祉士等の専門職（以下「支援者」という。）の確保に努める。

2 前項に規定する支援者については、甲は帯広市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）と連携して災害ボランティア活動支援センター等から、乙に派遣することを基本とする。また、支援者を活用するにあたっての必要な事項については、別途、社会福祉協議会等関係機関と協議し適切な対応に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、災害時要援護者等の受け入れに要した経費について、別途乙と協議をして負担額を決定するものとする。

（収容可能人数等の協議）

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとに、福祉避難所の別、受け入れ可能人数、受け入れ人数に応じた保有資格別の支援者数、必要物資等について、協議するものとする。ただし、施設の状況に応じて、随時、変更の協議を行うことができるものとする。

（関係機関との連携）

第11条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために、甲、乙のほか社会福祉協議会等関係機関との連携に努める。

（疑義の解決）

第12条 この協定（協定に定める指針等を含む。本条においては、以下に同じ。）に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対しこの協定を終了または改定する意志表示がないときは、有効期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 7月 9日

甲 帯広市

帯広市長 米 沢 則 寿

乙 広尾郡大樹町字大樹10番地8

社会福祉法人 光寿会

理事長 森 光 弘

## 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書

帯広市（以下、「甲」という。）と医療法人社団刀圭会（以下、「乙」という。）は、災害時に乙の社会福祉施設等を福祉避難所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」（以下、「全体計画」という。）に基づき、大規模な地震などの災害により災害時要援護者等が避難の必要が生じた場合において、甲が乙の社会福祉施設等を全体計画に定める「福祉避難所」として使用するにあたり、必要な事項を定める。

2 本協定における用語の定義は次のとおりとする。

- （1）災害時要援護者等 災害時要援護者及び災害発生により自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの行動をとることのできない人のうち、福祉避難所への収容が必要と認められる人
- （2）社会福祉施設等 全体計画第4章第1項で定める社会福祉施設など
- （3）福祉避難所 甲が指定する災害時要援護者等のために特別な配慮がなされた避難所（福祉避難所の指定）

第2条 甲は、被災により避難が必要な災害時要援護者等のために、別紙に掲げる乙の社会福祉施設等を福祉避難所に指定する。

2 乙は、乙の福祉避難所の指定に係る調整を行うことや、甲から必要な支援を受けることができる。

（連絡体制等）

第3条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、福祉避難所に指定した社会福祉施設等との連絡体制の確立を図るものとする。

2 乙は、福祉避難所に指定された施設の施設長を施設における災害時の指揮統括並びに甲を始めとした関係機関との連絡調整を行うための災害防災リーダーとして指名する。

また、災害防災リーダーに事故があった場合の職務代行者として、災害防災サブリーダー2名を指名する。

（福祉避難所の受け入れ）

第4条 甲は、乙に対して、第2条により指定を行った福祉避難所への災害時要援護者等の受け入れについて協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる情報及び事項を明示した書面若しくは全体計画に規定している「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(個別計画)」(以下、「個別計画」という。)の写しの交付により行う。

ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- （1）当該災害時要援護者等の住所、氏名、生年月日、心身の状況（特記事項）
- （2）緊急時の家族等の連絡先（介助を行う家族と共に避難・入所しない場合）

(3) 避難支援者の氏名、連絡先

(4) 受け入れする理由と期間

2 前項により通知する事項のうち、受け入れする期間については、災害時要援護者の被災の程度により甲乙協議して決定するものとする。

3 情報の提供にあたっての詳細は、甲が、別途、ガイドライン等により定める。

なお、情報の提供にあたっては、甲は、対象となる災害時要援護者の意思に基づき最大限配慮をする。

4 乙は、提供を受けた情報の管理にあたり、帯広市個人情報保護条例（平成7年10月17日条例第41号）等の関係法令の規定を遵守する。

(災害時要援護者等の移送)

第5条 災害時要援護者等の移送については、全体計画の定めに応じて、原則として甲が行う。甲は、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

(受入状況の報告)

第6条 第3条第2項に定める災害防災リーダーは、災害時要援護者等の受入状況について、第4条に基づき受領した書面（個別計画を含む）の謄写本に、受入日、施設名、災害防災リーダー名を追記のうえ、甲に報告する。ただし、災害発生直後などは、この限りでない。

2 乙は、指定を受けた社会福祉施設等が被災等により使用できなくなった場合、若しくは、施設の安全確保上など受け入れ可能人数の上限に達した場合に、甲に対して、速やかに報告を行う。

(物資の調達)

第7条 甲は、災害時要援護者等が福祉避難所において必要となる物資の調達及び確保に努める。

2 乙は、災害発生時の混乱が収まるまでの所要の期間（概ね72時間）に必要な最低限の物資を確保するよう努める。

(支援者の確保)

第8条 甲は、乙が本来業務を遂行しつつ、受け入れを行った災害時要援護者等を適切に介護及び支援等ができるよう看護師や介護福祉士等の専門職（以下「支援者」という。）の確保に努める。

2 前項に規定する支援者については、甲は帯広市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）と連携して災害ボランティア活動支援センター等から、乙に派遣することを基本とする。また、支援者を活用するにあたっての必要な事項については、別途、社会福祉協議会等関係機関と協議し適切な対応に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、災害時要援護者等の受け入れに要した経費について、別途乙と協議をして負担額を決定するものとする。

（収容可能人数等の協議）

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとに、福祉避難所の別、受け入れ可能人数、受け入れ人数に応じた保有資格別の支援者数、必要物資等について、協議するものとする。ただし、施設の状況に応じて、随時、変更の協議を行うことができるものとする。

（関係機関との連携）

第11条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために、甲、乙のほか社会福祉協議会等関係機関との連携に努める。

（疑義の解決）

第12条 この協定（協定に定める指針等を含む。本条においては、以下に同じ。）に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対しこの協定を終了または改定する意志表示がないときは、有効期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 7月 9日

甲 帯広市

帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西16条北1丁目27番地

医療法人社団 刀圭会

理事長 長 谷 川 賢

## 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書

帯広市（以下、「甲」という。）と医療法人十勝勤労者医療協会（以下、「乙」という。）は、災害時に乙の社会福祉施設等を福祉避難所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」（以下、「全体計画」という。）に基づき、大規模な地震などの災害により災害時要援護者等が避難の必要が生じた場合において、甲が乙の社会福祉施設等を全体計画に定める「福祉避難所」として使用するにあたり、必要な事項を定める。

2 本協定における用語の定義は次のとおりとする。

- （1）災害時要援護者等 災害時要援護者及び災害発生により自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの行動をとることのできない人のうち、福祉避難所への収容が必要と認められる人
- （2）社会福祉施設等 全体計画第4章第1項で定める社会福祉施設など
- （3）福祉避難所 甲が指定する災害時要援護者等のために特別な配慮がなされた避難所（福祉避難所の指定）

第2条 甲は、被災により避難が必要な災害時要援護者等のために、別紙に掲げる乙の社会福祉施設等を福祉避難所に指定する。

2 乙は、乙の福祉避難所の指定に係る調整を行うことや、甲から必要な支援を受けることができる。

（連絡体制等）

第3条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、福祉避難所に指定した社会福祉施設等との連絡体制の確立を図るものとする。

2 乙は、福祉避難所に指定された施設の施設長を施設における災害時の指揮統括並びに甲を始めとした関係機関との連絡調整を行うための災害防災リーダーとして指名する。

また、災害防災リーダーに事故があった場合の職務代行者として、災害防災サブリーダー2名を指名する。

（福祉避難所の受け入れ）

第4条 甲は、乙に対して、第2条により指定を行った福祉避難所への災害時要援護者等の受け入れについて協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる情報及び事項を明示した書面若しくは全体計画に規定している「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(個別計画)」(以下、「個別計画」という。)の写しの交付により行う。

ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- （1）当該災害時要援護者等の住所、氏名、生年月日、心身の状況（特記事項）
- （2）緊急時の家族等の連絡先（介助を行う家族と共に避難・入所しない場合）

(3) 避難支援者の氏名、連絡先

(4) 受け入れする理由と期間

2 前項により通知する事項のうち、受け入れする期間については、災害時要援護者の被災の程度により甲乙協議して決定するものとする。

3 情報の提供にあたっての詳細は、甲が、別途、ガイドライン等により定める。

なお、情報の提供にあたっては、甲は、対象となる災害時要援護者の意思に基づき最大限配慮をする。

4 乙は、提供を受けた情報の管理にあたり、帯広市個人情報保護条例（平成7年10月17日条例第41号）等の関係法令の規定を遵守する。

(災害時要援護者等の移送)

第5条 災害時要援護者等の移送については、全体計画の定めに応じて、原則として甲が行う。甲は、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

(受入状況の報告)

第6条 第3条第2項に定める災害防災リーダーは、災害時要援護者等の受入状況について、第4条に基づき受領した書面（個別計画を含む）の謄写本に、受入日、施設名、災害防災リーダー名を追記のうえ、甲に報告する。ただし、災害発生直後などは、この限りでない。

2 乙は、指定を受けた社会福祉施設等が被災等により使用できなくなった場合、若しくは、施設の安全確保上など受け入れ可能人数の上限に達した場合に、甲に対して、速やかに報告を行う。

(物資の調達)

第7条 甲は、災害時要援護者等が福祉避難所において必要となる物資の調達及び確保に努める。

2 乙は、災害発生時の混乱が収まるまでの所要の期間（概ね72時間）に必要な最低限の物資を確保するよう努める。

(支援者の確保)

第8条 甲は、乙が本来業務を遂行しつつ、受け入れを行った災害時要援護者等を適切に介護及び支援等ができるよう看護師や介護福祉士等の専門職（以下「支援者」という。）の確保に努める。

2 前項に規定する支援者については、甲は帯広市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）と連携して災害ボランティア活動支援センター等から、乙に派遣することを基本とする。また、支援者を活用するにあたっての必要な事項については、別途、社会福祉協議会等関係機関と協議し適切な対応に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、災害時要援護者等の受け入れに要した経費について、別途乙と協議をして負担額を決定するものとする。

（収容可能人数等の協議）

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとに、福祉避難所の別、受け入れ可能人数、受け入れ人数に応じた保有資格別の支援者数、必要物資等について、協議するものとする。ただし、施設の状況に応じて、随時、変更の協議を行うことができるものとする。

（関係機関との連携）

第11条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために、甲、乙のほか社会福祉協議会等関係機関との連携に努める。

（疑義の解決）

第12条 この協定（協定に定める指針等を含む。本条においては、以下に同じ。）に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対しこの協定を終了または改定する意志表示がないときは、有効期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 7月 9日

甲 帯広市

帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西9条南12丁目4番地

医療法人 十勝勤労者医療協会

理事長 深 町 知 博

## 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書

帯広市（以下、「甲」という。）と医療法人社団博愛会（以下、「乙」という。）は、災害時に乙の社会福祉施設等を福祉避難所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」（以下、「全体計画」という。）に基づき、大規模な地震などの災害により災害時要援護者等が避難の必要が生じた場合において、甲が乙の社会福祉施設等を全体計画に定める「福祉避難所」として使用するにあたり、必要な事項を定める。

2 本協定における用語の定義は次のとおりとする。

- （1）災害時要援護者等 災害時要援護者及び災害発生により自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの行動をとることのできない人のうち、福祉避難所への収容が必要と認められる人
- （2）社会福祉施設等 全体計画第4章第1項で定める社会福祉施設など
- （3）福祉避難所 甲が指定する災害時要援護者等のために特別な配慮がなされた避難所（福祉避難所の指定）

第2条 甲は、被災により避難が必要な災害時要援護者等のために、別紙に掲げる乙の社会福祉施設等を福祉避難所に指定する。

2 乙は、乙の福祉避難所の指定に係る調整を行うことや、甲から必要な支援を受けることができる。

（連絡体制等）

第3条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、福祉避難所に指定した社会福祉施設等との連絡体制の確立を図るものとする。

2 乙は、福祉避難所に指定された施設の施設長を施設における災害時の指揮統括並びに甲を始めとした関係機関との連絡調整を行うための災害防災リーダーとして指名する。

また、災害防災リーダーに事故があった場合の職務代行者として、災害防災サブリーダー2名を指名する。

（福祉避難所の受け入れ）

第4条 甲は、乙に対して、第2条により指定を行った福祉避難所への災害時要援護者等の受け入れについて協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる情報及び事項を明示した書面若しくは全体計画に規定している「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳（個別計画）」（以下、「個別計画」という。）の写しの交付により行う。

ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- （1）当該災害時要援護者等の住所、氏名、生年月日、心身の状況（特記事項）
- （2）緊急時の家族等の連絡先（介助を行う家族と共に避難・入所しない場合）

(3) 避難支援者の氏名、連絡先

(4) 受け入れする理由と期間

2 前項により通知する事項のうち、受け入れする期間については、災害時要援護者の被災の程度により甲乙協議して決定するものとする。

3 情報の提供にあたっての詳細は、甲が、別途、ガイドライン等により定める。

なお、情報の提供にあたっては、甲は、対象となる災害時要援護者の意思に基づき最大限配慮をする。

4 乙は、提供を受けた情報の管理にあたり、帯広市個人情報保護条例（平成7年10月17日条例第41号）等の関係法令の規定を遵守する。

(災害時要援護者等の移送)

第5条 災害時要援護者等の移送については、全体計画の定めに応じて、原則として甲が行う。甲は、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

(受入状況の報告)

第6条 第3条第2項に定める災害防災リーダーは、災害時要援護者等の受入状況について、第4条に基づき受領した書面（個別計画を含む）の謄写本に、受入日、施設名、災害防災リーダー名を追記のうえ、甲に報告する。ただし、災害発生直後などは、この限りでない。

2 乙は、指定を受けた社会福祉施設等が被災等により使用できなくなった場合、若しくは、施設の安全確保上など受け入れ可能人数の上限に達した場合に、甲に対して、速やかに報告を行う。

(物資の調達)

第7条 甲は、災害時要援護者等が福祉避難所において必要となる物資の調達及び確保に努める。

2 乙は、災害発生時の混乱が収まるまでの所要の期間（概ね72時間）に必要な最低限の物資を確保するよう努める。

(支援者の確保)

第8条 甲は、乙が本来業務を遂行しつつ、受け入れを行った災害時要援護者等を適切に介護及び支援等ができるよう看護師や介護福祉士等の専門職（以下「支援者」という。）の確保に努める。

2 前項に規定する支援者については、甲は帯広市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）と連携して災害ボランティア活動支援センター等から、乙に派遣することを基本とする。また、支援者を活用するにあたっての必要な事項については、別途、社会福祉協議会等関係機関と協議し適切な対応に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、災害時要援護者等の受け入れに要した経費について、別途乙と協議をして負担額を決定するものとする。

（収容可能人数等の協議）

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとに、福祉避難所の別、受け入れ可能人数、受け入れ人数に応じた保有資格別の支援者数、必要物資等について、協議するものとする。ただし、施設の状況に応じて、随時、変更の協議を行うことができるものとする。

（関係機関との連携）

第11条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために、甲、乙のほか社会福祉協議会等関係機関との連携に努める。

（疑義の解決）

第12条 この協定（協定に定める指針等を含む。本条においては、以下に同じ。）に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対しこの協定を終了または改定する意志表示がないときは、有効期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 7月 9日

甲 帯広市

帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西22条南2丁目2番地10

医療法人社団 博愛会

理事長 細 川 吉 博

## 災害時における畳の供給に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と株式会社伊吹畳内装（以下「乙」という。）は、災害時における避難所への畳の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、帯広市内に大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲に対する乙の畳供給に関する協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （発動）

第2条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行うときをもって発動する。

### （協力の内容）

第3条 災害時において甲が畳を必要とするときは、乙は甲の要請に基づき、できる限りの範囲において乙の保有するレンタル用畳を供給するよう努めるものとする。この場合、甲の指定する場所への運搬は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができるものとする。

### （協力要請）

第4条 前条の要請手続は、「畳供給要請書」（様式第1号）をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

### （実施報告）

第5条 乙は、第3条の規定による協力を実施した時は、「災害時要請業務実施報告書」（様式第2号）をもって甲に報告するものとする。

### （経費の支払い）

第6条 甲は、乙から第3条の規定に基づく協力に要した経費の請求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

### （価格の決定）

第7条 甲が負担する経費は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲・乙協議の上で決定するものとする。

（効力）

第8条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年10月21日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西22条南3丁目34番地  
株式会社伊吹畳内装  
代表取締役 伊 吹 公 男

(第4条関係・様式第1号)

平成 年 月 日

## 畳 供 給 要 請 書

株式会社伊吹畳内装

代表取締役

様

帯広市長

Ⓜ

(帯広市災害対策本部長)

災害時における畳の供給に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおりレンタル用畳の供給の協力を要請します。

連 絡 先	電話_____	
口頭による 連絡日時	平成 年 月 日	時 分
要 請 理 由		
供 給 場 所	施 設 名	所 在 地
要 請 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
数 量		
備 考		

(第5条関係・様式第2号)

平成 年 月 日

## 災害時要請業務実施報告書

帯広市長

様

株式会社伊吹畳内装

代表取締役

印

災害時における畳の供給に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

供給場所	施設名	所在地		受渡者
供給日時	年	月	日	午前・午後 時 分
供給した畳	種類	規格	数量	備考
供給期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
備考				

## 災害時の応援に関する協定

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（以下「丙」）の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「丁」という。）は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第74条の3の規定に基づく甲の乙又は丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、乙又は丙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

## （定義）

第2条 この協定で、「相当規模の災害」とは、次の各号に掲げる災害をいう。

- (1) 法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は法第28条の2に規定する緊急災害対策本部が設置された災害
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害
- (3) 乙に法第23条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの

## （被害情報の収集・伝達）

第3条 相当規模の災害が発生した場合は、甲、乙及び丙相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

- 2 甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

## （支援の内容）

第4条 甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

- (1) 避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）
- (2) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
- (3) 有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業
- (4) り災証明書申請受付及び発行に関する事務
- (5) り災建物判定にかかる現地調査補助
- (6) その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

## （応援の要請）

第5条 相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第4条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対し電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出するものとする。

- 2 丙からの要請については、乙を経由するものとする。

## （応援の実施）

第6条 甲は、乙又は丙から第5条に基づく要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上、可能な応援を行うものとする。

## （自主応援）

第7条 甲は、乙若しくは被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であつて必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第5条第1項の規定による要請があつたものとみなす。

## （費用負担）

第8条 甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年3月28日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丁記名押印の上、各自1通を保有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

平成26年 3月28日

甲 財務省北海道財務局  
北海道財務局長

乙 北海道  
北海道知事

北海道市長会  
北海道市長会長

丁 北海道町村会  
北海道町村会長

## 災害発生時における帯広市と帯広市内郵便局の協力に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と帯広市内郵便局（以下「乙」という。）は、帯広市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

### （定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、帯広市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）緊急車両等として乙の所有する車両の提供  
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- （2）郵便局ネットワークを活用した広報活動
- （3）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
  - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
  - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- （4）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供
- （5）避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- （6）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- （7）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

### （経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請したものが負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 帯広市 総務部総務課長

乙 帯広郵便局長

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算してさらに1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年3月31日

甲 帯広市  
帯広市長

米 沢 則 寿

乙 帯広市内郵便局  
代表 日本郵便株式会社 北海道支社長

佐 藤 恭 市

災害時における情報発信等に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、帯広市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取り組みを行うことを目的とする。

（内容）

第2条 本協定における取り組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

（1）乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（2）甲が、避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（3）甲が、避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（4）甲が、災害発生時の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（5）甲が、避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（6）乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

（7）甲が、避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取り組みを随時実施するものとする。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年 1月 5日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 東京都港区赤坂9丁目7番1号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 宮 坂 学

## 避難所等情報提供に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）、ファーストメディア株式会社（以下「乙」という。）および三井住友海上火災保険株式会社（以下「丙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、帯広市内の災害に備え、甲が帯広市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲、乙および丙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は以下のとおりとする。

- 1 甲は、帯広市内の避難所等の情報を乙に提供すること。
- 2 乙は、甲から提供された情報を管理すること。
- 3 丙は、乙の管理情報を利用した自社サービスの周知・提供を通じて、帯広市民の防災意識の向上に貢献すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲、乙、および丙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（二次利用）

第4条 乙および丙は、本協定で得た情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は協定締結日から平成28年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に甲、乙または丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたときまたはこの協定に定めのない事項については、甲、乙および丙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年7月9日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 東京都千代田区神田神保町1丁目4番4号  
ファーストメディア株式会社  
代表取締役社長 山 崎 佳 一

丙 帯広市西1条南19丁目2番地  
三井住友海上火災保険株式会社  
北海道東支店長 源 長 哲 司

災害時における物資供給に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月20日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
NPO 法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧 雄一郎

## 別 表

## 災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

## 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書

帯広市（以下、「甲」という。）と社会福祉法人 刀圭会（以下、「乙」という。）は、災害時に乙の社会福祉施設等を福祉避難所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」（以下、「全体計画」という。）に基づき、大規模な地震などの災害により災害時要援護者等に避難の必要が生じた場合において、甲が乙の社会福祉施設等を全体計画に定める「福祉避難所」として使用するにあたり、必要な事項を定める。

2 本協定における用語の定義は次のとおりとする。

- （1）災害時要援護者等 災害時要援護者及び災害発生により自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの行動をとることのできない人のうち、福祉避難所への収容が必要と認められる人
- （2）社会福祉施設等 全体計画第4章第1項で定める社会福祉施設など
- （3）福祉避難所 甲が指定する災害時要援護者等のために特別な配慮がなされた避難所（福祉避難所の指定）

第2条 甲は、被災により避難が必要な災害時要援護者等のために、別紙に掲げる乙の社会福祉施設等を福祉避難所に指定する。

2 乙は、乙の福祉避難所の指定に係る調整を行うことや、甲から必要な支援を受けることができる。

（連絡体制等）

第3条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、福祉避難所に指定した社会福祉施設等との連絡体制の確立を図るものとする。

2 乙は、福祉避難所に指定された施設の施設長を施設における災害時の指揮統括並びに甲を始めとした関係機関との連絡調整を行うための災害防災リーダーとして指名する。

また、災害防災リーダーに事故があった場合の職務代行者として、災害防災サブリーダー2名を指名する。

（福祉避難所の受け入れ）

第4条 甲は、乙に対して、第2条により指定を行った福祉避難所への災害時要援護者等の受け入れについて協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる情報及び事項を明示した書面若しくは全体計画に規定している「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(個別計画)」(以下、「個別計画」という。))の写しの交付により行う。

ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- （1）当該災害時要援護者等の住所、氏名、生年月日、心身の状況（特記事項）
- （2）緊急時の家族等の連絡先（介助を行う家族と共に避難・入所しない場合）

(3) 避難支援者の氏名、連絡先

(4) 受け入れする理由と期間

2 前項により通知する事項のうち、受け入れする期間については、災害時要援護者の被災の程度により甲乙協議して決定するものとする。

3 情報の提供にあたっての詳細は、甲が、別途、ガイドライン等により定める。

なお、情報の提供にあたっては、甲は、対象となる災害時要援護者の意思に基づき最大限配慮をする。

4 乙は、提供を受けた情報の管理にあたり、帯広市個人情報保護条例（平成7年10月17日条例第41号）等の関係法令の規定を遵守する。

(災害時要援護者等の移送)

第5条 災害時要援護者等の移送については、全体計画の定めに応じて、原則として甲が行う。甲は、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

(受入状況の報告)

第6条 第3条第2項に定める災害防災リーダーは、災害時要援護者等の受入状況について、第4条に基づき受領した書面（個別計画を含む）の謄写本に、受入日、施設名、災害防災リーダー名を追記のうえ、甲に報告する。ただし、災害発生直後などは、この限りでない。

2 乙は、指定を受けた社会福祉施設等が被災等により使用できなくなった場合、若しくは、施設の安全確保上など受け入れ可能人数の上限に達した場合に、甲に対して、速やかに報告を行う。

(物資の調達)

第7条 甲は、災害時要援護者等が福祉避難所において必要となる物資の調達及び確保に努める。

2 乙は、災害発生時の混乱が収まるまでの所要の期間（概ね72時間）に必要な最低限の物資を確保するよう努める。

(支援者の確保)

第8条 甲は、乙が本来業務を遂行しつつ、受け入れを行った災害時要援護者等を適切に介護及び支援等ができるよう看護師や介護福祉士等の専門職（以下「支援者」という。）の確保に努める。

2 前項に規定する支援者については、甲は帯広市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）と連携して災害ボランティア活動支援センター等から、乙に派遣することを基本とする。また、支援者を活用するにあたっての必要な事項については、別途、社会福祉協議会等関係機関と協議し適切な対応に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、災害時要援護者等の受け入れに要した経費について、別途乙と協議をして負担額を決定するものとする。

（収容可能人数等の協議）

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとに、福祉避難所の別、受け入れ可能人数、受け入れ人数に応じた保有資格別の支援者数、必要物資等について、協議するものとする。ただし、施設の状況に応じて、随時、変更の協議を行うことができるものとする。

（関係機関との連携）

第11条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために、甲、乙のほか社会福祉協議会等関係機関との連携に努める。

（疑義の解決）

第12条 この協定（協定に定める指針等を含む。本条においては、以下に同じ。）に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対しこの協定を終了または改定する意志表示がないときは、有効期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年7月12日

甲 帯広市

帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西16条北1丁目27番地127

社会福祉法人 刀圭会

理事長 長 谷 川 賢

災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と公益社団法人北海道柔道整復師会十勝ブロック（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して被災者の救護活動を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

（業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙が行う業務は、次のとおりとする。

- （1） 柔道整復師救護班の編成および派遣
- （2） 災害現場等に設置する救護所、その他甲が指示する場所において、被災者に対する柔道整復師の施術（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）および被災者に対する応急手当に必要な労務の提供
- （3） 前号の業務の実施に係る衛生材料等の提供

（指揮命令）

第4条 柔道整復師救護班に対する指揮命令および救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（施術料）

第5条 第3条第2号に規定する被災者に対する施術料は無料とする。

（要請の実施）

第6条 この協定に定める災害時の要請は、原則として、甲が災害対策本部（以下「本部」という。）を設置した場合、その本部の決定に基づき実施するものとする。

（要請の手続き）

第7条 甲は、業務を要請する場合、災害時業務協力要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）を乙に提供するものとする。ただし、要請書の提出が困難な場合は口頭で要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（業務の実施）

第8条 乙は、甲の要請に基づく業務を実施する場合、やむを得ない事情がない限り、甲以外の依頼による業務に優先して実施するものとする。

2 乙は、業務の公益性を考慮し、次の各号の事項に留意するものとする。

- （1） 地域住民、特に被災者に配慮した適切な方法で実施すること。
- （2） 業務の実施にあたっては、法令の遵守および個人情報の保護を徹底すること。
- （3） 業務の実施に際し疑義が生じた場合は、独自に判断せず甲の指示を仰ぐこと。

（業務報告）

第9条 乙は、業務が完了した場合、災害時協力業務実施報告書（別記第2号様式。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。

2 前項による報告書には、甲が別に指示する資料を添付しなければならない。

（費用負担等）

第10条 第3条第3号に規定する衛生材料の実費は、甲が負担するものとする。

（体制の構築）

第11条 乙は、甲が要請する業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、非常時の体制を構築し、平常時から業務に従事する者等に十分な周知を図るものとする。

2 乙は、前項の体制について次の各号の書類を作成し、甲に提出するものとする。

（1）非常時の連絡網

（2）非常時の人員体制

（3）その他甲が必要と認める事項

（損害の負担）

第12条 乙が実施した第3条の業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して決定するものとする。

（災害補償）

第13条 乙が実施した第3条の業務に従事した乙の会員が、その業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、乙の使用者責任において行うものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対しこの協定を終了または改定する意思表示がないときは、有効期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年12月2日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市長 米沢 則 寿

乙 中札内村大通南1丁目17番地  
公益社団法人 北海道柔道整復師会  
十勝ブロック 会長 澤 田 敏 明

別記第1号様式 (第7条関係)

平成 年 月 日

## 災害時業務協力要請書

公益社団法人北海道柔道整復師会十勝ブロック  
会長 様

帯広市長 印

災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定第7条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	部 課 職名 氏名 電話番号
口頭による 要請日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分頃
要請理由	
要請内容	
履行場所	
履行期間	
備考	

別記第2号様式 (第9条関係)

平成 年 月 日

## 災害時協力業務実施報告書

帯広市長 様

公益社団法人北海道柔道整復師会十勝ブロック  
会長 印

災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定第9条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
実施場所	
実施業務内容	
派遣人数	1日当たり 人 (延べ 人) ( 人× 日) ( 人× 日)
対応者氏名	(期間 月 日 ~ 月 日)
	(期間 月 日 ~ 月 日)
	(期間 月 日 ~ 月 日)
	(期間 月 日 ~ 月 日)
備考	

災害時におけるはり師・きゅう師の救護活動に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と十勝鍼灸師会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して被災者の救護活動を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

（業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙が行う業務は、次のとおりとする。

- （1） はり師・きゅう師救護班の編成および派遣
- （2） 災害現場等に設置する救護所、その他甲が指示する場所において、被災者に対するはり師・きゅう師の施術（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法（昭和22年法律第217号）に規定された業務の範囲）および被災者に対する応急手当に必要な労務の提供
- （3） 前号の業務の実施に係る衛生材料等の提供

（指揮命令）

第4条 はり師・きゅう師救護班に対する指揮命令および救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（施術料）

第5条 第3条第2号に規定する被災者に対する施術料は無料とする。

（要請の実施）

第6条 この協定に定める災害時の要請は、原則として、甲が災害対策本部（以下「本部」という。）を設置した場合、その本部の決定に基づき実施するものとする。

（要請の手続き）

第7条 甲は、業務を要請する場合、災害時業務協力要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）を乙に提供するものとする。ただし、要請書の提出が困難な場合は口頭で要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（業務の実施）

第8条 乙は、甲の要請に基づく業務を実施する場合、やむを得ない事情がない限り、甲以外の依頼による業務に優先して実施するものとする。

2 乙は、業務の公益性を考慮し、次の各号の事項に留意するものとする。

- （1） 地域住民、特に被災者に配慮した適切な方法で実施すること。
- （2） 業務の実施にあたっては、法令の遵守および個人情報の保護を徹底すること。
- （3） 業務の実施に際し疑義が生じた場合は、独自に判断せず甲の指示を仰ぐこと。

（業務報告）

第9条 乙は、業務が完了した場合、災害時協力業務実施報告書（別記第2号様式。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。

2 前項による報告書には、甲が別に指示する資料を添付しなければならない。

（費用負担等）

第10条 第3条第3号に規定する衛生材料の実費は、甲が負担するものとする。

（体制の構築）

第11条 乙は、甲が要請する業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、非常時の体制を構築し、平常時から業務に従事する者等に十分な周知を図るものとする。

2 乙は、前項の体制について次の各号の書類を作成し、甲に提出するものとする。

（1）非常時の連絡網

（2）非常時の人員体制

（3）その他甲が必要と認める事項

（損害の負担）

第12条 乙が実施した第3条の業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して決定するものとする。

（災害補償）

第13条 乙が実施した第3条の業務に従事した乙の会員が、その業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、乙の使用者責任において行うものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対しこの協定を終了または改定する意思表示がないときは、有効期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年12月2日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市長 米沢 則 寿

乙 帯広市東4条南8丁目20番地  
十勝鍼灸師会  
会長 豊田 典 正

別記第1号様式 (第7条関係)

平成 年 月 日

## 災害時業務協力要請書

十勝鍼灸師会  
会長

様

帯広市長

印

災害時におけるはり師・きゅう師の救護活動に関する協定第7条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	部	課	職名			
	氏名	電話番号				
口頭による 要請日時	平成	年	月	日 ( )	時	分頃
要請理由						
要請内容						
履行場所						
履行期間						
備考						

別記第2号様式 (第9条関係)

平成 年 月 日

## 災害時協力業務実施報告書

帯広市長 様

十勝鍼灸師会

会長

印

災害時におけるはり師・きゅう師の救護活動に関する協定第9条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
実施場所		
実施業務内容		
派遣人数	1日当たり 人	
	(延べ 人) ( 人× 日)	
	( 人× 日)	
	対応者氏名	(期間 月 日 ~ 月 日)
		(期間 月 日 ~ 月 日)
(期間 月 日 ~ 月 日)		
(期間 月 日 ~ 月 日)		
備考		

帯広市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と社会福祉法人帯広市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、帯広市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、帯広市地域防災計画に基づき設置するセンターの運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（センターの設置及び運営）

第2条 甲は、帯広市災害対策本部を設置し、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、乙と協議の上、センターを設置し、乙はその運営に携わるものとする。

（センターの設置場所）

第3条 甲は、センターを帯広市グリーンプラザに設置する。ただし、帯広市グリーンプラザに設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、別途センターを設置するものとする。

（センターの業務）

第4条 センターが行う業務は、次のとおりとする。

- （1）災害ボランティアの受け入れ及び活動指示等に関すること
- （2）その他、災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

（運営の要請）

第5条 甲は、乙にセンターの設置を要請するときは、センターの設置日時、場所及び運営に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（関係団体との協力体制）

第6条 甲及び乙は、各種ボランティア、地域住民及び地域の自主防災組織や消防関係団体と情報交換、災害訓練等を行い、平常時からこれら団体との連携に努めなければならない。

（資機材等の確保）

第7条 甲と乙は、協力してセンターの運営に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資及び活動場所等を確保する。

（費用負担）

第8条 第4条各号に規定する業務に関し必要な費用は、原則甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 前項に掲げる費用のうち、乙が業務終了後も継続して使用する備品等に係る費用は、甲乙協議の上、甲乙の負担分を決定する。

3 乙は、費用の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

4 費用の支払方法は、甲乙協議して別に定める。

（補償）

第9条 災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険の加入に係る費用は、ボランティアの自己負担とする。

（報告）

第10条 甲は、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができる。

（協定の有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年1月10日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市長 米沢 則寿

乙 帯広市公園東町3丁目9番地1  
社会福祉法人帯広市社会福祉協議会  
会 長 畑中 三岐子

## 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びにセブン-イレブン店舗の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）帯広市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）帯広市以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あっせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

### （調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。但し、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、セブン-イレブン店舗への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

### （調達物資の数量）

第3条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

### （要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資発注書（別紙1）」により行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

### （費用）

第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

- 2 物資の代金は、災害発生時の直前における店頭販売価格を基準として、甲乙協議の上決定する。
- 3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、係る費用は甲の負担とする。

（情報提供）

第7条 甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等をセブン・イレブン店舗を通じて来店者等に対し、情報提供するよう努めるものとする。

（営業の継続又は早期再開）

第8条 甲は、市民の生活安定を確保するため、乙に対してセブン・イレブン店舗の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

（連絡責任者の報告）

第9条 甲と乙は、この協定書の成立にかかる連絡先を協定締結後速やかに「連絡先届（別紙2）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第10条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両、及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように、可能な限りの支援をするものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。但し、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協定の終了を希望する日の1か月前までに相手方に書面により申し出ることにより、この協定を終了することができる。

（協議）

第12条 この協定書に定めのない事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年2月15日

甲 北海道帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン・イレブン・ジャパン  
代表取締役 古 屋 一 樹

別表（第2条関係）

分 類		品 目 名
食 料 品	主食・副食	パン類（食パン、菓子パン）、弁当、おにぎり、レトルト食品、缶詰、カップ麺、インスタント食品
飲 料 品	飲料水	ミネラルウォーター
	お茶類	緑茶、ウーロン茶
	その他	牛乳、ジュース類
生 活 物 資	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、タオル、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、マスク、生理用品、カイロ、乾電池、粘着テープ、軍手、ライター、使い捨てコップ・皿、ゴミ袋、ポリ袋、アルミホイル、ラップ、洗剤、傘、雨具 等	

別紙1 (第4条関係)

## 物資発注書

年 月 日

株式会社セブン - イレブン・ジャパン御中

帯広市長

「災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書」第4条に基づき、下記の通り要請します。

電話等連絡日時	年 月 日 時 分		
要請する物資の 種類・数量	品 目	数 量	単 位
搬 入 先	所在地  名 称 電話  現地担当者名		
搬入希望日時	年 月 日 時 分		
連絡担当者	電話		
備 考			

別紙2 (第9条関係)

年 月 日

## 連 絡 先 届

担 当 部 署	
所 在 地	
電 話 F A X	(平日)
	(夜間・休日)

## 帯広市における協働のまちづくりに関する包括連携協定書

帯広市（以下「甲」という。）、株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）、株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「丙」という。）及び株式会社ダイイチ（以下「丁」という。）は、それぞれが有する資源等を有効に活用し、相互の連携を強化し、帯広市における地域の一層の活性化に資するため、共にまちづくりに取り組む市民協働のパートナーとして、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が、互いの資源やノウハウを活用し、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、帯広市のまちづくりに寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 地産地消と市産品の販路拡大に関する事
- (2) 市政情報及び観光情報の発信に関する事
- (3) 地域や暮らしの安全・安心に関する事
- (4) 高齢者・障がい者の支援に関する事
- (5) 子ども・青少年の育成に関する事
- (6) 食育・健康増進に関する事
- (7) 環境保全・リサイクルに関する事
- (8) 地域防災・災害対策に関する事
- (9) 地域の活性化、市民サービスの向上に関する事
- (10) その他、協議により決定した事項

### （定期協議）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に本協定上の他の全ての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(本協定の見直し)

第5条 甲、乙、丙及び丁のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

(有効期間及び更新)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の3か月前までに甲、乙、丙又は丁から本協定上の他の全ての当事者に対し、特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

2 甲、乙、丙又は丁は、前項の定めにかかわらず、本協定上の他の全ての当事者に対し、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了することができる。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁は協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、各自その1通を保有するものとする。

平成29年2月15日

甲 北海道帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社イトーヨーカ堂  
代表取締役社長 亀 井 淳

丙 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役社長 古 屋 一 樹

丁 北海道帯広市西20条南1丁目14番地47  
株式会社ダイイチ  
代表取締役社長 鈴 木 達 雄

## 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書

帯広市（以下、「甲」という。）と社会福祉法人真宗協会（以下、「乙」という。）は、災害時に乙の社会福祉施設等を福祉避難所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」（以下、「全体計画」という。）に基づき、大規模な地震などの災害により災害時要援護者等に避難の必要が生じた場合において、甲が乙の社会福祉施設等を全体計画に定める「福祉避難所」として使用するにあたり、必要な事項を定める。

2 本協定における用語の定義は次のとおりとする。

- （1）災害時要援護者等 災害時要援護者及び災害発生により自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの行動をとることのできない人のうち、福祉避難所への収容が必要と認められる人
- （2）社会福祉施設等 全体計画第4章第1項で定める社会福祉施設など
- （3）福祉避難所 甲が指定する災害時要援護者等のために特別な配慮がなされた避難所

### （福祉避難所の指定）

第2条 甲は、被災により避難が必要な災害時要援護者等のために、別紙に掲げる乙の社会福祉施設等を福祉避難所に指定する。

2 乙は、乙の福祉避難所の指定に係る調整を行うことや、甲から必要な支援を受けることができる。

### （連絡体制等）

第3条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、福祉避難所に指定した社会福祉施設等との連絡体制の確立を図るものとする。

2 乙は、福祉避難所に指定された施設の施設長を施設における災害時の指揮統括並びに甲を始めとした関係機関との連絡調整を行うための災害防災リーダーとして指名する。

また、災害防災リーダーに事故があった場合の職務代行者として、災害防災サブリーダー2名を指名する。

### （福祉避難所の受け入れ）

第4条 甲は、乙に対して、第2条により指定を行った福祉避難所への災害時要援護者等の受け入れについて協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる情報及び事項を明示した書面若しくは全体計画に規定している「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳（個別計画）」（以下、「個別計画」という。）の写しの交付により行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 当該災害時要援護者等の住所、氏名、生年月日、心身の状況（特記事項）
  - (2) 緊急時の家族等の連絡先（介助を行う家族と共に避難・入所しない場合）
  - (3) 避難支援者の氏名、連絡先
  - (4) 受け入れする理由と期間
- 2 前項により通知する事項のうち、受け入れする期間については、災害時要援護者の被災の程度により甲乙協議して決定するものとする。
- 3 情報の提供にあたっての詳細は、甲が、別途、ガイドライン等により定める。  
なお、情報の提供にあたっては、甲は、対象となる災害時要援護者の意思に基づき最大限配慮をする。
- 4 乙は、提供を受けた情報の管理にあたり、帯広市個人情報保護条例（平成7年10月17日条例第41号）等の関係法令の規定を遵守する。

(災害時要援護者等の移送)

- 第5条 災害時要援護者等の移送については、全体計画の定めに応じて、原則として甲が行う。  
甲は、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

(受入状況の報告)

- 第6条 第3条第2項に定める災害防災リーダーは、災害時要援護者等の受入状況について、第4条に基づき受領した書面（個別計画を含む）の謄写本に、受入日、施設名、災害防災リーダー名を追記のうえ、甲に報告する。ただし、災害発生直後などは、この限りでない。
- 2 乙は、指定を受けた社会福祉施設等が被災等により使用できなくなった場合、若しくは、施設の安全確保上など受け入れ可能人数の上限に達した場合に、甲に対して、速やかに報告を行う。

(物資の調達)

- 第7条 甲は、災害時要援護者等が福祉避難所において必要となる物資の調達及び確保に努める。
- 2 乙は、災害発生時の混乱が収まるまでの所要の期間（概ね72時間）に必要な最低限の物資を確保するよう努める。

(支援者の確保)

- 第8条 甲は、乙が本来業務を遂行しつつ、受け入れを行った災害時要援護者等を適切に介護及び支援等ができるよう看護師や介護福祉士等の専門職（以下「支援者」という。）の確保に努める。
- 2 前項に規定する支援者については、甲は帯広市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）と連携して帯広市災害ボランティアセンターに登録した者から、乙に派遣することを基本とする。また、支援者を活用するにあたっての必要な事項については、別途、社会福祉協議会等関係機関と協議し適切な対応に努めるものとする。

（費用の負担）

第9条 甲は、災害時要援護者等の受け入れに要した経費について、別途乙と協議をして負担額を決定するものとする。

（収容可能人数等の協議）

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとに、福祉避難所の別、受け入れ可能人数、受け入れ人数に応じた保有資格別の支援者数、必要物資等について、協議するものとする。ただし、施設の状況に応じて、随時、変更の協議を行うことができるものとする。

（関係機関との連携）

第11条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために、甲、乙のほか社会福祉協議会等関係機関との連携に努める。

（疑義の解決）

第12条 この協定（協定に定める指針等を含む。本条においては、以下に同じ。）に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対しこの協定を終了または改定する意志表示がないときは、有効期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年5月30日

甲 帯広市西5条南7丁目1  
帯広市  
帯広市長 米沢 則寿

乙 帯広市空港南町303番1  
社会福祉法人真宗協会  
理事長 樋渡 喜久雄

## 別 紙

施設名	種 別	所在地	電話番号	FAX 番号
地域密着型介護老人福祉施設 光 輪	地域密着型介護老人福祉施設	帯広市西 5 条南 30 丁目 10 番地	22-5060	27-6541
小規模多機能居宅介護事業所 光 輪	小規模多機能居宅介護事業所	帯広市西 5 条南 30 丁目 10 番地	22-5070	27-6541
デイサービスセンター 帯広至心寮 ※平成 29 年 8 月開設予定	デイサービスセンター	帯広市西 4 条南 35 丁目 4 番地	24-1080	24-1105

災害時における段ボールベッド等の供給に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と北海道森紙業株式会社帯広工場（以下「乙」という。）は、災害時における避難所運営に必要な段ボール製品（以下「物資」という。）の調達等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙に対して協力を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（物資の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に調達を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が製造及び保有する品目とする。

（1）全国段ボール工業組合連合会が推奨する段ボールベッド、段ボールパーテーション等の段ボール製品

（2）その他乙の取扱商品

2 前項の品目については、甲乙協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時において物資を調達する必要があるときは、乙に対して要請書（様式第1号）に必要な事項を明記して協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請した後、速やかに要請書を交付するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

2 乙は、自身の被災等で前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の納入）

第6条 乙は、甲と調整のうえ、甲が指定する場所へ物資を納入するものとし、甲の職員が確認のうえ、納入するものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 乙は、物資の納入に当たり、物資の組み立て等を指導できる者をできる限り派遣する。

（経費の負担）

第7条 前条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、決定する。

（経費の請求及び支払）

第8条 前条の経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、乙からの請求があったときは、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、協力要請等を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め相手方に通知するものとする。変更がある場合においても同様とする。

2 甲は、乙に対して、取扱商品、在庫品目等の資料の提出を求めることができる。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。但し、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協定の終了を希望する日の1か月前までに相手方に書面により申し出ることにより、この協定を終了することができる。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年8月22日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市長 米沢則寿

乙 帯広市西24条北1丁目2番6号  
北海道森紙業株式会社帯広工場  
事業所長 木田洋志

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

## 要 請 書

北海道森紙業株式会社帯広工場  
工場長 様

帯広市長

災害時における物資調達に関する協定書第4条により、次のとおり協力を要請します。

要 請 日 時	年 月 日 ( ) 時 分		
要 請 理 由			
要 請 内 容			
品 名	数 量	納 品 先	納 品 期 日
備 考			

## 帯広市とイオン株式会社との協働のまちづくりに関する包括連携協定書

帯広市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）とは、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動（以下「連携事項」という。）を推進し、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項に関し、連携して取り組むものとする。

- （1）地域経済の活性化に関すること
- （2）観光振興に関すること
- （3）文化・芸術・スポーツ振興に関すること
- （4）安心して生活できるまちづくりに関すること
- （5）環境保全・リサイクルに関すること
- （6）健康でやすらぎのあるまちづくりに関すること
- （7）未来を担う人材の育成に関すること
- （8）高齢者・障害者支援に関すること
- （9）市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、連携事項の一部を、甲との協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

### （機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。上記の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

### （協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年10月13日

甲：帯広市西5条南7丁目1番地

帯広市

市長

米沢 則寿

乙：千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

イオン株式会社

代表執行役

岡田 元也

災害時の避難所におけるインターネット回線提供に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と株式会社帯広シティーケーブル（以下「乙」という。）とは、災害時の避難所におけるインターネット回線提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲が災害時に避難所を開設する場合に、乙が当該避難所におけるインターネット回線（以下「回線」という。）を提供することにより、市民の情報収集の一助とするとともに、市が実施する災害対応業務の態勢強化を図ることを目的とする。

（対象となる避難所等）

第2条 災害時に回線を提供する対象は、甲が帯広市内に開設する指定避難所および代替避難所（以下「避難所」という。）のうち、乙の提供する地域BWAの電波が届く地域に立地する避難所とする。

2 対象となる避難所を追加・削除または変更する場合は、甲乙間で協議のうえ決定する。

（回線提供の実施等）

第3条 甲は、乙が帯広市内を対象に行う地域BWA無線局の免許申請に同意する。

2 前条にて対象となった避難所に対しては、乙が予定している地域BWA回線（無線回線）の開局地域に対する免許の申請を行って免許が交付された場合、地域BWA回線の構築を開始して当該開局地域内の避難所に電波が正常に届くことを確認した後に、地域BWA回線およびそのサービスを受けるにあたり必要となる機器等の提供を開始する。

3 避難所でのインターネット回線への接続方法は、Wi-Fi回線（無線LAN）を使用するものとし、アクセスのための端末（PC、スマートフォン等）は利用者が用意することを前提とする。

4 乙は、対象となった避難所に対して、地域BWA回線受信端末およびWi-Fiアクセスポイントを設置し運用するために必要となる機器等を甲に提供する。

5 甲は、前項に基づき乙から提供を受けた機器等を、平時においても適切に管理し、災害時には直ちに運用できる態勢を構築する。

6 甲は乙に対して、前項の実施に必要なWi-Fiアクセスポイント用地域BWA回線受信端末の設置場所および電源を提供する。

7 地形または経済的条件による条件不利地に立地する避難所については、甲乙間で協議のうえ対応を行うものとする。

8 乙が地域BWA回線送信基地局を甲の土地または建物に設置を希望する場合は、第1条の趣旨を踏まえて甲乙間で協議するものとし、このことにより経費が発生する場合には、乙は必要となる経費を甲に支払うものとする。

（費用の負担）

第4条 回線敷設と運用にかかる費用および災害時の利用料は、原則として乙が負担する。

2 甲が災害時以外に当該回線の利用を希望する場合は、別途乙に対して料金を支払うことで利用できるものとする。

（回線提供不能の措置）

第5条 甲は、第3条にかかわらず、災害により乙自ら被災する等、何らかの事由により乙が回線提供を実施することが困難であると甲へ申し出た場合は、乙が回線提供を行わないことを承諾する。

（相互協力）

第6条 甲と乙は、前条を円滑に実施するため、相互に協力する。

（権利義務の譲渡等の制限）

第7条 甲及び乙は、この協定により生ずる権利や義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、予め相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第8条 甲及び乙は、本協定の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を他に漏らしてはならず、本協定の遂行にのみ使用することとする。また、この協定が終了した後も同様とする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成34年3月31日までとする。但し、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協定の終了を希望する日の1か月前までに相手方に書面により申し出ることにより、この協定を終了することができる。

（協議）

第10条 甲乙間で、本協定の内容又は解釈に疑義若しくは紛争が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年10月17日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市長 米沢 則 寿

乙 帯広市東1条南8丁目勝毎ビル4階  
株式会社帯広シティーケーブル  
取締役社長 丸山 芳 明

## 災害時の一般用医薬品等の物資供給に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と株式会社サンドラッグプラス（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他災害が発生した場合における一般用医薬品等の物資供給に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲と乙とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定や市民の安全確保を図ることを目的とし、一般用医薬品などの応急生活物資の確保に関する事項について定めるものとする。

### （協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が帯広市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （協力の要請、実施）

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から物資の要請を受けたときは、店舗における一般消費者に対する商品供給に支障をきたさない範囲で、保有商品の優先供給に努めるものとする。

### （供給物資）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

### （要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、様式第1の物資発注書をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後、物資発注書を提出するものとする。

### （物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、乙の店舗とする。

2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

### （費用）

第7条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における店頭販売価格を基準として、甲乙協議の上決定する。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲と乙は、この協定書の成立にかかる連絡先を協定締結後速やかに「連絡先届（別紙2）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は調印の日から施行する。

2 甲及び乙は、協定の終了を希望する日の1か月前までに相手方に書面により申し出ることにより、この協定を終了することができる。

（協議）

第10条 この協定書に定めのない事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年1月5日

甲 北海道帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市長 米沢 則寿

乙 北海道札幌市東区北41条東9丁目3番1号  
株式会社サンドラッグプラス  
代表取締役社長 岡田 誠

別表（第4条関係）

分類	主な品目
医薬品 ・ 生活物資	一般用医薬品、消毒液（次亜塩素酸ナトリウム、手指消毒剤）、絆創膏、包帯、ガーゼ、医療用テープ、 トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、タオル、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、洗剤、石鹸、マスク、生理用品、おむつ、衛生用ポリ手袋(使い捨て)、カイロ、乾電池、粘着テープ、軍手、ライター、 使い捨てコップ・皿、ゴミ袋、ポリ袋、アルミホイル、ラップ、割り箸
食料品	レトルト食品、缶詰、カップ麺、インスタント食品、ミルク
飲料品	ミネラルウォーター、お茶類、ジュース類

※ 食料品、飲料品に関しては、取扱い店舗のみ。

別紙1 (第5条関係)

## 物資発注書

年 月 日

株式会社サンドラッグプラス 御中

帯広市長

「災害時の一般用医薬品等の物資供給に関する協定書」第5条に基づき、下記の通り要請します。

電話等連絡日時	年 月 日 時 分		
要請する物資の 種類・数量	品 目	数 量	単 位
引 渡 場 所	所在地  名 称 電話  現地担当者名		
引 渡 希 望 日 時	年 月 日 時 分		
連 絡 担 当 者	電話		
備 考			

## 連 絡 先 届

担 当 部 署	
所 在 地	
電 話 F A X	(平日)
	(夜間・休日)

## 災害時における物資輸送の協力に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の輸送について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、帯広市において大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合に、食料、生活用品、医薬品等の支援物資等（以下、「物資等」という。）の輸送について、甲が乙に対して協力を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、物資等の輸送のために必要と認める場合は、乙に対して輸送の協力を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として別記様式1により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、電話又は口頭で要請することができる。

（協力業務）

第3条 乙は、前条の要請があった場合は、乙が可能と認める範囲において、当該要請に基づき、甲の備蓄倉庫、支援物資集積拠点、防災協定を締結している企業等から、各避難所等への物資等の輸送に従事するものとする。

2 乙は、自身の被災等で前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の輸送業務に従事したときは、別記様式2により次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 従事車両及び従事者名
- (2) 従事日及び走行距離
- (3) 従事業務内容

（経費の負担）

第5条 甲の要請に基づく協力を要した乙の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（経費の請求及び支払）

第6条 前条の経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、乙からの請求があったときは、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡調整）

第7条 甲及び乙の担当部署及び連絡先は以下の通りとする。

	甲	乙
部署名	総務部総務課防災係	ヤマト運輸株式会社道東主管支店
連絡先	TEL 0155-65-4103（直通） 0155-24-4111（代表） FAX 0155-23-0151	TEL 0155-62-5669（代表） FAX 0155-61-2323

（車両の通行）

第8条 甲は、乙が物資等を輸送する際の車両が緊急通行車両として通行できるよう、可能な限りの支援を行うものとする。

（情報の提供）

第9条 乙は、輸送活動中に発見した道路の損傷等の災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。但し、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協定の終了を希望する日の1か月前までに相手方に書面により申し出ることにより、この協定を終了することができる。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年7月3日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米沢 則寿

乙 河西郡芽室町東芽室基線18-101  
ヤマト運輸株式会社道東主管支店  
主管支店長 鈴木 庸介

(別記様式1)

年 月 日

## 災害時における物資輸送の協力要請書

ヤマト運輸株式会社 様

災害時における物資輸送の協力に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

帯 広 市 長

担 当 課		担 当 者		電 話 番 号	
		職・氏名		FAX番号	

集 荷 依 頼 先	名 称	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話： FAX：
集 荷 依 頼 日 時		年 月 日 ( ) :
配 送 依 頼 先	名 称	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話： FAX：
配 送 依 頼 日 時		年 月 日 ( ) :
輸 送 物 資 ( 物 資 名 ・ 数 量 )	・	×
	・	×
	・	×
	・	×
	・	×
	・	×
	・	×
	・	×
備 考		

(別記様式2)

年 月 日

## 輸送業務従事報告書

帯広市長 様

住所  
氏名

印

下記のとおり輸送業務に従事しましたので報告いたします。

記

従事車両		従事者名	
従事日	走行距離	従 事 業 務 内 容	備 考
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		

従事車両		従事者名	
従事日	走行距離	従 事 業 務 内 容	備 考
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		

従事車両		従事者名	
従事日	走行距離	従 事 業 務 内 容	備 考
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		

## 災害時における倉庫及び駐車場の利用等に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と帯広地方卸売市場株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援物資の集積・管理のための倉庫の利用や避難場所としての駐車場の利用等について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、帯広市において大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合に、甲が乙に対して協力を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する事項は以下のとおりとする。

- （1）支援物資の集積・管理に関する以下の事項
  - ア 支援物資集積拠点としての倉庫等の施設の利用
  - イ 支援物資集積拠点の運営（労務及び資機材の提供）
- （2）避難者や帰宅困難者への駐車場及びトイレ等の無償提供に関する事項
- （3）乙が保管する食料等の供給に関する事項
- （4）その他甲が必要と認める事項

### （協力の要請）

第3条 甲は、災害時において必要があるときは、乙に対して別記様式により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

### （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙が可能と認める範囲内で協力するものとする。

- 2 乙は、自身の被災等で前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

### （報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づく協力を実施した場合は、文書により次に掲げる事項を甲へ報告するものとする。

- （1）支援物資集積拠点として使用した施設及び期間
- （2）支援物資集積拠点の運営に関する従事者名簿、従事業務、従事時間、使用資機材等
- （3）駐車場における避難者の受入れ状況（人数、駐車台数等）
- （4）供給した食料等の品目・量

### （経費の負担）

第6条 甲の要請に基づく協力を要した乙の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前において適用していた単価、小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（経費の請求及び支払）

第7条 前条の経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、乙からの請求があったときは、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡調整）

第8条 甲及び乙の担当部署及び連絡先は以下の通りとする。

	甲	乙
部署名	総務部総務課防災係	総務部総務課
連絡先	TEL 0155-65-4103（直通） 0155-24-4111（代表） FAX 0155-23-0151	TEL 0155-37-3333（直通） FAX 0155-37-2345

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。但し、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協定の終了を希望する日の1か月前までに相手方に書面により申し出ることにより、この協定を終了することができる。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年7月3日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米沢 則寿

乙 帯広市西21条北1丁目5番1号  
帯広地方卸売市場株式会社  
代表取締役社長 高橋 正行

(別記様式)

年 月 日

## 災害時における倉庫及び駐車場の利用等に関する協力要請書

帯広地方卸売市場株式会社  
代表取締役社長 様

帯広市長

災害時における倉庫及び駐車場の利用等に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

連絡日時	年 月 日 時 分
担当者 連絡先	部署名 _____ 職・氏名 _____ 電話 _____ FAX _____
要請内容	
備考	

## 大規模災害時における支援活動に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）は、帯広市内及びその関連する地域において大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）における支援活動について、次のとおり協定を締結する。

### 第1条（目的）

この協定は、原則として大規模災害時において、甲の協力要請に基づき、乙が展開している全国支援ネットワークを通じ、地域貢献活動の一環として協力を行う際に、被災地の状況を的確かつ迅速に把握し、円滑に総合的な救援活動を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（協力要請）

この協定に定める災害時の協力要請は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に書面により要請を行ったときをもって発動する。ただし、書面により難しい場合は、口頭により要請したときに発動するものとし、事後速やかに書面を交付する。

### 第3条（協力範囲）

乙は、前条による甲の要請に基づき、その時の状況に応じて合理的な範囲で乙の持つ組織力や機動力、乙に所属する会員パートナー企業及びその従業員等、個々人が持つ専門技能、各種関係団体とのつながり等を活かし、状況に応じて次に掲げる協力を行うものとする。

- (1) 支援物資等の調達活動及び受付
- (2) 支援物資等の仕分け、輸送及び配給活動
- (3) 物流業を中心とする専門的な知識や技能を活用した総合的な救援活動
- (4) 帯広市内外で発生した災害に関する情報収集及び双方向の情報交換
- (5) 甲が指定する緊急車両等への応急的な給油支援
- (6) その他甲乙協議により定めた活動

2 前項に掲げる乙の活動に対して、甲は当該活動に必要な情報の提供、行政機関との調整広報等の支援を行うものとする。

### 第4条（費用）

支援物資等の供給に要した費用は、乙の請求により、実費分につき甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

第5条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害発生時の対応に関する情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

第6条（協定の普及及び啓発）

乙は、災害発生時の活動を円滑に行うため、平常時から乙の会員パートナー企業及び関係機関に対し、この協定の普及及び啓発に努めるものとする。

第7条（有効期間）

この協定は、締結の日から2年間その効力を有するものとし、甲及び乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その後毎年1年間自動的に継続するものとする。

第8条（協議）

この協定に定めのない事項及びこの協定についての疑義が生じたときは、甲乙協議して対応を定めるものとする。

平成31年 3月 6日

北海道帯広市西5条南7丁目1番地

甲 帯広市

帯広市長 米沢 則寿

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉄鋼ビル本館5階

乙 一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク

理事長 和佐見 勝

別記第1号様式

平成 年 月 日

## 支援活動に関する協力要請書

一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク  
理事長 様

帯広市長

「大規模災害時における支援活動に関する協定」第2条の規定に基づき、次のとおり支援活動の協力を要請します。

要 請 番 号	No. 1 -
災害の状況及び 応援を要する事由	
要 請 する 支 援 活 動 の 内 容	
要 請 日 時	
要 請 場 所	
備 考	

## 【連絡担当者】

〒080-8670  
帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市 総務部

担当：

TEL / FAX  
E-mail：

災害時における自動車及び付属機器の貸与に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と釧路トヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）は、帯広市内及びその関連する地域において大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における自動車及び付属機器（以下「自動車等」という。）の貸与に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における自動車等の貸与に関し、甲が乙に対して協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して自動車等の貸与を要請することができる。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、応ずるものとする。

（要請の手続）

第4条 第2条に定める甲の要請は、災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲と乙は、本協定に係る連絡責任者を定めるものとする。なお、連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手側に報告するものとする。

（自動車等の貸与）

第6条 乙は、乙の指定する日時及び場所で自動車等を甲に貸与し、使用させるものとする。

（使用上の留意事項）

第7条 甲は、前条の規定により貸与を受けた自動車等を次に掲げる事項を遵守の上、使用するものとする。

- （1）乙が定める使用条件を守り、安全な場所及び方法で使用する。
- （2）故障又は何らかの理由で使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡を行い、対応を協議すること。

（自動車等の返却）

第8条 甲は、自動車等の使用が終了した際は、乙の指定する日時及び場所で乙に返却する。

2 甲は、自動車等の返却に際し、貸与前の状態に復して乙に返却しなければならない。

3 甲は、自動車等の返却後、災害時要請業務実施報告書（第2号様式）により使用内容等について速やかに乙に報告する。

（費用負担）

第9条 この協定に基づく自動車等の貸与の対価については、無償とする。ただし、運航に必要な燃料は、甲の負担とする。

（賠償）

第10条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた自動車等を破損又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対し意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定したことを証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和元年12月4日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 釧路市鳥取大通6丁目4番3号  
釧路トヨタ自動車株式会社  
代表取締役社長 坂 根 篤

第1号様式 (第4条関係)

年 月 日

## 災 害 時 協 力 要 請 書

釧路トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長

様

帯 広 市 長

⑩

災害時における自動車及び付属機器の貸与に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 所属・職・氏名 ・電話番号	部 課 職名 氏名 電話番号
要請日時	年 月 日 ( ) 時 分
要請理由	
要請期間	年 月 日 ~ 年 月 日
要請内容	
備考	

注：要請内容の欄には、要請する自動車及び付属機器の種類及び数を記載すること。

第2号様式 (第8条関係)

年 月 日

## 災害時要請業務実施報告書

釧路トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長

様

帯 広 市 長

⑩

災害時における自動車及び付属機器の貸与に関する協定第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

使用した車両	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
主な使用内容	
備 考	

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と北海道行政書士会十勝支部（以下「乙」という。）は、帯広市内において大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のための行政書士業務について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

（行政書士業務の範囲）

第2条 甲の要請により乙及び乙の会員が実施する行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- （1）乙による被災者支援を目的とした相談窓口（電話相談を含む。）の準備及び開設並びに運営
- （2）甲への乙の会員の派遣
- （3）乙による甲の窓口業務における受付支援
- （4）その他、甲が必要と認める業務

（要請）

第3条 甲は、災害時に乙の協力を得る必要があるときは、協力要請書（第1号様式）をもって、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに協力要請書を乙に提出するものとする。

（実施報告）

第4条 乙は、前条に規定する業務を実施した場合は、業務報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請による行政書士業務に要した経費は、原則として乙が負担する。ただし、これにより難しい場合は、甲、乙の協議によるものとする。

（被災者の費用負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。ただし、行政書士業務上生じる印紙、証紙、登録免許税、官公署納付金等は被災者の負担とする。

（損害の補償）

第7条 甲の要請による行政書士業務により、乙、乙の会員、又は第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において行うものとする。

（守秘義務）

第8条 甲及び乙は、この協定による行政書士業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。この協定の期間満了後又は解除後においても同様とする。

（連絡体制）

第9条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を定めるものとする。なお、連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手側に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対し意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定したことを証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年1月31日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市東3条南25丁目1番地2  
北海道行政書士会十勝支部  
支部長 谷 川 秀 治

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

北海道行政書士会十勝支部  
支部長 様

帯広市長 ㊟

## 協 力 要 請 書

「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。

## 記

業務内容	
業務場所	
業務期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他	

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

帯広市長 様

北海道行政書士会十勝支部  
支部長 ㊟

## 業 務 報 告 書

「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書」に基づき、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

業務内容	
実施担当者	氏名： 連絡先：
派遣人数	1日当たり 人 延べ 人
業務場所	
業務期間	年 月 日 ～ 年 月 日（日間）
相談件数	に関すること 件 に関すること 件 に関すること 件
その他	

## 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書

帯広市（以下、「甲」という。）と北海道帯広盲学校（以下、「乙」という。）は、災害時に乙の施設を福祉避難所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は「おびひろ避難支援プラン」に基づき、大規模な地震などの災害により災害時要援護者等に避難の必要が生じた場合において、甲が乙の施設を「福祉避難所」として使用するにあたり、必要な事項を定める。

## （定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- （1）災害時要援護者等 災害時要援護者及び災害発生により自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの行動をとることが困難な者のうち、福祉避難所への収容が必要と認められる者
- （2）福祉避難所 甲が指定する、障害者や高齢者など避難生活を送る上で一定の配慮が必要な者を受け入れる施設

## （福祉避難所の指定）

第3条 甲は、被災により避難が必要な災害時要援護者等のために、福祉避難所として次の施設を指定する。

No.	施設名	種別	所在地
1	北海道帯広盲学校	学校	帯広市西25条南2丁目9番地1

## （要請）

第4条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し災害時要援護者等の受け入れを要請することができる。

## （移送）

第5条 災害時要援護者等の移送は甲が行うが、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

## （物資の調達）

第6条 甲は、福祉避難所の運営に必要な物資の調達及び確保に努める。

（費用の負担）

第7条 甲は、災害時要援護者等の受け入れに要した経費について、乙と協議のうえ負担額を決定するものとする。

（報告）

第8条 乙は、甲の要請に基づき災害時要援護者等を受け入れた場合、受け入れ状況を甲に報告するものとする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対し意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（実施細目の作成）

第11条 この協定の実施に係る詳細は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年3月3日

甲 帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西25条南2丁目9番地1  
北海道帯広盲学校  
校 長 佐 古 勝 利

災害時における福祉避難所の使用に関する協定実施細目

（目的）

第1条 帯広市（以下、「甲」という。）と北海道帯広盲学校（以下、「乙」という。）は、「災害時における福祉避難所の使用に関する協定」（以下、「協定」という。）の実施に係る詳細について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、協定に係る連絡責任者を定めるものとする。なお、連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手側に報告するものとする。

（要請）

第3条 甲は、乙に対して、協定第3条に基づき指定した福祉避難所への災害時要援護者等の受け入れについて、同4条に基づき協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明示した書面若しくは「おびひろ避難支援プラン」に規定する「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(個別計画)」（以下、「個別計画」という。）の写しの交付により行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 当該災害時要援護者等の住所、氏名、生年月日、心身の状況、特記事項
- (2) 緊急連絡先（介助を行う家族と共に避難・入所しない場合）
- (3) 避難支援者の氏名、連絡先
- (4) 受け入れる理由と期間

（開設）

第4条 協定第4条に基づき福祉避難所を開設する期間は、要請の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲、乙協議の上、7日以内で延長することができるものとし、再延長が必要な場合は、同様に取り扱うものとする。

2 乙は、前項の開設期間中において、福祉避難所の施設管理のため必要な職員を配置するものとする。

（報告）

第5条 乙は、災害時要援護者等を受け入れた場合、その受け入れ状況について、第3条に基づき受領した書面（個別計画を含む）の謄写本に、受入日、連絡責任者名を追記のうえ、甲に提出する。ただし、災害発生直後等は、この限りでない。

2 乙は、協定第3条により指定を受けた施設が被災等により使用できなくなった場合、若しくは、受入れ可能人数の上限に達した場合は、甲に対して速やかに報告する。

（支援者の確保）

- 第6条 甲は、乙が受け入れた災害時要援護者等を適切に支援できる職員（以下、「支援者」という。）の確保に努める。
- 2 前項に規定する支援者については、帯広市災害ボランティアセンターに登録した者から選定し、乙へ派遣することを基本とする。なお、支援者の選定及び活用にあたって必要な事項については、帯広市社会福祉協議会等の関係機関と協議し、適切な対応に努めるものとする。

（収容可能人数等の協議）

- 第7条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人数、受け入れ人数に応じた保有資格別の支援者数等について、協議するものとする。ただし、施設の状況に応じて、随時、変更の協議を行うことができるものとする。

（個人情報の保護）

- 第8条 乙は、福祉避難所の開設及び災害時要援護者等の受け入れに当たり知り得た個人情報の管理について、帯広市個人情報保護条例（平成7年10月17日条例第41号）等の関係法令を遵守するものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年3月3日

甲 帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西25条南2丁目9番地1  
北海道帯広盲学校  
校 長 佐 古 勝 利

## 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書

帯広市（以下、「甲」という。）と北海道帯広豊学校（以下、「乙」という。）は、災害時に乙の施設を福祉避難所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は「おびひろ避難支援プラン」に基づき、大規模な地震などの災害により災害時要援護者等に避難の必要が生じた場合において、甲が乙の施設を「福祉避難所」として使用するにあたり、必要な事項を定める。

## （定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- （1）災害時要援護者等 災害時要援護者及び災害発生により自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの行動をとることが困難な者のうち、福祉避難所への収容が必要と認められる者
- （2）福祉避難所 甲が指定する、障害者や高齢者など避難生活を送る上で一定の配慮が必要な者を受け入れる施設

## （福祉避難所の指定）

第3条 甲は、被災により避難が必要な災害時要援護者等のために、福祉避難所として次の施設を指定する。

No.	施設名	種別	所在地
1	北海道帯広豊学校	学校	帯広市西25条南2丁目7-8

## （要請）

第4条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し災害時要援護者等の受け入れを要請することができる。

## （移送）

第5条 災害時要援護者等の移送は甲が行うが、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

## （物資の調達）

第6条 甲は、福祉避難所の運営に必要な物資の調達及び確保に努める。

（費用の負担）

第7条 甲は、災害時要援護者等の受け入れに要した経費について、乙と協議のうえ負担額を決定するものとする。

（報告）

第8条 乙は、甲の要請に基づき災害時要援護者等を受け入れた場合、受け入れ状況を甲に報告するものとする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対し意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（実施細目の作成）

第11条 この協定の実施に係る詳細は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年3月3日

甲 帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西25条南2丁目7-8  
北海道帯広聾学校  
校 長 菅 野 弘 尊

災害時における福祉避難所の使用に関する協定実施細目

（目的）

第1条 帯広市（以下、「甲」という。）と北海道帯広聾学校（以下、「乙」という。）は、「災害時における福祉避難所の使用に関する協定」（以下、「協定」という。）の実施に係る詳細について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、協定に係る連絡責任者を定めるものとする。なお、連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手側に報告するものとする。

（要請）

第3条 甲は、乙に対して、協定第3条に基づき指定した福祉避難所への災害時要援護者等の受け入れについて、同4条に基づき協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明示した書面若しくは「おびひろ避難支援プラン」に規定する「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(個別計画)」（以下、「個別計画」という。）の写しの交付により行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 当該災害時要援護者等の住所、氏名、生年月日、心身の状況、特記事項
- (2) 緊急連絡先（介助を行う家族と共に避難・入所しない場合）
- (3) 避難支援者の氏名、連絡先
- (4) 受け入れる理由と期間

（開設）

第4条 協定第4条に基づき福祉避難所を開設する期間は、要請の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲、乙協議の上、7日以内で延長することができるものとし、再延長が必要な場合は、同様に取り扱うものとする。

2 乙は、前項の開設期間中において、福祉避難所の施設管理のため必要な職員を配置するものとする。

（報告）

第5条 乙は、災害時要援護者等を受け入れた場合、その受け入れ状況について、第3条に基づき受領した書面（個別計画を含む）の謄写本に、受入日、連絡責任者名を追記のうえ、甲に提出する。ただし、災害発生直後等は、この限りでない。

2 乙は、協定第3条により指定を受けた施設が被災等により使用できなくなった場合、若しくは、受入れ可能人数の上限に達した場合は、甲に対して速やかに報告する。

（支援者の確保）

- 第6条 甲は、乙が受け入れた災害時要援護者等を適切に支援できる職員（以下、「支援者」という。）の確保に努める。
- 2 前項に規定する支援者については、帯広市災害ボランティアセンターに登録した者から選定し、乙へ派遣することを基本とする。なお、支援者の選定及び活用にあたって必要な事項については、帯広市社会福祉協議会等の関係機関と協議し、適切な対応に努めるものとする。

（収容可能人数等の協議）

- 第7条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人数、受け入れ人数に応じた保有資格別の支援者数等について、協議するものとする。ただし、施設の状況に応じて、随時、変更の協議を行うことができるものとする。

（個人情報の保護）

- 第8条 乙は、福祉避難所の開設及び災害時要援護者等の受け入れに当たり知り得た個人情報の管理について、帯広市個人情報保護条例（平成7年10月17日条例第41号）等の関係法令を遵守するものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年3月3日

甲 帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西25条南2丁目7-8  
北海道帯広聾学校  
校 長 菅 野 弘 尊

## 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書

帯広市（以下、「甲」という。）と北海道帯広養護学校（以下、「乙」という。）は、災害時に乙の施設を福祉避難所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は「おびひろ避難支援プラン」に基づき、大規模な地震などの災害により災害時要援護者等に避難の必要が生じた場合において、甲が乙の施設を「福祉避難所」として使用するにあたり、必要な事項を定める。

## （定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- （1）災害時要援護者等 災害時要援護者及び災害発生により自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの行動をとることが困難な者のうち、福祉避難所への収容が必要と認められる者
- （2）福祉避難所 甲が指定する、障害者や高齢者など避難生活を送る上で一定の配慮が必要な者を受け入れる施設

## （福祉避難所の指定）

第3条 甲は、被災により避難が必要な災害時要援護者等のために、福祉避難所として次の施設を指定する。

No.	施設名	種別	所在地
1	北海道帯広養護学校	学校	帯広市西25条南2丁目7-3

## （要請）

第4条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し災害時要援護者等の受け入れを要請することができる。

## （移送）

第5条 災害時要援護者等の移送は甲が行うが、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

## （物資の調達）

第6条 甲は、福祉避難所の運営に必要な物資の調達及び確保に努める。

（費用の負担）

第7条 甲は、災害時要援護者等の受け入れに要した経費について、乙と協議のうえ負担額を決定するものとする。

（報告）

第8条 乙は、甲の要請に基づき災害時要援護者等を受け入れた場合、受け入れ状況を甲に報告するものとする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対し意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（実施細目の作成）

第11条 この協定の実施に係る詳細は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年3月3日

甲 帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西25条南2丁目7-3  
北海道帯広養護学校  
校 長 竹 内 哲

災害時における福祉避難所の使用に関する協定実施細目

（目的）

第1条 帯広市（以下、「甲」という。）と北海道帯広養護学校（以下、「乙」という。）は、「災害時における福祉避難所の使用に関する協定」（以下、「協定」という。）の実施に係る詳細について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、協定に係る連絡責任者を定めるものとする。なお、連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手側に報告するものとする。

（要請）

第3条 甲は、乙に対して、協定第3条に基づき指定した福祉避難所への災害時要援護者等の受け入れについて、同4条に基づき協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明示した書面若しくは「おびひろ避難支援プラン」に規定する「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(個別計画)」（以下、「個別計画」という。）の写しの交付により行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 当該災害時要援護者等の住所、氏名、生年月日、心身の状況、特記事項
- (2) 緊急連絡先（介助を行う家族と共に避難・入所しない場合）
- (3) 避難支援者の氏名、連絡先
- (4) 受け入れる理由と期間

（開設）

第4条 協定第4条に基づき福祉避難所を開設する期間は、要請の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲、乙協議の上、7日以内で延長することができるものとし、再延長が必要な場合は、同様に取り扱うものとする。

2 乙は、前項の開設期間中において、福祉避難所の施設管理のため必要な職員を配置するものとする。

（報告）

第5条 乙は、災害時要援護者等を受け入れた場合、その受け入れ状況について、第3条に基づき受領した書面（個別計画を含む）の謄写本に、受入日、連絡責任者名を追記のうえ、甲に提出する。ただし、災害発生直後等は、この限りでない。

2 乙は、協定第3条により指定を受けた施設が被災等により使用できなくなった場合、若しくは、受入れ可能人数の上限に達した場合は、甲に対して速やかに報告する。

（支援者の確保）

- 第6条 甲は、乙が受け入れた災害時要援護者等を適切に支援できる職員（以下、「支援者」という。）の確保に努める。
- 2 前項に規定する支援者については、帯広市災害ボランティアセンターに登録した者から選定し、乙へ派遣することを基本とする。なお、支援者の選定及び活用にあたって必要な事項については、帯広市社会福祉協議会等の関係機関と協議し、適切な対応に努めるものとする。

（収容可能人数等の協議）

- 第7条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人数、受け入れ人数に応じた保有資格別の支援者数等について、協議するものとする。ただし、施設の状況に応じて、随時、変更の協議を行うことができるものとする。

（個人情報の保護）

- 第8条 乙は、福祉避難所の開設及び災害時要援護者等の受け入れに当たり知り得た個人情報の管理について、帯広市個人情報保護条例（平成7年10月17日条例第41号）等の関係法令を遵守するものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年3月3日

甲 帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西25条南2丁目7-3  
北海道帯広養護学校  
校 長 竹 内 哲

## 災害時における福祉用具等の供給に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）は、帯広市内において大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における福祉用具等の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における福祉用具等の供給に関し、甲が乙に対して協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時に乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して福祉用具等の供給を要請することができる。

### （協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

### （福祉用具等の内容）

第4条 甲が乙に要請する福祉用具等の内容は、甲乙協議の上、予め別表に定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等以外の供給についても、可能な範囲で協力するものとする。

### （要請手続き）

第5条 第2条に定める要請手続きは、別記様式「福祉用具等供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（引き渡し）

第6条 福祉用具等の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

（適合確認）

第7条 乙の福祉用具専門相談員は、現地の状況や災害時要援護者等の状態に合わせて、必要に応じて福祉用具等の適合を確認するものとする。

（運搬）

第8条 福祉用具等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（配慮事項）

第9条 甲は、第2条の規定に基づき乙に要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、運搬業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

（損害の負担）

第10条 本協定に基づく協力の実施にあたり損害（福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

（費用）

第11条 第2条及び第8条の規定により乙が供給した福祉用具等及び乙が行った運搬に係る費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。

（平常時の協力）

第12条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動等に対し協力するよう努めるものとする。

（1）甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加

（2）その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかからも相手側に対し意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第14条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和2年3月31日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 東京都港区浜松町2丁目7番15号  
一般社団法人 日本福祉用具供給協会  
理事長 小 野 木 孝 二

別表（第4条関係）

福祉用具等の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、 特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止 用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、 歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品 等
----------	--

別記様式（第5条関係）

要請 No. \_\_\_\_\_

## 福祉用具等供給要請書

年 月 日

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

理事長 様

帯広市長

印

災害時における福祉用具等の供給に関する協定第5条に基づき、下記のとおり要請します。

## 記

1 要請理由

2 要請内容

必要とする福祉用具等	数量	備考

3 引渡し場所

4 連絡先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と帯広トヨペット株式会社（以下「乙」という。）は、帯広市内において大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における次世代自動車からの電力供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における次世代自動車からの電力供給に関し、甲が乙に対して協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（次世代自動車等の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する電力供給に使用する次世代自動車等は、次に掲げるものとする。

- （1）電気自動車
- （2）プラグイン・ハイブリッド車
- （3）ハイブリッド自動車
- （4）外部給電に必要な機器

（要請）

第3条 甲は、災害時に乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して次世代自動車からの電力供給を要請することができる。

- 2 前項に規定する甲の要請は、災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、応ずるものとする。

（引き渡し）

第5条 乙は、第3条の規定による要請を受け、甲に次世代自動車等を使用させる場合は、甲の指定する日時及び場所に次世代自動車等を運搬し、甲に引き渡すものとする。

（使用上の留意事項）

第6条 甲は、前条の規定により引き渡しを受けた次世代自動車等を次に掲げる事項を遵守の上、使用するものとする。

- （1）乙が定める使用条件を守り、安全な場所及び方法で使用する。
- （2）故障又は何らかの理由で使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡を行い、対応を協議する。

（返却）

第7条 甲は、次世代自動車等の使用を終了した際は、乙の指定する日時及び場所で乙に返却する。

- 2 甲は、次世代自動車等の返却に際し、引き渡し前の状態に復して乙に返却しなければならない。
- 3 甲は、次世代自動車等の返却後、災害時要請業務実施報告書（第2号様式）により使用内容等について速やかに乙に報告する。

（費用負担）

第8条 この協定に基づく次世代自動車の使用の対価については、無償とする。ただし、運航及び電力供給に必要な燃料は、甲の負担とする。

（賠償）

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、次世代自動車等を破損又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲と乙は、本協定に係る連絡責任者を定めるものとする。なお、連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手側に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対し意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定したことを証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和2年4月24日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市大通南6丁目17番地  
帯広トヨペット株式会社  
代表取締役社長 若 林 剛

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

## 災 害 時 協 力 要 請 書

帯広トヨペット株式会社

代表取締役社長

様

帯広市長

㊤

災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 所属・職・氏名 ・電話番号	部 課 職名 氏名 電話番号
要 請 日 時	年 月 日 ( ) 時 分
要 請 理 由	
要 請 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
要 請 内 容	
備 考	

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

## 災 害 時 要 請 業 務 実 施 報 告 書

帯広トヨペット株式会社

代表取締役社長

様

帯広市長

㊟

災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

使用した車両	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用内容	
備 考	

災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と十勝三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）は、帯広市内において大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における次世代自動車からの電力供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における次世代自動車からの電力供給に関し、甲が乙に対して協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（次世代自動車等の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する電力供給に使用する次世代自動車等は、次に掲げるものとする。

- （1）電気自動車
- （2）プラグイン・ハイブリッド車
- （3）ハイブリッド自動車
- （4）外部給電に必要な機器

（要請）

第3条 甲は、災害時に乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して次世代自動車からの電力供給を要請することができる。

- 2 前項に規定する甲の要請は、災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、応ずるものとする。

（引き渡し）

第5条 乙は、第3条の規定による要請を受け、甲に次世代自動車等を使用させる場合は、甲の指定する日時及び場所に次世代自動車等を運搬し、甲に引き渡すものとする。

（使用上の留意事項）

第6条 甲は、前条の規定により引き渡しを受けた次世代自動車等を次に掲げる事項を遵守の上、使用するものとする。

- （1）乙が定める使用条件を守り、安全な場所及び方法で使用する。
- （2）故障又は何らかの理由で使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡を行い、対応を協議する。

（返却）

第7条 甲は、次世代自動車等の使用を終了した際は、乙の指定する日時及び場所で乙に返却する。

- 2 甲は、次世代自動車等の返却に際し、引き渡し前の状態に復して乙に返却しなければならない。
- 3 甲は、次世代自動車等の返却後、災害時要請業務実施報告書（第2号様式）により使用内容等について速やかに乙に報告する。

（費用負担）

第8条 この協定に基づく次世代自動車の使用の対価については、無償とする。ただし、運航及び電力供給に必要な燃料は、甲の負担とする。

（賠償）

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、次世代自動車等を破損又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲と乙は、本協定に係る連絡責任者を定めるものとする。なお、連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手側に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対し意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定したことを証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和2年4月24日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西16条北1丁目21-5  
十勝三菱自動車販売株式会社  
代表取締役社長 鈴 木 享

第1号様式 (第3条関係)

年 月 日

## 災 害 時 協 力 要 請 書

十勝三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長

様

帯広市長

㊤

災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 所属・職・氏名 ・電話番号	部 課 職名 氏名 電話番号
要 請 日 時	年 月 日 ( ) 時 分
要 請 理 由	
要 請 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
要 請 内 容	
備 考	

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

## 災 害 時 要 請 業 務 実 施 報 告 書

十勝三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長

様

帯広市長

㊟

災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

使用した車両	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用内容	
備考	

災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と帯広日産自動車株式会社（以下「乙」という。）は、帯広市内において大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における次世代自動車からの電力供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における次世代自動車からの電力供給に関し、甲が乙に対して協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（次世代自動車等の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する電力供給に使用する次世代自動車等は、次に掲げるものとする。

- （1）電気自動車
- （2）プラグイン・ハイブリッド車
- （3）ハイブリッド自動車
- （4）外部給電に必要な機器

（要請）

第3条 甲は、災害時に乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して次世代自動車からの電力供給を要請することができる。

- 2 前項に規定する甲の要請は、災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、応ずるものとする。

（引き渡し）

第5条 乙は、第3条の規定による要請を受け、甲に次世代自動車等を使用させる場合は、甲の指定する日時及び場所に次世代自動車等を運搬し、甲に引き渡すものとする。

（使用上の留意事項）

第6条 甲は、前条の規定により引き渡しを受けた次世代自動車等を次に掲げる事項を遵守の上、使用するものとする。

- （1）乙が定める使用条件を守り、安全な場所及び方法で使用する。
- （2）故障又は何らかの理由で使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡を行い、対応を協議する。

（返却）

第7条 甲は、次世代自動車等の使用を終了した際は、乙の指定する日時及び場所で乙に返却する。

- 2 甲は、次世代自動車等の返却に際し、引き渡し前の状態に復して乙に返却しなければならない。
- 3 甲は、次世代自動車等の返却後、災害時要請業務実施報告書（第2号様式）により使用内容等について速やかに乙に報告する。

（費用負担）

第8条 この協定に基づく次世代自動車の使用の対価については、無償とする。ただし、運航及び電力供給に必要な燃料は、甲の負担とする。

（賠償）

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、次世代自動車等を破損又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲と乙は、本協定に係る連絡責任者を定めるものとする。なお、連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手側に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対し意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定したことを証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和2年4月24日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市大通南29丁目2番地  
帯広日産自動車株式会社  
代表取締役社長 村 松 一 樹

第1号様式 (第3条関係)

年 月 日

## 災 害 時 協 力 要 請 書

帯広日産自動車株式会社

代表取締役社長

様

帯広市長

㊟

災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 所属・職・氏名 ・電話番号	部	課	職名
	氏名	電話番号	
要請日時	年 月 日 ( ) 時 分		
要請理由			
要請期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
要請内容			
備考			

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

## 災 害 時 要 請 業 務 実 施 報 告 書

帯広日産自動車株式会社

代表取締役社長

様

帯広市長

㊟

災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

使用した車両	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用内容	
備考	

災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と帯広三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）は、帯広市内において大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における次世代自動車からの電力供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における次世代自動車からの電力供給に関し、甲が乙に対して協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（次世代自動車等の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する電力供給に使用する次世代自動車等は、次に掲げるものとする。

- （1）電気自動車
- （2）プラグイン・ハイブリッド車
- （3）ハイブリッド自動車
- （4）外部給電に必要な機器

（要請）

第3条 甲は、災害時に乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して次世代自動車からの電力供給を要請することができる。

- 2 前項に規定する甲の要請は、災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、応ずるものとする。

（引き渡し）

第5条 乙は、第3条の規定による要請を受け、甲に次世代自動車等を使用させる場合は、甲の指定する日時及び場所に次世代自動車等を運搬し、甲に引き渡すものとする。

（使用上の留意事項）

第6条 甲は、前条の規定により引き渡しを受けた次世代自動車等を次に掲げる事項を遵守の上、使用するものとする。

- （1）乙が定める使用条件を守り、安全な場所及び方法で使用する。
- （2）故障又は何らかの理由で使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡を行い、対応を協議する。

（返却）

第7条 甲は、次世代自動車等の使用を終了した際は、乙の指定する日時及び場所で乙に返却する。

- 2 甲は、次世代自動車等の返却に際し、引き渡し前の状態に復して乙に返却しなければならない。
- 3 甲は、次世代自動車等の返却後、災害時要請業務実施報告書（第2号様式）により使用内容等について速やかに乙に報告する。

（費用負担）

第8条 この協定に基づく次世代自動車の使用の対価については、無償とする。ただし、運航及び電力供給に必要な燃料は、甲の負担とする。

（賠償）

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、次世代自動車等を破損又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲と乙は、本協定に係る連絡責任者を定めるものとする。なお、連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手側に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対し意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定したことを証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和2年4月24日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市大通南23丁目11番地  
帯広三菱自動車販売株式会社  
代表取締役社長 鈴木 修 士

第1号様式 (第3条関係)

年 月 日

## 災 害 時 協 力 要 請 書

帯広三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長

様

帯広市長

㊤

災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 所属・職・氏名 ・電話番号	部 課 職名 氏名 電話番号
要 請 日 時	年 月 日 ( ) 時 分
要 請 理 由	
要 請 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
要 請 内 容	
備 考	

第2号様式 (第7条関係)

年 月 日

## 災害時要請業務実施報告書

帯広三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長

様

帯広市長

㊟

災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

使用した車両	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用内容	
備考	

災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）とネッツトヨタ帯広株式会社（以下「乙」という。）は、帯広市内において大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における次世代自動車からの電力供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における次世代自動車からの電力供給に関し、甲が乙に対して協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（次世代自動車等の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する電力供給に使用する次世代自動車等は、次に掲げるものとする。

- （1）電気自動車
- （2）プラグイン・ハイブリッド車
- （3）ハイブリッド自動車
- （4）外部給電に必要な機器

（要請）

第3条 甲は、災害時に乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して次世代自動車からの電力供給を要請することができる。

- 2 前項に規定する甲の要請は、災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、応ずるものとする。

（引き渡し）

第5条 乙は、第3条の規定による要請を受け、甲に次世代自動車等を使用させる場合は、甲の指定する日時及び場所に次世代自動車等を運搬し、甲に引き渡すものとする。

（使用上の留意事項）

第6条 甲は、前条の規定により引き渡しを受けた次世代自動車等を次に掲げる事項を遵守の上、使用するものとする。

- （1）乙が定める使用条件を守り、安全な場所及び方法で使用する。
- （2）故障又は何らかの理由で使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡を行い、対応を協議する。

（返却）

第7条 甲は、次世代自動車等の使用を終了した際は、乙の指定する日時及び場所で乙に返却する。

- 2 甲は、次世代自動車等の返却に際し、引き渡し前の状態に復して乙に返却しなければならない。
- 3 甲は、次世代自動車等の返却後、災害時要請業務実施報告書（第2号様式）により使用内容等について速やかに乙に報告する。

（費用負担）

第8条 この協定に基づく次世代自動車の使用の対価については、無償とする。ただし、運航及び電力供給に必要な燃料は、甲の負担とする。

（賠償）

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、次世代自動車等を破損又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲と乙は、本協定に係る連絡責任者を定めるものとする。なお、連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手側に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対し意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定したことを証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和2年4月24日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市大通南18丁目15番地  
ネットヨタ帯広株式会社  
代表取締役社長 原 田 照 久

第1号様式 (第3条関係)

年 月 日

## 災 害 時 協 力 要 請 書

ネットヨタ帯広株式会社

代表取締役社長

様

帯広市長

㊤

災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 所属・職・氏名 ・電話番号	部 課 職名 氏名 電話番号
要請日時	年 月 日 ( ) 時 分
要請理由	
要請期間	年 月 日 ~ 年 月 日
要請内容	
備考	

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

## 災害時要請業務実施報告書

ネッツトヨタ帯広株式会社

代表取締役社長

様

帯広市長

㊟

災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

使用した車両	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用内容	
備考	

## 災害時における協力体制に関する実施協定

帯広市（以下「甲」という。）と十勝測量設計協会（以下「乙」という。）とは、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、市民の生命、身体及び財産を守るための連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において、帯広市地域防災計画に基づき、甲が所管する公共土木施設等の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設等の早期復旧を図ることを目的とする。

### （内容）

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）情報連絡網の構築・共有
- （2）協力実施体制の構築・共有
- （3）施設の被害状況の把握に係る業務対応
- （4）災害応急対策に係る業務対応
- （5）その他必要と認める業務対応

### （報告等）

第3条 甲及び乙は、第2条第1号及び第2号に基づき、それぞれ災害時における情報連絡網及び協力実施体制を整備し、相互に報告し情報を共有するものとする。

- 2 この情報連絡網及び協力実施体制に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

### （協力の要請）

第4条 甲は、災害時に第2条第3号、第4号及び第5号に係る業務対応について、協力が必要と判断した場合は、乙に対し口頭又は書面をもって要請するものとする。

### （乙の会員に対する通知）

第5条 乙は、甲から第4条に係る協力要請があった場合には、直ちに乙の会員に対しその旨を通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、第4条に係る業務を乙の会員に実施させることとした場合には、甲の関係規程に基づき、乙の会員と遅滞なく必要な契約を締結するものとする。

（他の協定等との関係）

第7条 甲と乙又は乙の会員が既に締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後とも有効とする。

2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

（有効期限）

第8条 この協定の期間は、締結の日から当該年度3月31日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年度更新するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度甲乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月15日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米沢 則寿

乙 帯広市東2条南4丁目3番地6十勝測量会館内  
十勝測量設計協会  
会長 熊頭 勇造

年 月 日

## 測量業務等要請書

十勝測量設計協会  
会長

様

帯広市長

㊟

災害時における公共土木施設等の測量業務等の実施に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

業 務 内 容	
期 間	
場 所	
業務担当課 及び担当者名	
特 記 事 項	

## ※情報発信者

発信日時	発信元		発信先
/ ( ) :		→	
/ ( ) :		→	

## 災害時における福祉避難所の使用に関する覚書

帯広市（以下、「甲」という。）と社会医療法人北斗（以下、「乙」という。）は、令和2年6月9日付で締結した「帯広市と社会医療法人北斗との協働のまちづくりに関する包括連携協定書」に基づく福祉避難所の使用に関し、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この覚書は、帯広市地域防災計画に基づき、大規模な地震などの災害により災害時要援護者等に避難の必要が生じた場合において、甲が乙の社会福祉施設等を福祉避難所として使用するにあたり、必要な事項を定める。

2 本覚書における用語の定義は次のとおりとする。

- （1）災害時要援護者等 災害時要援護者及び高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、福祉避難所への収容が必要と認められる者
- （2）社会福祉施設等 おびひろ避難支援プラン第4章第1項で定める社会福祉施設など
- （3）福祉避難所 甲が指定する災害時要援護者等のために特別な配慮がなされた避難所

### （福祉避難所の指定）

第2条 甲は、被災により、指定避難所から二次的な避難が必要な災害時要援護者等のために、別紙に掲げる乙の社会福祉施設等を福祉避難所に指定する。

2 乙は、乙の福祉避難所の指定に係る調整を行うことや、甲から必要な支援を受けることができる。

### （連絡体制等）

第3条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、福祉避難所に指定した社会福祉施設等との連絡体制の確立を図るものとする。

2 乙は、福祉避難所に指定された施設の施設長を施設における災害時の指揮統括並びに甲を始めとした関係機関との連絡調整を行うための災害防災リーダーとして指名する。

また、災害防災リーダーに事故があった場合の職務代行者として、災害防災サブリーダー2名を指名する。

### （福祉避難所の受け入れ）

第4条 甲は、乙に対して、第2条により指定を行った福祉避難所への災害時要援護者等の受け入れについて協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる情報及び事項を明示した書面若しくは「おびひろ避難支援プラン」に規定している「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳」の写しの交付により行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- （1）当該災害時要援護者等の住所、氏名、生年月日、心身の状況（特記事項）
- （2）緊急時の家族等の連絡先（介助を行う家族と共に避難・入所しない場合）

(3) 避難支援者の氏名、連絡先

(4) 受け入れする理由と期間

2 前項により通知する事項のうち、受け入れる期間については、災害時要援護者等の被災の程度により甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、提供を受けた情報の管理にあたり、帯広市個人情報保護条例（平成7年10月17日条例第41号）等の関係法令の規定を遵守する。

(災害時要援護者等の移送)

第5条 災害時要援護者等の移送については、原則として甲が行うこととするが、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

(受入状況の報告)

第6条 第3条第2項に定める災害防災リーダーは、災害時要援護者等の受入状況について、第4条に基づき受領した書面の謄写本に、受入日、施設名、災害防災リーダー名を追記のうえ、甲に報告する。ただし、災害発生直後などは、この限りでない。

2 乙は、指定を受けた社会福祉施設等が被災等により使用できなくなった場合、若しくは、施設の安全確保上など受け入れ可能人数の上限に達した場合に、甲に対して、速やかに報告を行う。

(物資の調達)

第7条 甲は、災害時要援護者等が福祉避難所において必要となる物資の調達及び確保に努める。

2 乙は、災害発生時の混乱が収まるまでの所要の期間（概ね72時間）に必要な最低限の物資を確保するよう努める。

(支援者の確保)

第8条 甲は、乙が本来業務を遂行しつつ、受け入れを行った災害時要援護者等を適切に介護及び支援等ができるよう看護師や介護福祉士等の専門職（以下「支援者」という。）の確保に努める。

2 前項に規定する支援者については、甲は帯広市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）と連携して帯広市災害ボランティアセンターに登録した者から、乙に派遣することを基本とする。また、支援者を活用するにあたっての必要な事項については、別途、社会福祉協議会等関係機関と協議し適切な対応に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、災害時要援護者等の受け入れに要した経費について、別途乙と協議をして負担額を決定するものとする。

（収容可能人数等の協議）

第10条 甲及び乙は、本覚書締結後、施設ごとに、福祉避難所の別、受け入れ可能人数、受け入れ人数に応じた保有資格別の支援者数、必要物資等について、協議するものとする。ただし、施設の状況に応じて、随時、変更の協議を行うことができるものとする。

（関係機関との連携）

第11条 甲及び乙は、この覚書を円滑に遂行するために、甲、乙のほか社会福祉協議会等関係機関との連携に努める。

（疑義の解決）

第12条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月9日

甲 帯広市西5条南7丁目1  
帯広市  
帯広市長 米沢 則寿

乙 帯広市稲田町基線7番地5  
社会医療法人北斗  
理事長 鎌田 一

## 別 紙

施設名	種 別	所在地	電話番号	FAX 番号
介護老人保健施設 かけはし	介護老人保健施設	帯広市稲田町基線 2 番地 1	47-4184	48-4184

## 帯広空港消火救難隊に関する協定書

北海道エアポート株式会社帯広空港事業所（以下、「HAP帯広空港事業所」という。）と帯広市とは、帯広空港及びその周辺における航空機事故、火災その他災害時（以下、「緊急事態」という。）における消火救難活動について、次のとおり協定を締結する。

### (目 的)

第1条 この協定は、帯広空港消火救難隊業務要領に基づき、帯広空港及びその周辺における緊急事態に際し、HAP帯広空港事業所及び帯広空港において事業を営む団体（以下、「協力団体」という。）が消火救難隊を編成することにより、緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を行い、もって被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

### (出 動)

第2条 HAP帯広空港事業所は、緊急事態が発生した場合には、必要に応じ協力団体に対して出動を要請するものとする。

2 協力団体の職員は、別に定める帯広空港消火救難隊業務要領に基づき行動するものとする。

### (災害補償)

第3条 消火救難活動に従事する隊員に人的被害が生じた場合は、隊員の所属する協力団体において災害補償等を行うものとする。

### (その他)

第4条 この協定に定めるもののほか必要な事項又は変更があるときは、その都度協議して実施するものとする。

### 附 則

(1) この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、双方押印の上、各1通を保有するものとする。

(2) この協定は令和3年3月1日から施行する。

令和3年2月19日

北海道エアポート株式会社  
帯広空港事業所長

美土路 純 一

帯広市  
帯広市長

米 沢 則 寿

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と大洋清掃企業組合（以下「乙」という。）は、地震等大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理（以下「処理等」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、帯広市内における災害時の災害廃棄物の処理等について、甲が乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において災害廃棄物とは、災害時に一時的に大量に発生する破損又は汚損した一般廃棄物及び避難所から排出される一般廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に乙に対して次に掲げる事項の協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の処理等
- （2）前号に伴う必要な作業

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、協力要請に当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- （1）被災状況
- （2）実施地区
- （3）実施内容
- （4）その他必要な事項

（情報の提供）

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、乙に市内の被災状況、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第6条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を確保し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （2）災害廃棄物の再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

（実施報告）

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- （1）実施地区
- （2）実施内容
- （3）従事した要員、車両、資機材等
- （4）従事期間
- （5）その他必要な事項

（費用の負担）

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理に要した費用については、原則、帯広市が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては帯広市都市環境部環境室清掃事業課、乙においては大洋清掃企業組合とする。

（細目）

第10条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年10月18日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西24条北4丁目3番地  
大洋清掃企業組合  
代表理事 岡谷内 武

## 大規模災害時における相互協力に関する基本協定

帯広市（以下「甲」という。）、北海道電力株式会社（以下「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下「丙」という。）は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に、甲、乙及び丙が相互に協力を行い、迅速かつ的確に対応することにより、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

### （災害発生時の情報共有）

第2条 乙及び丙は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合には、甲からの要請に基づき、甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、甲、乙及び丙で相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

2 甲、乙及び丙が共有する主な情報は次の各号に定める。

#### （1）乙及び丙が甲に提供する情報

- ア 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み
- イ 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況

#### （2）甲が乙及び丙に提供する情報

- ア 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況
- イ 住民から提供された停電情報
- ウ 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
- エ 住民が避難している地域、甲が把握している避難場所等

### （復旧における相互協力）

第3条 甲、乙及び丙は、災害活動等に関する作業の実施にあたり、自らだけでは対応が困難な場合は、それぞれがもつ施設・敷地・資機材・物資・人材等の資源提供について可能な範囲で相互に協力を行う。

### （連絡体制の確立）

第4条 甲、乙及び丙は、第2条に定める情報共有を迅速に行うため、連絡体制を確立する。

2 乙及び丙は、甲との連絡体制を毎年4月に確認することとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（連携訓練等の実施）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に定める内容を大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に円滑に行うため、連携訓練等を原則として年1回以上実施するものとする。

なお、訓練内容等については、甲、乙及び丙で協議のうえ決定する。

（秘密の保持）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（他の協定等との関係）

第7条 この協定は、甲、乙及び丙が既に締結している他の相互協力等に関する協定等に基づく協力内容を妨げるものではない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

なお、協定期間が満了する1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからの変更又は解除の申し出がない場合は、この協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

（細目協定等の締結）

第9条 この協定の各条項に定める甲、乙及び丙の役割や具体的な実施事項等については、甲、乙及び丙の合意により別途細目協定又は覚書を作成し保有するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙でそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年5月30日

甲 帯広市西5条南7丁目1  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 札幌市中央区大通東1丁目2番地  
北海道電力株式会社  
執行役員 総務部長 鹿 内 公 明

丙 帯広市西5条南7丁目2番地1  
北海道電力ネットワーク株式会社  
帯広支店長 高 橋 章

## 大規模災害時における樹木・土砂などの障害物（電力設備を除く）の除去作業の支援に関する細目協定

この細目協定は、帯広市（以下「甲」という。）、北海道電力株式会社（以下「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下「丙」という。）間にて令和4年5月30日に締結した「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」第9条に基づき、乙及び丙が一体となって行う停電復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物（電力設備を除く）の除去作業にかかる甲の支援に関して、必要な事項を定めるものである。

### （対象区域）

第1条 停電復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物（電力設備を除く）の除去作業（以下「樹木等除去作業」という。）の支援の対象とする区域は、甲が管理する市道の道路区域及び必要に応じその周辺の区域とする。

### （対象作業）

第2条 樹木等除去作業の支援の対象とする作業は、乙及び丙が行う停電復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物（電力設備を除く）の除去作業とする。

### （要請の手続き）

第3条 乙及び丙は、甲に対して樹木等除去作業の支援を要請する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を明示した「大規模災害時における停電復旧作業の支援要請書」（別紙第1号様式）を提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話で要請できることとし、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被災の状況
- （2）場所（住所、地図）
- （3）作業内容
- （4）作業希望日時
- （5）現地連絡責任者及び電話番号
- （6）その他必要な事項

### （可否の判断）

第4条 甲は、乙及び丙から樹木等除去作業の支援の要請を受けた場合は、前条の各号に定める事項及び道路管理者として優先すべき市道の復旧等他の業務の状況等により、支援の可否を判断するものとし、支援が可能な場合は、作業実施者を乙及び丙に通知し、甲の職員及び作業実施者が出動する。

（費用の支払い）

第5条 乙又は丙は、第2条による樹木等除去作業終了後に作業実施者から、当該作業のために作業実施者の事業所（以下「基地」という。）を出発してから作業終了後に基地に帰還するまでの期間（以下「作業期間」という。）に当該作業に要した費用の請求を受けるものとする。

2 作業実施者は、作業期間中に実施した当該作業に関する実施内容を乙又は丙に提示するものとする。

乙又は丙は、提示された実施内容に基づき、前項の請求を精査し、相当と認めた時は、速やかに作業実施者に費用を支払うものとする。

なお、精算や支払い方法に関する具体的な実施事項については、都度協議のうえ決定するものとする。

（事前対策の実施）

第6条 甲、乙及び丙は、倒木等による停電、道路寸断等の発生を防止するため、被害が想定される箇所の事前の情報共有について、協力体制を図るものとする。

（実施責任）

第7条 第2条による樹木等除去作業の支援に係る関係機関への周知、実施に伴い必要となる第三者の土地への立ち入り許可及び第三者からの問い合わせ等への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

2 作業実施者への指示は、乙及び丙の要請に応じて甲が行うものとし、作業完了後、甲は乙及び丙に作業完了の報告を行うものとする。

3 作業中に発生した事故への対応は、甲が責任を持って行うものとするが、乙及び丙からの要請に起因する事故への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

（損害賠償）

第8条 甲、乙及び丙は、この細目協定に違反又はその他自己の責に帰すべき事由により相手方が損失を被った場合、その損害につき、現実に被った直接かつ通常の損害（特別な事情によって生じた損害は含まない。）に限り賠償するものとする。

（協議）

第9条 この細目協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この細目協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙でそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年5月30日

- 甲 帯広市西5条南7丁目1  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿
- 乙 札幌市中央区大通東1丁目2番地  
北海道電力株式会社  
執行役員 総務部長 鹿 内 公 明
- 丙 帯広市西5条南7丁目2番地1  
北海道電力ネットワーク株式会社  
帯広支店長 高 橋 章

## 大規模災害時における道路の通行に支障となる電力設備等の 除去作業の支援に関する細目協定

この細目協定は、帯広市（以下「甲」という。）、北海道電力株式会社（以下「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下「丙」という。）間にて令和4年5月30日に締結した「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」第9条に基づき、乙及び丙が管理する電力設備等により、甲が管理する道路の通行に支障が生じた際、その早期解消に向けた、迅速かつ着実な作業の推進、連携に関して、必要な事項を定めるものである。

### （対象区域）

第1条 道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業（以下「電力設備等除去作業」という。）の支援の対象とする区域は、甲が管理する市道の道路区域のほか、市道の通行に支障となる電力設備等の除去を行う周辺の区域とする。

### （対象作業）

第2条 電力設備等除去作業の支援の対象とする作業は、乙及び丙が行う停電復旧作業のうち道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業とする。

2 前項による除去等を甲が実施する際、乙及び丙は、現場の安全を判断できる技術員を派遣し、甲は同技術員の要請に基づき、電力設備等除去作業を実施することとする。

### （要請の手続き）

第3条 乙及び丙は、甲に対して電力設備等除去作業の支援を要請する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を明示した「大規模災害時における停電復旧作業の支援要請書」（別紙第1号様式）を提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話で要請できるとし、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 場所（住所、地図）
- (3) 作業内容
- (4) 作業希望日時
- (5) 現地連絡責任者及び電話番号
- (6) その他必要な事項

### （可否の判断）

第4条 甲は、乙及び丙から電力設備等除去作業の支援の要請を受けた場合は、前条の各号に定める事項及び道路管理者として優先すべき市道の復旧等他の業務の状況等により、支援の可否を判断するものとし、支援が可能な場合は、作業実施者を乙及び丙に通知

し、甲の職員及び作業実施者が出動する。

（費用の支払い）

第5条 乙又は丙は、第2条による電力設備等除去作業終了後に作業実施者から、当該作業のために作業実施者の事業所（以下「基地」という。）を出発してから作業終了後に基地に帰還するまでの期間（以下「作業期間」という。）に当該作業に要した費用の請求を受けるものとする。

2 作業実施者は、作業期間中に実施した当該作業に関する実施内容を乙又は丙に提示するものとする。

乙又は丙は、提示された実施内容に基づき、前項の請求を精査し、相当と認めた時は、速やかに作業実施者に費用を支払うものとする。

なお、精算や支払い方法に関する具体的な実施事項については、都度協議のうえ決定するものとする。

（事前対策の実施）

第6条 甲、乙及び丙は、倒木等による停電、道路寸断等の発生を防止するため、被害が想定される箇所の事前の情報共有について、協力体制を図るものとする。

（実施責任）

第7条 第2条による電力設備等除去作業の支援に係る関係機関への周知、実施に伴い必要となる第三者の土地への立ち入り許可及び第三者からの問い合わせ等への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

2 作業実施者への指示は、乙及び丙の要請に応じて甲が行うものとし、作業完了後、甲は乙及び丙に作業完了の報告を行うものとする。

3 作業中に発生した事故への対応は、甲が責任を持って行うものとするが、乙及び丙からの要請に起因する事故への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

（損害賠償）

第8条 甲、乙及び丙は、この細目協定に違反又はその他自己の責に帰すべき事由により相手方が損失を被った場合、その損害につき、現実に被った直接かつ通常の損害（特別な事情によって生じた損害は含まない。）に限り賠償するものとする。

（協議）

第9条 この細目協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この細目協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙でそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年5月30日

甲 帯広市西5条南7丁目1  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 札幌市中央区大通東1丁目2番地  
北海道電力株式会社  
執行役員 総務部長 鹿 内 公 明

丙 帯広市西5条南7丁目2番地1  
北海道電力ネットワーク株式会社  
帯広支店長 高 橋 章

別紙第1号様式（細目協定第3条関係）

令和 年 月 日

帯広市長 様

北海道電力株式会社 総務部長  
北海道電力ネットワーク株式会社 帯広支店長

## 大規模災害時における停電復旧作業の支援要請書

大規模災害時における樹木・土砂などの障害物（電力設備を除く）の除去作業の支援に関する細目協定第3条及び大規模災害時における道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業の支援に関する細目協定第3条の規定に基づき、次のとおり停電復旧作業の支援を要請します。

## 記

被災の状況 （対象作業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停電復旧作業に支障となる樹木・土砂などの障害物の除去作業</li> <li>・ 道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業</li> </ul> （対象を○で囲む） ※被災の状況が分かるように可能な限り写真を添付する。
場所（住所）	※別途地図を添付する。
作業内容	（例）電柱○本、電線○本、倒木○本の除去 ※作業の規模が分かるように記載する。
作業希望日時	年 月 日、 時 分
現地連絡責任者	氏 名： 携帯電話：
その他必要事項	

以上

災害時におけるドローンの活用に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と株式会社 AIRSTAGE（以下「乙」という。）は、帯広市内において大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害状況等の把握のために行うドローンの活用による撮影（以下「撮影」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の協力要請に基づき乙が実施する撮影を円滑に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に乙の協力を得る必要があるときは、協力要請書（第1号様式）をもって、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに協力要請書を乙に提出するものとする。

（協力範囲）

第3条 甲の要請により乙が実施する協力の範囲は、次に掲げるものとする。

- （1）被災地等の上空からの撮影
- （2）撮影した画像または映像の甲への提供
- （3）その他、甲が必要と認める業務

（実施報告）

第4条 乙は、前条に規定する協力を実施した場合は、実施報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請による撮影等に要した経費は、甲、乙協議のうえ甲が負担するものとする。

（著作権）

第6条 撮影した画像または映像の著作権は、乙に帰属する。

（画像または映像の使用範囲）

第7条 乙より提供された画像または映像は、甲が作成する文書及びホームページ等に使用することができる。甲が外部に提供する場合は、乙と協議を行うものとする。

（損害の補償）

第8条 甲の要請による撮影により、乙または第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において行うものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、この協定により入手した被害状況等一切の情報を漏らしてはならない。また、この協定の期間満了後又は解除後においても同様とする。

（連絡体制）

第10条 甲と乙は、この協定に係る連絡責任者を定めるものとする。なお、連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手側に報告するものとする。

（撮影に関する手続き等）

第11条 この協定に基づき撮影を行う際、関係法令を遵守した上で、必要な諸手続きは乙が行うものとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対し意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする

上記のとおり協定したことを証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年7月22日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 弟子屈町泉2丁目9番地1号  
株式会社 AIRSTAGE  
代表取締役 久 保 直 人

第1号様式 (第2条関係)

年 月 日

株式会社 AIRSTAGE

代表取締役

様

帯広市長

㊟

協 力 要 請 書

「災害時におけるドローンの活用に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。

記

実施内容	
実施場所	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他	

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

帯広市長 様

株式会社 AIRSTAGE

代表取締役

㊞

## 実 施 報 告 書

「災害時におけるドローンの活用に関する協定書」に基づき、下記のとおり実施しましたので報告します。

## 記

実施内容	
実施者	氏 名： 連絡先：
実施場所	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日 （ 日間）
その他	

## 災害時における応急生活物資の供給に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急処理事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、物資の供給、迅速かつ円滑な応急対策活動等に関し必要な事項について定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲が、乙に対して要請する業務の種類は次のとおりとする。

- (1) 乙が保有する物資の供給及び運搬
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に甲が要請するものであって乙が実施可能な活動

### （要請の方法）

第3条 甲は、協力を要請する場合、災害時支援協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書の提出が困難な場合は、口頭等で要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

### （物資の範囲）

第4条 第2条第1項第1号の規定に基づき、甲が乙に要請する物資は、次に掲げるものとする。

- (1) タオル
- (2) 生活支援物資（飲料水）

### （物資の受渡し）

第5条 物資の受渡しは、甲が指定するものとし、甲と乙が連絡を取り合い、甲と乙のどちらか運搬可能な職員が当該場所に職員を派遣し、納品書等を確認のうえ受け取るものとする。

### （報告の方法）

第6条 乙は、第3条の規定に基づき業務を実施したときは、災害時要請業務実施報

告書（様式第2号。以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書の提出が困難な場合は、口頭等で報告し、後日報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 物資の供給・運搬に要した経費は乙が負担をするものとする。但し、特異な事態が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（損害補償等）

第8条 甲の要請により協力した乙の職員が、業務により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他関係する法律等で定める損害補償等の要件に該当するときは、当該規定に基づき、損害を補償するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

（効力）

第10条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名の上、各自その1通を所持する。

令和4年10月31日

甲 北海道帯広市西5条南7丁目1番地

帯広市長 **米沢則寿**

乙 北海道釧路市北大通10-2-1 新釧路道銀ビル  
明治安田生命保険相互会社  
釧路支社

支社長 **谷口 努**

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

様

帯広市長

## 災害時支援協力要請書

災害時における応急生活物資の供給に関する協定に基づき、次のとおり協力を要請します。

記

口頭、電話等による連絡の日時	年 月 日 午前・午後 時 分
要請理由	
要請内容	
受入担当者	(所 属) (氏 名) (連絡先)
そ の 他	

様式第2号 (第6条関係)

年 月 日

帯広市長

様

受託者 住 所

氏 名

## 災害時要請業務実施報告書

災害時における応急生活物資の供給に関する協定に基づき、次のとおり要請業務を実施したことを報告します。

記

要 請 日	
要請内容	
実施内容	
担 当 者	(氏 名) (連絡先)
そ の 他	

## 大規模災害時における相互協力に関する基本協定

帯広市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社北海道事業部（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力を行い、迅速かつ的確に対応することにより、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

### （災害発生時の情報共有）

第2条 乙は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合には、甲からの要請に基づき、甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、甲及び乙で相互に連絡体制を確立し、連携して通信障害情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

2 甲及び乙が共有する主な情報は次の各号に定める。

（1）乙が甲に提供する情報

ア ニュースリリースの内容

イ 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況

（2）甲が乙に提供する情報

ア 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況

イ 住民から提供された通信障害情報

ウ 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況

エ 住民が避難している地域、甲が把握している避難場所等

### （復旧における相互協力）

第3条 甲及び乙は、災害活動等に関する作業の実施にあたり、自らだけでは対応が困難な場合は、それぞれがもつ施設・敷地・資機材・物資・人材等の資源提供について可能な範囲で相互に協力を行う。

### （連絡体制の確立）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める情報共有を迅速に行うため、連絡体制を確立する。

2 乙は、甲との連絡体制を毎年4月に確認することとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（連携訓練等の実施）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める内容を大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に円滑に行うため、連携訓練等を原則として年1回以上実施するものとする。  
なお、訓練内容等については、甲及び乙で協議のうえ決定する。

（秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（他の協定等との関係）

第7条 この協定は、甲及び乙が既に締結している他の相互協力等に関する協定等に基づく協力内容を妨げるものではない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。  
なお、協定期間が満了する1か月前までに甲及び乙のいずれからも変更又は解除の申し出がない場合は、この協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

（細目協定等の締結）

第9条 この協定の各条項に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項等については、甲及び乙の合意により別途細目協定又は覚書を作成し保有するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙で協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙でそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年12月22日

甲 帯広市西5条南7丁目1  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市東3条南12丁目2番地  
東日本電信電話株式会社 北海道事業部  
北海道東支店長 北 垣 雅 之

## 大規模災害時における樹木・土砂などの障害物（通信設備を除く） の除去作業の支援に関する細目協定

この細目協定は、帯広市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社北海道事業部（以下「乙」という。）間にて令和4年12月22日に締結した「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」第9条に基づき、乙が行う通信障害復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物（通信設備を除く）の除去作業にかかる甲の支援に関して、必要な事項を定めるものである。

### （対象区域）

第1条 通信障害復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物（通信設備を除く）の除去作業（以下「樹木等除去作業」という。）の支援の対象とする区域は、甲が管理する道路の道路区域及び必要に応じその周辺の区域とする。

### （対象作業）

第2条 樹木等除去作業の支援の対象とする作業は、乙が行う通信障害復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物（通信設備を除く）の除去作業とする。

### （要請の手続き）

第3条 乙は、甲に対して樹木等除去作業の支援を要請する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を明示した「大規模災害時における通信障害復旧作業の支援要請書」（別紙第1号様式）を提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話で要請できることとし、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被災の状況
- （2）場所（住所、地図）
- （3）作業内容
- （4）作業希望日時
- （5）現地連絡責任者及び電話番号
- （6）その他必要な事項

### （可否の判断）

第4条 甲は、乙から樹木等除去作業の支援の要請を受けた場合は、前条の各号に定める事項及び道路管理者として優先すべき道路の復旧等他の業務の状況等により、支援の可否を判断するものとし、支援が可能な場合は、作業実施者を乙に通知し、甲の職員及び作業実施者が出動する。

（費用の支払い）

第5条 乙は、第2条による樹木等除去作業終了後に作業実施者から、当該作業のために作業実施者の事業所（以下「基地」という。）を出発してから作業終了後に基地に帰還するまでの期間（以下「作業期間」という。）に当該作業に要した費用の請求を受けるものとする。

2 作業実施者は、作業期間中に実施した当該作業に関する実施内容を乙に提示するものとする。

乙は、提示された実施内容に基づき、前項の請求を精査し、適当と認めた時は、速やかに作業実施者に費用を支払うものとする。

なお、精算や支払い方法に関する具体的な実施事項については、都度協議のうえ決定するものとする。

（事前対策の実施）

第6条 甲及び乙は、倒木等による通信障害、道路寸断等の発生を防止するため、被害が想定される箇所の事前の情報共有について、協力体制を図るものとする。

（実施責任）

第7条 第2条による樹木等除去作業の支援に係る関係機関への周知、実施に伴い必要となる第三者の土地への立ち入り許可及び第三者からの問い合わせ等への対応は、乙が責任を持って行うものとする。

2 作業実施者への指示は、乙の要請に応じて甲が行うものとし、作業完了後、甲は乙に作業完了の報告を行うものとする。

3 作業中に発生した事故への対応は、甲が責任を持って行うものとするが、乙からの要請に起因する事故への対応は、乙が責任を持って行うものとする。

（損害賠償）

第8条 甲及び乙は、本細目協定に違反又はその他自己の責に帰すべき事由により相手方が損失を被った場合、その損害につき、現実に被った直接かつ通常の損害（特別な事情によって生じた損害は含まない。）に限り賠償するものとする。

（協議）

第9条 本細目協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲及び乙で協議のうえ決定するものとする。

本細目協定の証として、この証書2通を作成し、甲及び乙でそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年12月22日

甲 帯広市西5条南7丁目1  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市東3条南12丁目2番地  
東日本電信電話株式会社 北海道事業部  
北海道東支店長 北 垣 雅 之

## 大規模災害時における道路の通行に支障となる通信設備等の 除去作業の支援に関する細目協定

この細目協定は、帯広市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社北海道事業部（以下「乙」という。）間にて令和4年12月22日に締結した「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」第9条に基づき、乙が管理する通信設備等により、甲が管理する道路の通行に支障が生じた際、その早期解消に向けた、迅速かつ着実な作業の推進、連携に関して、必要な事項を定めるものである。

### （対象区域）

第1条 道路の通行に支障となる通信設備等の除去作業（以下「通信設備等除去作業」という。）の支援の対象とする区域は、甲が管理する道路の道路区域のほか、道路の通行に支障となる通信設備等の除去を行う周辺の区域とする。

### （対象作業）

第2条 通信設備等除去作業の支援の対象とする作業は、乙が行う通信障害復旧作業のうち道路の通行に支障となる通信設備等の除去作業とする。

2 前項による除去等を甲が実施する際、乙は、現場の安全を判断できる技術員を派遣し、甲は同技術員の要請に基づき、通信設備等除去作業を実施することとする。

### （要請の手続き）

第3条 乙は、甲に対して通信設備等除去作業の支援を要請する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を明示した「大規模災害時における通信障害復旧作業の支援要請書」（別紙第1号様式）を提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話で要請できるとし、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 場所（住所、地図）
- (3) 作業内容
- (4) 作業希望日時
- (5) 現地連絡責任者及び電話番号
- (6) その他必要な事項

（可否の判断）

第4条 甲は、乙から通信設備等除去作業の支援の要請を受けた場合は、前条の各号に定める事項及び道路管理者として優先すべき道路の復旧等他の業務の状況等により、支援の可否を判断するものとし、支援が可能な場合は、作業実施者を乙に通知し、甲の職員及び作業実施者が出動する。

（費用の支払い）

第5条 乙は、第2条による通信設備等除去作業終了後に作業実施者から、当該作業のために作業実施者の事業所（以下「基地」という。）を出発してから作業終了後に基地に帰還するまでの期間（以下「作業期間」という。）に当該作業に要した費用の請求を受けるものとする。

2 作業実施者は、作業期間中に実施した当該作業に関する実施内容を乙に提示するものとする。

乙は、提示された実施内容に基づき、前項の請求を精査し、適当と認められた時は、速やかに作業実施者に費用を支払うものとする。

なお、精算や支払い方法に関する具体的な実施事項については、都度協議のうえ決定するものとする。

（事前対策の実施）

第6条 甲及び乙は、倒木等による通信障害、道路寸断等の発生を防止するため、被害が想定される箇所の事前の情報共有について、協力体制を図るものとする。

（実施責任）

第7条 第2条による通信設備等除去作業の支援に係る関係機関への周知、実施に伴い必要となる第三者の土地への立ち入り許可及び第三者からの問い合わせ等への対応は、乙が責任を持って行うものとする。

2 作業実施者への指示は、乙の要請に応じて甲が行うものとし、作業完了後、甲は乙に作業完了の報告を行うものとする。

3 作業中に発生した事故への対応は、甲が責任を持って行うものとするが、乙からの要請に起因する事故への対応は、乙が責任を持って行うものとする。

（損害賠償）

第8条 甲及び乙は、本細目協定に違反又はその他自己の責に帰すべき事由により相手方が損失を被った場合、その損害につき、現実に被った直接かつ通常の損害（特別な事情によって生じた損害は含まない。）に限り賠償するものとする。

（協議）

第9条 本細目協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲及び乙で協議のうえ決定するものとする。

本細目協定の証として、この証書2通を作成し、甲及び乙でそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年12月22日

甲 帯広市西5条南7丁目1  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市東3条南12丁目2番地  
東日本電信電話株式会社 北海道事業部  
北海道東支店長 北 垣 雅 之

別紙第1号様式（細目協定第3条関係）

令和 年 月 日

帯広市長 様

東日本電信電話株式会社  
北海道東支店長

## 大規模災害時における通信障害復旧作業の支援要請書

大規模災害時における樹木・土砂などの障害物（通信設備を除く）の除去作業の支援に関する細目協定第3条及び大規模災害時における道路の通行に支障となる通信設備等の除去作業の支援に関する細目協定第3条の規定に基づき、次のとおり通信障害復旧作業の支援を要請します。

## 記

被災の状況 （対象作業）	・通信設備復旧作業に支障となる樹木・土砂などの障害物の除去作業 ・道路の通行に支障となる通信設備等の除去作業 （対象を○で囲む） ※被災の状況が分かるように可能な限り写真を添付する。
場所（住所）	※別途地図を添付する。
作業内容	（例）電柱○本、電線○本、倒木○本の除去 ※作業の規模が分かるように記載する。
作業希望日時	年 月 日、 時 分
現地連絡責任者	氏 名： 携帯電話：
その他必要事項	

以上

帯広市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

帯広市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 健康の維持・増進に関すること
- (2) 熱中症対策に関すること
- (3) スポーツの振興に関すること
- (4) 災害対策に関すること
- (5) その他、本協定の目的に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施・促進するため、必要に応じて協議を行い、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件については、別途取り決めるものとする。

3 乙は、第1項各号に定める取組の一部を、甲と協議の上、乙の親会社及びその関係会社に実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり知り得た相手方の秘密及び個人情報を、当該相手方の承諾を得ることなく第三者（乙の親会社及びその関係会社を除く）に開示、漏洩してはならず、本協定に基づく連携・協力の目的以外で使用しない。なお、その他当該秘密及び個人情報の取扱いについては、法令に基づくほか、開示した当事者の指示に従うものとする。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定の有効期間は1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(協定の見直し及び解除)

第5条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙の協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙は、それぞれの署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 7年 6月 30日

甲 帯広市西5条南7丁目1  
帯広市

帯広市長 米沢 則寿

乙 札幌市中央区大通西6丁目1  
大塚製薬株式会社 北海道支店

支店長 奥 城治

## 災害時等における車両の移動等の協力に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道レッカー事業組合（以下「乙」という。）とは、災害時等における車両の移動等の災害応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、帯広市内に地震・大雪等の災害や国民保護事案が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲乙が協力し、立ち往生車両や放置車両等の対応強化を図り、被害の拡大防止に資することを目的とする。

### （協力内容）

第2条 この協定に基づき甲が乙に協力を要請する内容は、帯広市地域防災計画に基づき甲が行う支障物件等の除去及び保管措置のうち、帯広市内における災害時等の車両の移動その他甲が必要と認める協力（以下「車両の移動等」という。）に関する事項とする。

2 乙が車両の移動等を行う際の移動先については、甲が指定するものとする。

### （協力要請）

第3条 甲は、災害時等に車両の移動等が必要と認める場合には、協力要請書（様式第1号）をもって乙に対し要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、その後速やかに協力要請書を乙に通知するものとする。

### （協力の実施）

第4条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請があった場合は、作業隊を派遣し、可能な範囲で業務を実施するものとする。

2 乙は、業務完了後、業務実施報告書（様式第2号）により実施内容を甲に報告するものとする。ただし、報告書の提出が困難な場合は、口頭により報告し、後日報告書を提出するものとする。

### （費用の負担）

第5条 この協定に基づく業務に要する費用については、乙が負担するものとする。

### （損失の補償及び損害賠償）

第6条 この協定に基づき実施した業務において、災害対策基本法（以下「法」という。）第76条の6第3項の規定に基づきやむを得ない限度において行った措置により生じた損失の補償は、法第82条第1項の規定に基づき甲が負担するものとする。

2 乙の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任にて処理するものとする。

### （災害補償）

第7条 乙が実施した第2条の協力に従事した乙の組合員が、その作業により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、労働災害関係法令に定めるところによるものとする。

（平常時の体制）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に実施されるよう、平時から情報交換を行うとともに、協力して訓練及び研修等の実施に努めるものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対し意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項や疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙でそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年11月25日

甲 帯広市西5条南7丁目1  
帯広市  
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 札幌市白石区北郷2405番地25  
一般社団法人 北海道レッカー事業組合  
理事長 佐 藤 正 良

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

様

帯広市長

## 協力要請書

災害時等における車両の移動等の協力に関する協定に基づき、次のとおり協力を要請します。

記

要請日時	年 月 日 午前・午後 時 分
要請場所	帯広市
要請内容	
備考	
その他	(所属) (氏名) (連絡先)

様式第2号 (第4条関係)

年 月 日

帯広市長

様

受託者 住 所

氏 名

## 業務実施報告書

災害時等における車両の移動等の協力に関する協定に基づき、次のとおり要請業務を実施したことを報告します。

## 記

実施日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
実施場所	帯広市
従事事業者	
実施内容	
備考	
担当者	(所 属) (氏 名) (連絡先)

## 災害に係る協力体制に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と国立大学法人北海道国立大学機構帯広畜産大学（以下「乙」という。）は、災害に係る協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、帯広市内に地震・大雨・大雪等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、避難や支援の必要が生じた場合において、甲乙が相互に協力して迅速且つ円滑に代替避難所等の開設、受入やその他協力をを行い、市民の安全を確保することを目的とする。

### （代替避難所、指定緊急避難場所の指定）

第2条 甲は、別紙に掲げる乙の施設、敷地を代替避難所、指定緊急避難場所に指定する。

### （協力の内容）

第3条 甲が、乙に対して協力を要請する内容は次のとおりとする。

- (1) 避難者及びペット同伴避難者の受入
- (2) 車中避難場所及び車中避難者の休憩スペースの提供（別紙のとおり）
- (3) 食糧等の物資の提供
- (4) その他、災害時及び平時において相互に協力が必要と認められる事項

### （協力要請）

第4条 甲は、協力を要請する場合、協力要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、その後速やかに協力要請書を乙に通知するものとする。

### （協力事項の発効）

第5条 第3条に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

### （協力の実施）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合は、可能な範囲で協力を実施するものとする。

- 2 乙は、第3条の規定による協力を実施した時は、業務実施報告書（様式第2号）により実施内容を甲に報告するものとする。ただし、報告書の提出が困難な場合は、口頭により報告し、後日報告書を提出するものとする。

### （費用の負担）

第7条 この協定に基づく協力の実施に要した費用については、別途甲と乙の協議の上、負担額を決定するものとする。

（損害賠償等）

第8条 甲の要請により協力した乙の職員等が、協力により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他関係する法律等で定める損害補償等の要件に該当するときは、当該規定に基づき、甲が損害を補償するものとする。

（平常時の体制）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に実施されるよう、平時から情報交換を行うとともに、協力して訓練及び研修等の実施に努めるものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対し意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項や疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙でそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年12月1日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地  
帯広市  
帯広市長 米沢 則寿

乙 帯広市稲田町西2線11番地  
国立大学法人北海道国立大学機構帯広畜産大学  
学長 長澤 秀行

## 別紙

## 1. 代替避難所

施設名	構造	建築年	耐震性	所在地	収容可能面積	収容可能人数	電話番号
国立大学法人北海道国立大学機構帯広畜産大学体育館	S造	1970年	有り	帯広市稲田町基線2番地1	1階体育館 1,568 m <sup>2</sup> 2階武道場 356 m <sup>2</sup>	1階体育館 392人 2階武道場 89人	49-5261

※所在地、電話番号は以降同様のものとする。

## 2. 指定緊急避難場所

施設名	災害種別	収容可能面積	収容可能人数	階層
国立大学法人北海道国立大学機構帯広畜産大学体育館	洪水、地震	1階 1,568 m <sup>2</sup> 2階 356 m <sup>2</sup>	1階 784人 2階 178人	2
国立大学法人北海道国立大学機構帯広畜産大学野球場	地震、大規模火災	26,770 m <sup>2</sup>	13,385人	1
国立大学法人北海道国立大学機構帯広畜産大学ラグビー場	地震、大規模火災	19,112 m <sup>2</sup>	9,556人	1

## 3. 車中避難場所

施設名	収容可能台数	備考
国立大学法人北海道国立大学機構帯広畜産大学駐車場	321台	車中避難場所開放時には、可能な範囲で講堂内のトイレや休憩スペースの使用を可能とすること

第1号様式 (第4条関係)

年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構帯広畜産大学  
学長 様

帯広市長

協 力 要 請 書

「災害に係る協力体制に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

記

協力要請する 支 援 内 容	
要 請 日 時	
要 請 場 所	
備 考	

第2号様式 (第5条関係)

年 月 日

帯広市長 様

国立大学法人北海道国立大学機構帯広畜産大学  
学長

実 施 報 告 書

「災害に係る協力体制に関する協定」に基づき、下記のとおり実施しましたので報告  
します。

記

実施内容	
実施場所	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)
その他	